

# 第3次南越前町健康増進計画・ 食育推進計画・ 自殺対策行動計画



令和5年3月  
南越前町



## ごあいさつ

町民の皆様におかれましては、日頃より町政へのご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年から国内で広がった新型コロナウイルス感染症や本町において令和4年8月に発生した大雨による災害は、心身の健康に深刻な影響を与える新たな課題となりました。



このたび、南越前町では、令和2年3月に策定された「第2次南越前町総合計画後期基本計画」の基本目標の一つであります「町民に優しいまちづくり」の実現に向け、町民、関係機関、行政等が一体となって健康課題に取り組む、本町の基本的な健康施策を定めた「第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画」を策定しました。

本計画は、自殺対策行動計画も組み入れたものとし、新しい基本理念として「誰もがイキイキ ころもからだも健やかなまち 南越前」を、重点目標として「健康寿命の延伸を目的とした生活習慣病の予防」・「健全な心身を培い豊かな人間性を育む食育の推進」・「誰も自殺に追い込まれることのない南越前町の実現」を掲げ、その実現のために行動目標を示しております。

今後、本計画に基づき本町の現状を踏まえた健康づくり施策や町民の生活習慣の改善をはじめ、健康不安等にも配慮した対策を推進してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、様々な場面でご協力をいただきました関係機関の皆様、そして、アンケート調査等にご協力をいただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

南越前町長 岩倉光弘



# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画策定の背景.....	1
3. 計画の位置付け.....	5
4. 計画の期間.....	6
5. 計画策定への住民参画.....	7
第2章 南越前町の現状.....	8
1. 本町の概況.....	8
2. 健康に関する現状.....	14
第3章 前計画の進捗と評価及び課題.....	19
1. 健康増進に関する前計画の進捗と評価.....	19
2. 健康増進に関するライフステージ別の現状と課題.....	33
3. 食育に関する前計画の進捗と評価.....	45
4. 食育に関するライフステージ別の現状と課題.....	49
5. 自殺対策に関する前計画の進捗と評価.....	52
第4章 基本理念と重点目標.....	65
1. 計画の基本理念.....	65
2. ライフステージ別の重点目標.....	66
3. 施策の体系.....	67
第5章 健康増進計画.....	69
1. 具体的施策の展開.....	69
第6章 食育推進計画.....	86
1. 具体的施策の展開.....	86
第7章 自殺対策行動計画.....	91
1. 基本方針.....	91
2. 具体的施策の展開.....	92
第8章 計画の推進体制.....	106
1. 住民の参画と協働による健康づくり.....	106
2. 各主体の役割.....	106
3. 計画の進捗管理.....	107
資料編.....	108
1. 本計画策定の経緯.....	108
2. 南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画策定委員会設置規則.....	109
3. 南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画策定委員会 委員名簿.....	110
4. 用語解説.....	111



## 1. 計画策定の趣旨

本町では、行政と住民が一体となった健康づくりの施策を推進するため、「第1次南越前町健康増進計画」を改定するかたちで「第2次南越前町健康増進計画・食育推進計画」（以下、「前計画」という。）を平成29年3月に策定しました。

この計画では、①生涯を通じた健康づくりによる健康寿命の延伸、②地域資源や住民の力を活かした健康づくりの推進、③「がん予防スタートプロジェクトの推進」の3点を重点項目に掲げ、行政・住民・地域それぞれが取り組むべき課題や目標を明らかにし、心身の健康づくりに向けて、具体的な施策を推進してきました。

一方、本町では平成31年3月に「いのち支える南越前町自殺対策行動計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指し、総合的な施策を実施してきました。

この間、令和2年からわが国でも広がりを見せた新型コロナウイルス感染症など、健康に深刻な影響を与える新たな課題が発生し、令和4年8月に発生した大雨による災害もまた、人々に甚大な被害や心的ストレスをもたらしました。

そのような中、前計画が令和4年度に計画期間を終えること、また、健康増進と自殺対策という密接に関連した二つの計画を、一体のものとして策定し、より多面的・総合的な取組を推進するため、新たに「第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 計画策定の背景

### （1）国民の健康増進に向けた全国的な取組の推進

社会情勢が急速に変化し、価値観が多様化・複雑化する現代において、人々は様々な不安やストレスを抱え、個人の心身の健康を阻む要因は後を絶ちません。

特にわが国においては、世界でも有数の長寿国であると同時に少子高齢化が進行した国として、健康寿命の延伸や生涯を通じた生きがいづくり、一人ひとりが互いに支え合う地域共生社会の実現などが、重要な課題となっています。

このような中、国においては、平成12年3月に「健康日本21」と呼ばれる国民健康づくり運動を示すとともに、平成14年には国民の健康の増進を図ることを目的とする「健康増進法」を制定するなど、国民の健康増進に向けた取組を継続・発展させています。

「健康日本21」は平成25年4月に改正され、「健康日本21（第二次）」が示されましたが、令和4年10月の最終評価では、全53項目の目標のうち、「健康寿命の延伸」、「75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少」、「脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少」

など8項目（15.1%）で目標値に達し、20項目（37.7%）で改善がみられた一方、「変わらない」が14項目（26.4%）、「悪化している」が4項目（7.5%）となっており、目標達成にはまだ道半ばの状況です。

この結果を踏まえ、社会全体で健康づくり運動に対する機運を高め、目標を達成するためのいっそうの取組を推進しています。

## （2）食育の推進

食事は健康づくりの重要な要素ですが、近年はライフスタイルの変化などもあり、栄養が偏った食事や、朝食の欠食、ストレスによる過食や体型を気にし過ぎるあまりの極端な小食や拒食、食品の安全性に対する不安、食料自給率の低下など、食をめぐる課題も多種多様となっています。

これに対し国では、平成17年に「食育基本法」を制定して食を通じた教育、すなわち食育の推進に注力しています。食育は適切な食生活で国民の健康増進を図るだけでなく、自然や食にかかわる人々への感謝の念の育成や、伝統的な食文化や日本の食糧事情への理解促進、食品の安全性に対する知識の普及など、食を通じた多様な教育を推進することを目的としています。

## （3）自殺対策の推進

わが国の自殺者数は近年、減少傾向が続き、令和元年には1万9,974人と2万人を下回りました。しかし令和2年には増加に転じて2万907人と再び2万人を上回り、翌令和3年も2万820人と、やはり2万人を上回っています。

また、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は世界的にも高水準で、主要先進国の中では最も高くなっています。

こうした状況を受け、国では平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、自殺対策は個人的な問題ではなく社会的な取組として実施されなければならないことを明記しました。この法律は平成28年に改正され、国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの責務を明らかにして、自殺対策の総合的な推進を図り、国民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

また、この法に基づき策定された自殺総合対策大綱は、令和4年10月に3度目の見直しが行われ、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを、新たな課題として掲げています。

## (4) 踏まえるべき社会動向

### ①SDGsとの関連

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、持続可能な社会をつくるための国際社会共通の目標で、平成 27 年の「持続可能な開発サミット」で採択されました。国連加盟各国が協力し、令和 12（2030）年までに全 17 項目の目標が達成されるよう具体的な行動を展開しています。

17 の目標のうち、以下の各項目が、本計画と関連の深いものとしてあげられます。

SDGs では 17 項目の目標それぞれに、さらに具体的な目標（ターゲット）が設けられています。

目標（ゴール）	ターゲット（具体的な目標）抜粋及び要約
<b>2</b> 飢餓をゼロに 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飢えをなくし、誰もが一年中安全で栄養のある食料を、十分に手に入れられるようにする。</li> <li>○ 栄養不良をなくす。妊婦や赤ちゃんがいる母親、高齢者の栄養について、より良い取組を行う。</li> </ul>
<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 赤ちゃんや幼児が、予防できる原因で命を失うことがないようにする。</li> <li>○ エイズ、結核、マラリアなどの伝染病をなくす。また、肝炎や、汚れた水が原因で起こる病気などへの対策を進める。</li> <li>○ 感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を減らす。こころの健康への対策や福祉も進める。</li> <li>○ 薬物やアルコールなどの乱用を防ぎ、治療を進める。</li> </ul>
<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者の所得の増え方が、国全体の平均を上回るようにして、そのペースを保つ。</li> <li>○ すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにする。</li> <li>○ 差別的な法律、政策や慣習をなくし、人々が平等な機会をもてるようにし、格差を減らす。</li> </ul>
<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての人が、住むのに十分で安全な家に、安い値段で住むことができ、基本的なサービスが使えるようにする。</li> <li>○ 水害などの災害によって命を失う人や被害を受ける人の数を大きく減らす。</li> </ul>
<b>12</b> つくる責任 つかう責任 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 店舗や消費者に捨てられる食料（一人当たりの量）を半分に減らす。また、生産者から店舗への流れの中で、食料が捨てられたり、失われたりすることを減らす。</li> </ul>

## ②新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年末に発生が報告された新型コロナウイルス感染症はその後、世界に蔓延しました。わが国においても令和2年以降、感染が拡大し、本計画策定時点でもまだ、完全な終息がみられない状況です。

コロナ禍における外出の制限・自粛による運動不足、テレワーク（自宅での仕事）による生活の乱れなどにより、健康への悪影響やストレスの増加などが懸念されているほか、健康への不安も高まっていると考えられます。

## ③記録的な大雨による水害の影響

令和4年8月4日から5日にかけて発生した記録的な大雨は、本町においても甚大な被害を及ぼし、家屋の全壊・半壊・一部破損や浸水などが発生し、断水や道路・河川の損壊、鉄道線路や農地への土砂流入など生活基盤に影響を与えました。

これらの被害による経済的な影響や将来への不安、さらには転出者の発生による地域コミュニティや人間関係の変化などが、住民の心身の健康に影響を与えることが懸念されます。

### 3. 計画の位置付け

---

#### (1) 法的根拠

本計画は、以下の3つの計画を一体のものとして策定しました。

- ① 「健康増進法」第8条第2項に基づく市町村健康増進計画
- ② 「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画
- ③ 「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画

#### 「健康増進法」(抜粋)

(都道府県健康増進計画等)

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### 「食育基本法」(抜粋)

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

#### 「自殺対策基本法」(抜粋)

(都道府県自殺対策計画等)

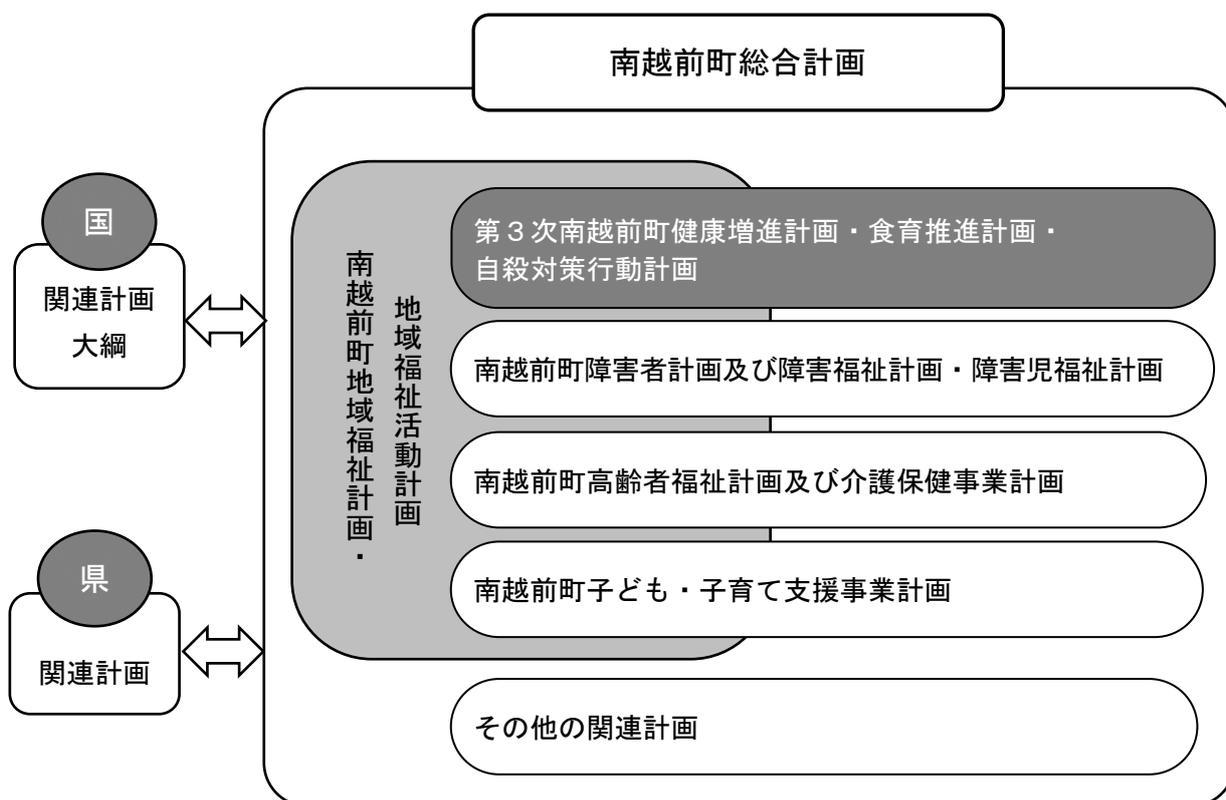
第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

## (2) 他の計画との関連

本計画は、本町の最上位計画である「南越前町総合計画」の分野別計画として位置付けられます。また、「南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、関連する福祉計画との整合を図り、策定しました。

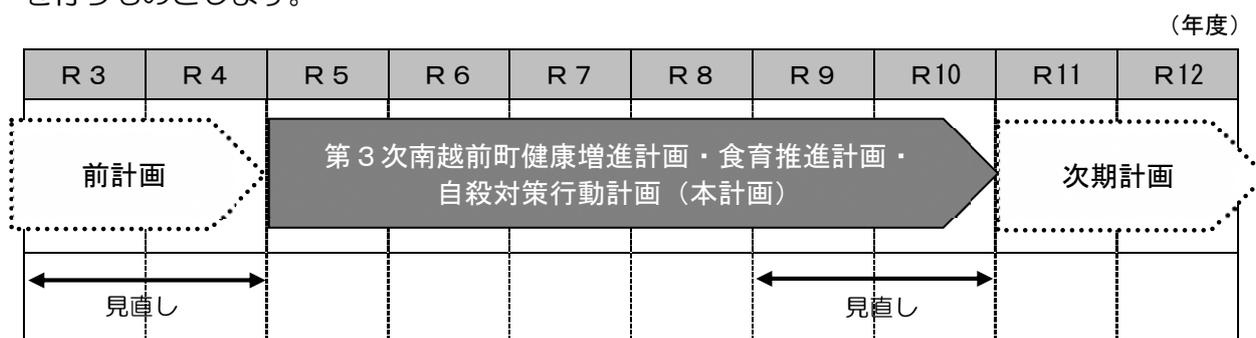
国や県の関連計画や大綱等との整合性も配慮しています。



※計画により改定時期が異なるため、本計画以外については「第〇次」「第〇期」などの表記を省略しています。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とします。ただし、法令や本町を取り巻く状況・環境等に大きな変化があった場合は、計画期間の途中であっても見直しを行うものとします。



## 5. 計画策定への住民参画

### (1) 住民アンケートの実施

本計画の策定にあたり、住民の健康に関する意識や健康づくりの状況を把握するため、成人及び小・中学生対象の「南越前町健康づくりアンケート調査」を実施して、その結果を計画内容に反映しました。

#### 【調査の概要】

	①成人調査	②小・中学生調査
調査対象者	20歳以上74歳以下の方1,500人 (無作為抽出)	小学6年生 70人 中学2年生 81人
調査方法	郵送配布・郵送回収	学校配布・学校回収
調査期間	2022年1月7日 ～2022年1月24日	2022年1月14日 ～2022年1月24日
配布数	1,500件	151件(小学生70件、中学生81件)
回収件数	692件	139件
回収率	46.1%	92.1%

### (2) 第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画策定委員会の開催

広く住民や専門家の意見を本計画に反映するため、医療専門家、関係機関・団体、学識経験者、住民らを委員とする「第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画策定委員会」において、審議や検討、意見交換等を行いました。

### (3) パブリック・コメントの実施

広く住民から意見を聴取し、本計画に反映するために、パブリック・コメントを実施しました。

## 第2章

## 南越前町の現状

### 1. 本町の概況

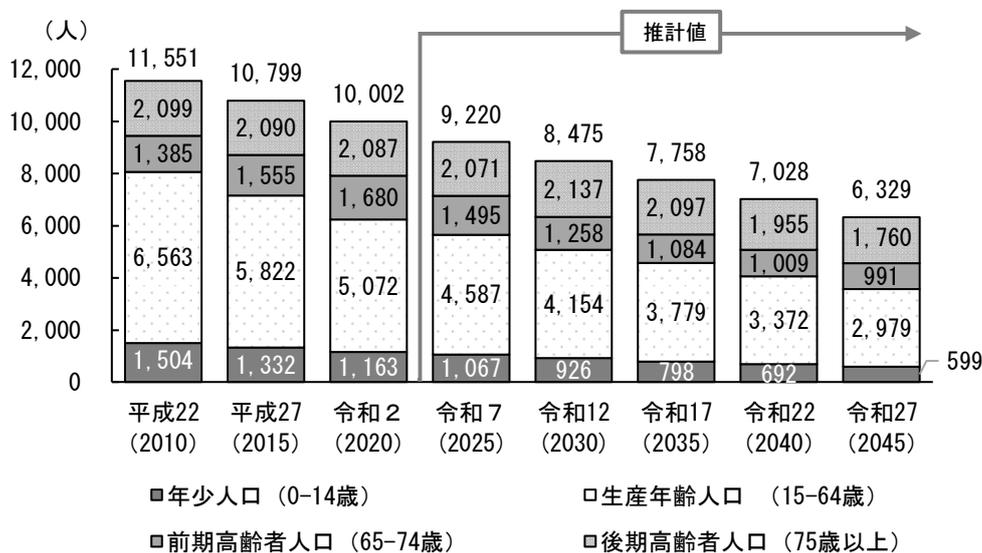
#### (1) 人口の推移と将来推計

総人口は減少を続けており、令和2年は平成22年と比較して1,549人（13.4%）減の10,002人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による平成30年の推計では、このまま対策を講じなければ、人口減少はさらに続き、令和27（2045）年には7千人を下回ると予測されています。

年齢4区別に人口をみると、年少人口（0—14歳）と生産年齢人口（15—64歳）は減少を続ける一方、前期高齢者人口（65—74歳）は令和2年までは増加傾向にありましたが、令和7年（2025）年以降は、減少基調となる見込みです。後期高齢者人口（75歳以上）は増減はあるものの、全体としては減少傾向となる見込みです。

令和2年時点で、前期高齢者の数は男性848人、女性832人となっています。後期高齢者の数は男性748人、女性1,339人となっています。

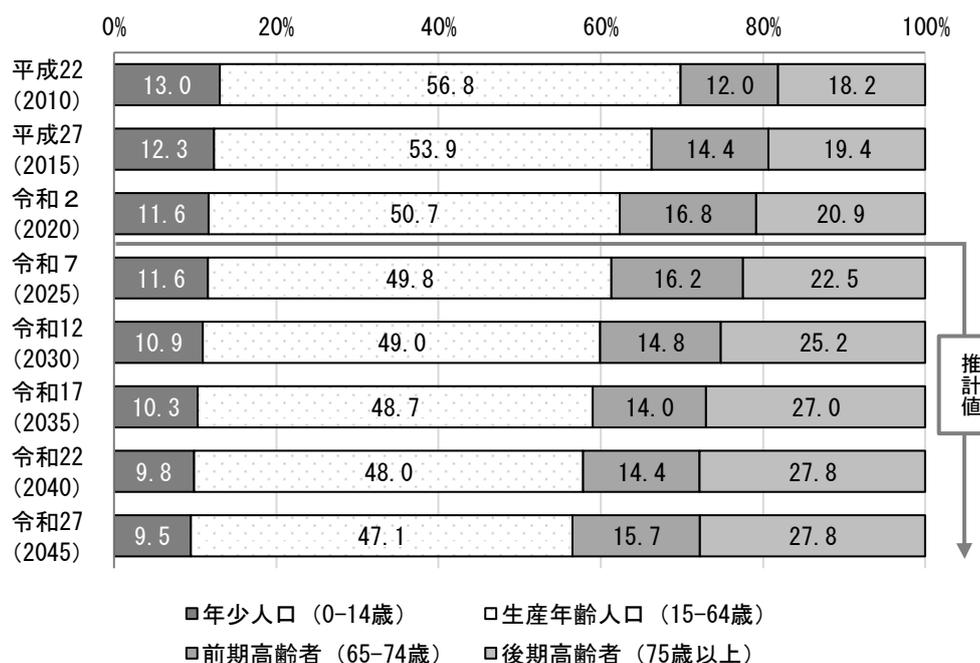


資料／令和2年までは国勢調査。令和7年以降は社人研（平成30年推計）

## (2) 人口構成比の推移と将来推計

人口構成比（年齢4区分）の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は令和2年まで減少を続け、令和7年以降も一貫して減少する見通しです。

前期高齢者人口の割合は令和2年までは増加傾向でしたが、令和7年には減少に転じ、その後は概ね減少が続く見通しです。後期高齢者人口の割合は、実績・将来推計ともに、一貫して増加傾向となっています。



このような人口の動態に対し本町では、まちづくりの基本計画である「第2次南越前町総合計画」（計画期間：平成27年度～令和6年度）において、「令和6年（2024年）度における定住人口10,000人」という基本目標を掲げるとともに、「南越前町人口ビジョン（改訂版）」及び「第2期南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに基づき、合計特殊出生率の向上と転入数・転出数の均衡維持を目指して様々な取組を進めています。

### 南越前町人口ビジョン（改訂版）における、将来的に実現すべき目標

#### ①合計特殊出生率の向上

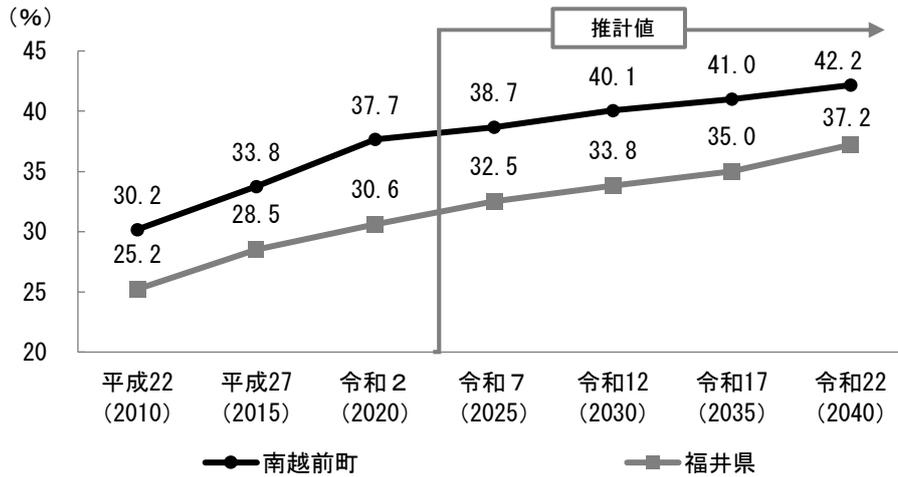
⇒令和12年（2030年）1.8程度、令和22年（2040年）2.07程度

#### ②転入数・転出数均衡の維持

### (3) 高齢化率の推移と将来推計（県との比較）

高齢化率（65歳以上人口の推移）は令和2年まで増加傾向が続いており、今後も一貫して増加を続ける見込みです。

県との比較では、本町は令和2年時点で7.1ポイント高くなっており、令和7年以降は概ね6ポイント程度高い水準で推移するものと見込まれています。

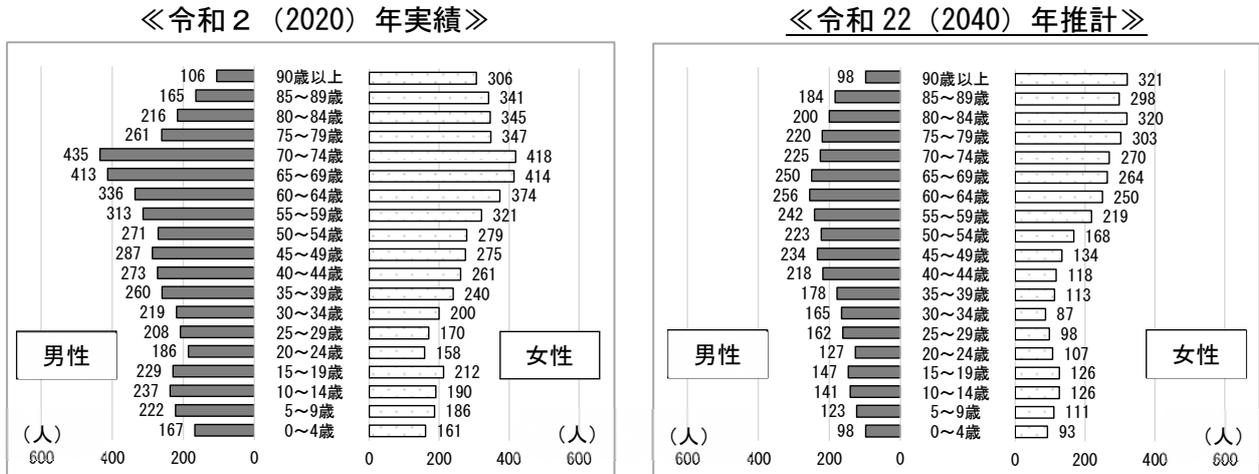


資料／令和2年までは国勢調査。令和7年以降は社人研（平成30年推計）

### (4) 人口ピラミッド（年齢5歳区分 男女別人口）

人口ピラミッドをみると、男女とも70～74歳が最も多くなっています。

令和22（2040）年時点では、男女とも大きく人口が減少するとともに、男性は60～64歳が、女性は90歳以上が、最も多くなる見込みです。

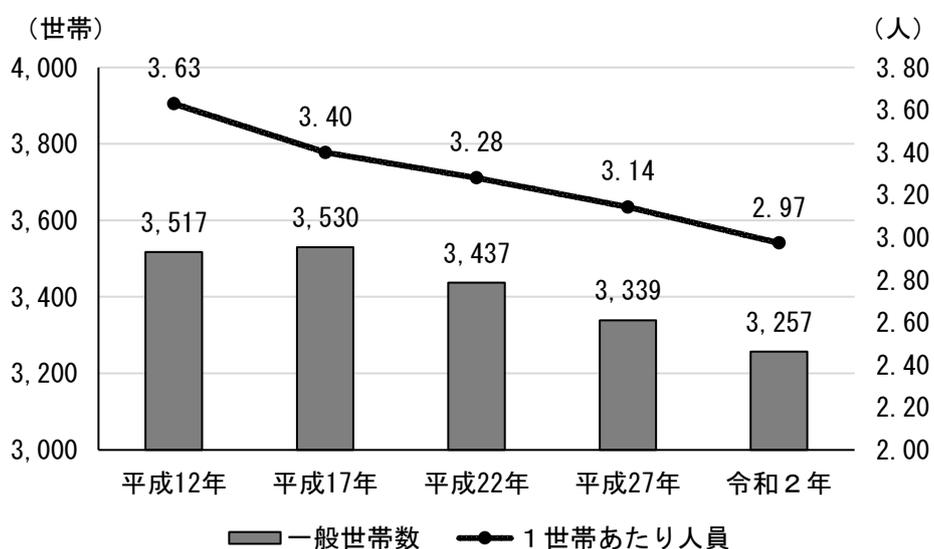


資料／国勢調査（令和2年）

資料／社人研（平成30年推計）

## (5) 一般世帯数と1世帯あたり人員の推移

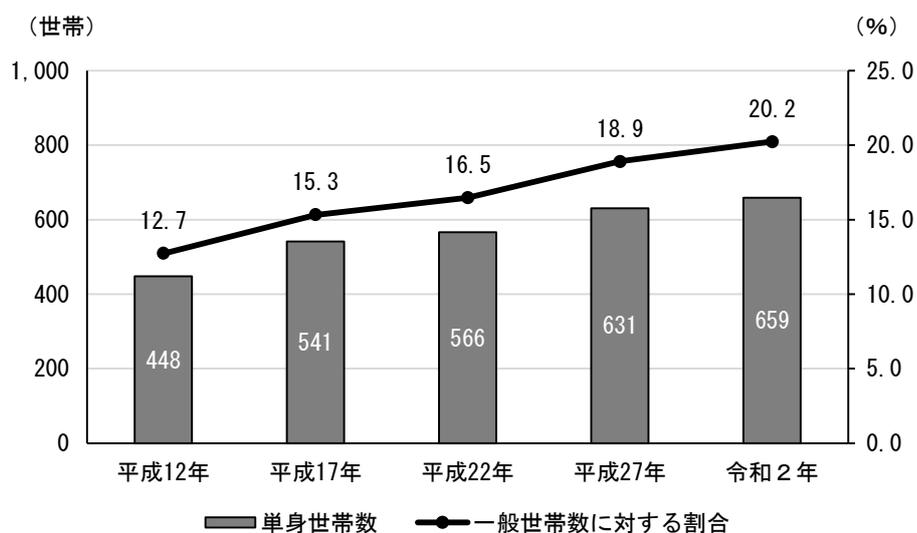
一般世帯数は平成17年をピークにその後減少を続けており、1世帯あたり人員は平成12年以降、一貫して減少を続け、令和2年は2.97人と3人を下回っています。



資料/国勢調査

## (6) 単身世帯数の推移

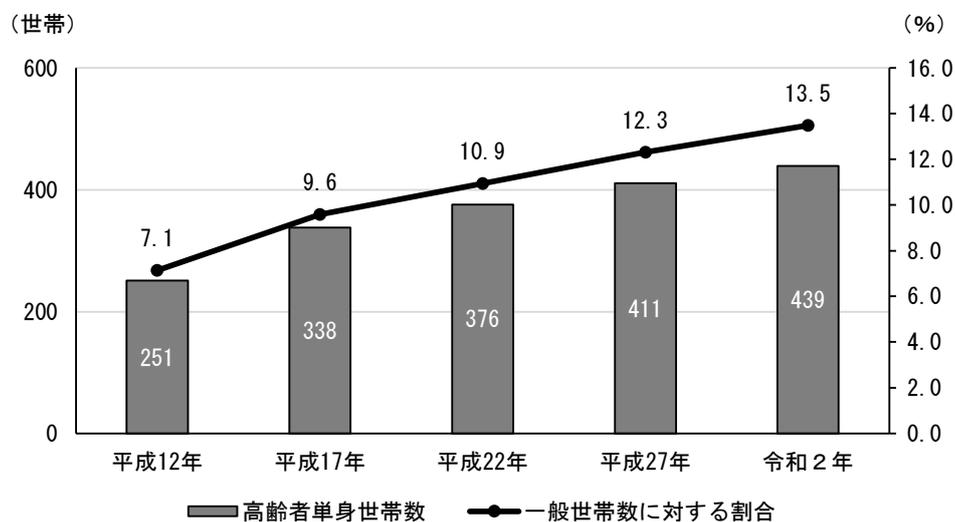
一般世帯のうち、単身世帯（ひとり暮らしの世帯）数は年々増加し、一般世帯数に占める割合も増加を続けています。



資料/国勢調査

## (7) 高齢者ひとり暮らし世帯数の推移

一般世帯のうち、高齢者の単身世帯数は年々増加し、一般世帯数に占める割合も増加を続けています。

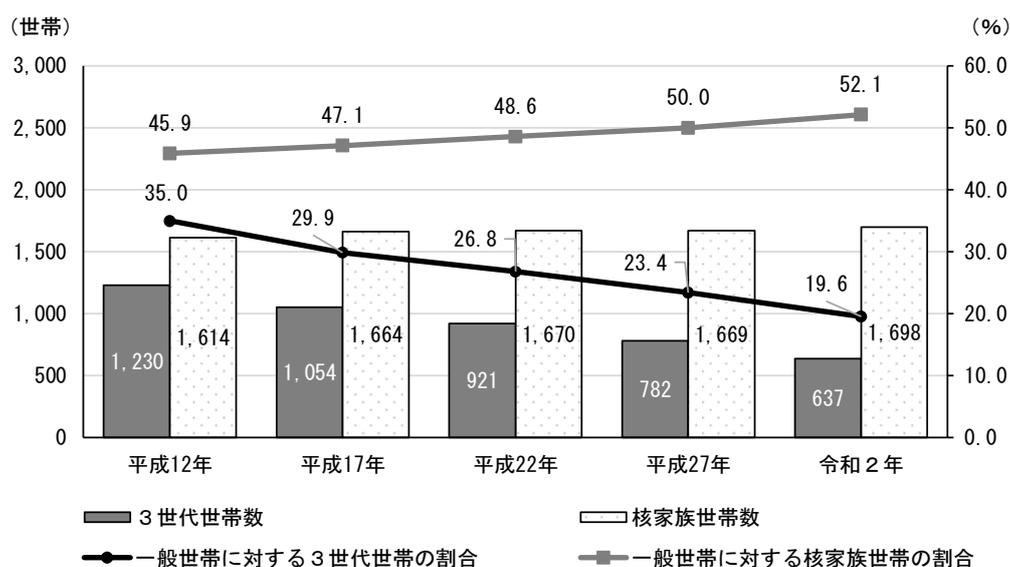


資料／国勢調査

## (8) 3世代世帯数、核家族世帯数の推移

一般世帯のうち、3世代世帯は、数・一般世帯数に占める割合ともに、年々減少を続けています。

一般世帯のうち、核家族世帯は、数・一般世帯数に占める割合ともに、年々増加を続けています。

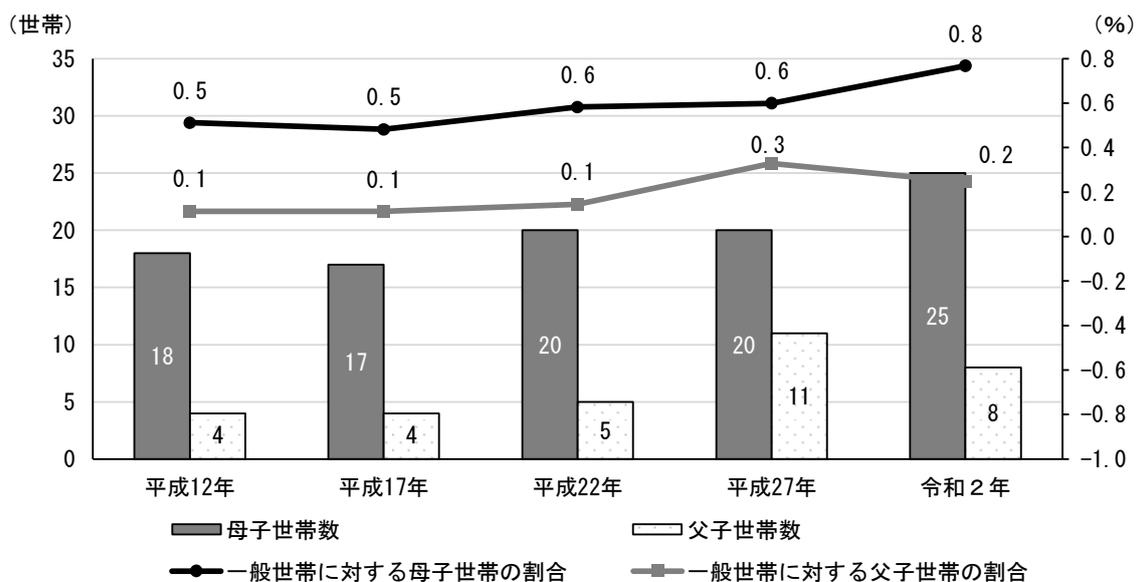


資料／国勢調査

## (9) 母子世帯数、父子世帯数の推移

母子世帯数はおおよそ 20 世帯程度で推移していましたが、令和 2 年は 25 世帯となっています。一般世帯数に占める割合は、令和 2 年が 0.8% となっています。

父子世帯数は平成 27 年までは増加傾向にありましたが、令和 2 年は減少しています。一般世帯数に占める割合は、0.2% となっています。

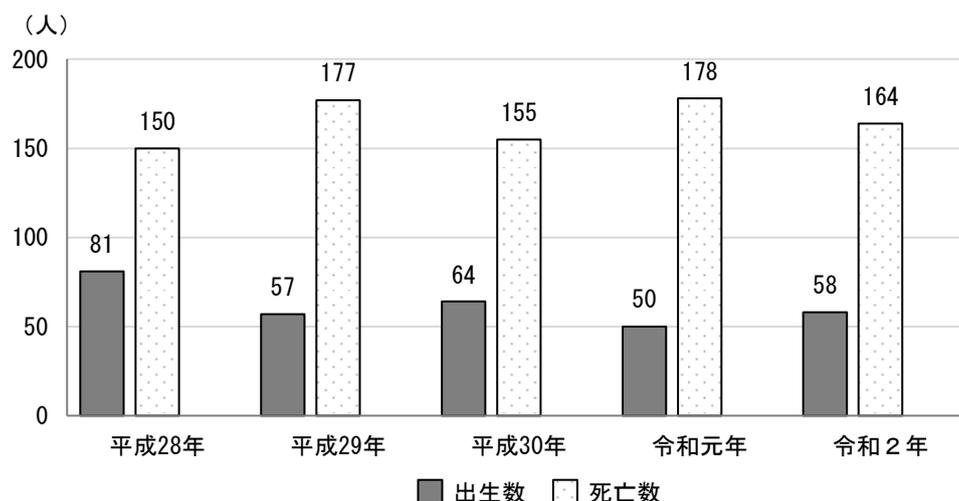


資料／国勢調査

## 2. 健康に関する現状

### (1) 出生数・死亡数の推移

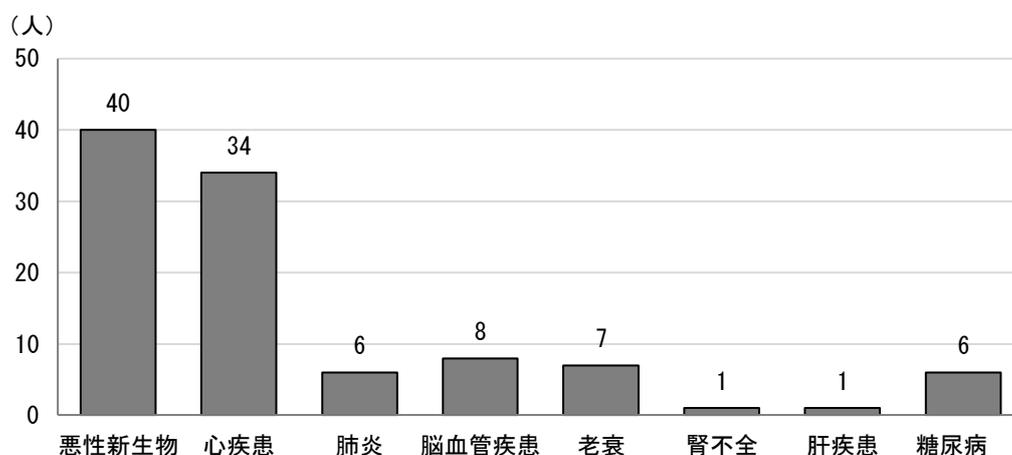
出生数・死亡数とも年によって増減がありますが、いずれの年も出生数を死亡数が大幅に上回り、人口減少の一因となっています。



資料／福井県衛生統計年報人口動態統計

### (2) 主要死因別死亡数

令和2年の主要死因別死亡数は、「悪性新生物」が40人と最も多く、次いで「心疾患」が34人、「脳血管疾患」が8人となっています。

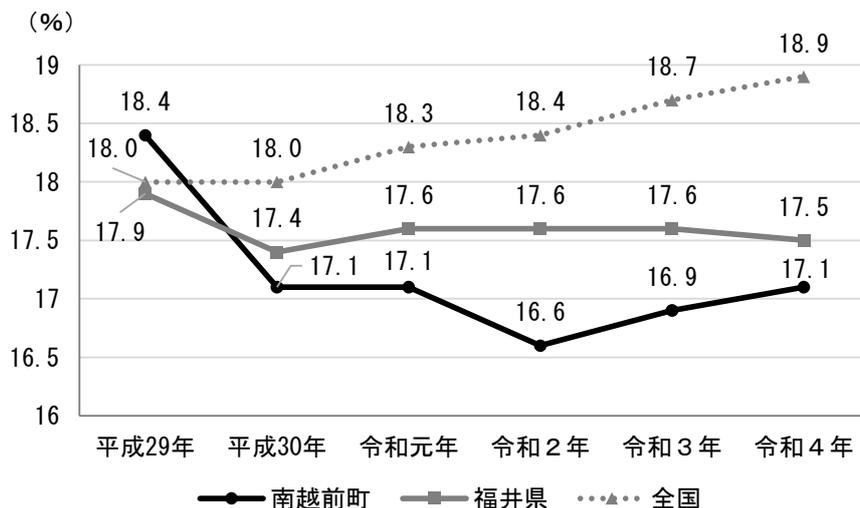


資料／福井県衛生統計年報人口動態統計（令和2年）

### (3) 要支援・要介護認定率の推移

要支援・要介護認定率は、平成29年から令和2年にかけて減少傾向にありましたが、令和2年以降は、増加に転じています。

平成30年以降は、国や県よりも低い水準で推移しています。

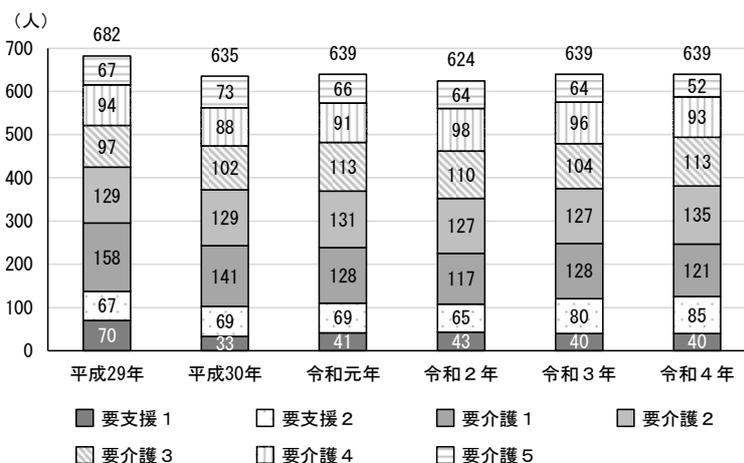


資料/地域包括ケア「見える化」システム

### (4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者の総数は、増減はあるものの平成30年以降は概ね620人~640人前後で推移しています。

増減はあるものの要介護認定者数が概ね減少傾向にあるのに対し、要支援認定者数は概ね増加傾向となっています。



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援認定者数 (人)	137	102	110	108	120	125
要介護認定者数 (人)	545	533	529	516	519	514

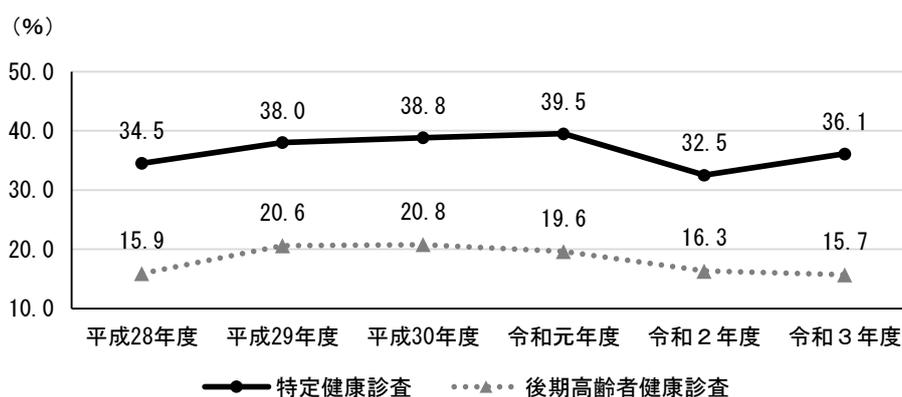
資料/地域包括ケア「見える化」システム

## (5) 健康診査等の受診率の推移

特定健康診査の受診率は、コロナ禍の影響もあり、令和2年度に大きく落ち込みました。令和3年度は増加に転じましたが、令和元年度の水準にまでは至っていません。後期高齢者健康診査の受診率は、令和元年度以降、減少傾向となっています。

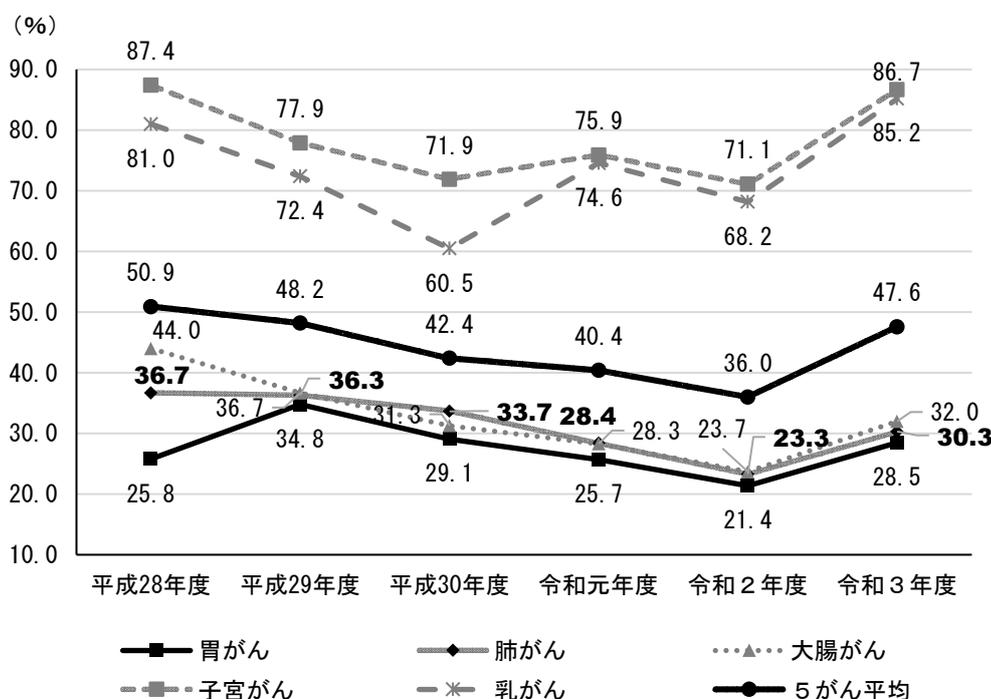
がん検診（5がん平均）の受診率は、平成28年度以降減少傾向にありましたが、令和3年度には大幅な増加となっています。ただし、平成28年度水準には至っていません。

《健康診査受診率の推移》



資料／特定健康診査：法定報告、後期高齢者健康診査：南越前町保健福祉課

《がん検診受診率の推移》



資料／福井県保健予防課

※胃がん・子宮がん・乳がんの受診者数は、当該年度と前年度の受診者を足し合わせて算定。

※受診者数及び対象者数には、職域検診の数は含まれていない。

・市町検診受診者数…（当該年度受診者数）＋（前年度受診者数）－（2年連続受診者数）

## (6) 自殺者数の推移

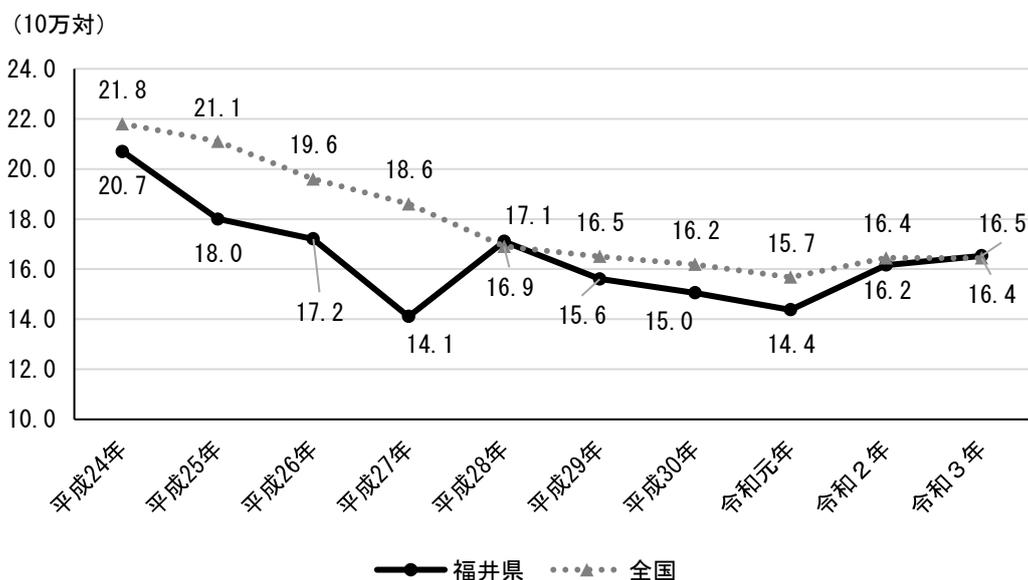
自殺者数は、平成24年から令和3年までの10年間で10人となっています。

《自殺死亡者数の推移》

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自殺者数(人)	南越前町	10(10年間の合計)									
	福井県	166	146	139	113	137	124	119	113	126	128
	全国	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820

資料／地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)  
プライバシーに配慮し、本町の単年ごとの人数は省略

《参考／全国と県の自殺死亡率の推移》



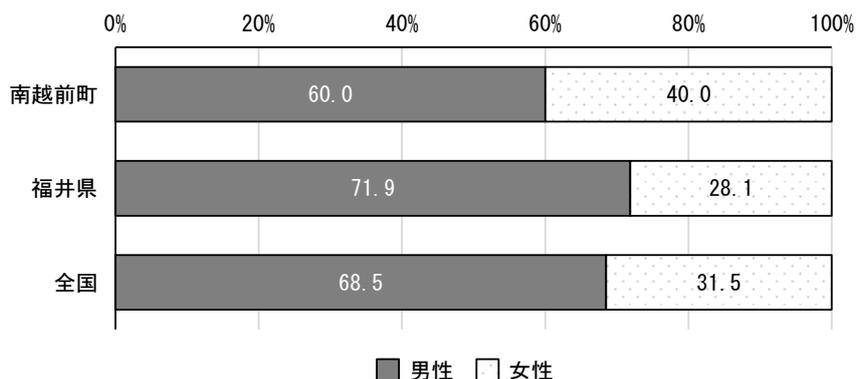
資料／地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

## (7) 自殺者の性別年齢別内訳

本町の自殺者の男女別割合（平成24年から令和3年までの合算）は、男性60.0%、女性40.0%となっており、県や全国と比較すると、女性の割合が高くなっています。

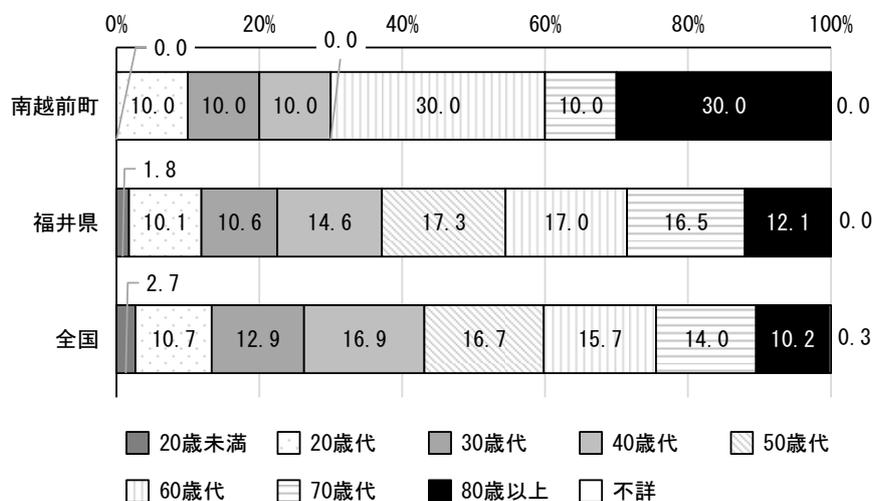
年齢別割合では、本町は60歳代と80歳以上の割合が高くなっています。

《自殺者の男女別割合（平成24年から令和3年までの合算）》



資料／地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

《自殺者の年齢別割合（平成24年から令和3年までの合算）》



資料／地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

## (8) 医療機関等の状況

一般診療所数は、令和4年度で6施設、歯科診療所は2施設、病院は0施設（なし）となっています。

また、令和4年度で介護事業所は29事業所となっています。

資料／南越前町保健福祉課

## 第3章

# 前計画の進捗と評価及び課題

## 1. 健康増進に関する前計画の進捗と評価

### (1) 生活習慣病

#### ①町の取組内容

行動目標		健診を受診し、生活習慣の改善に努めよう。	
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）	
人間ドック助成	国民健康保険に加入されている30歳以上の人で、国民健康保険税に未納がない人を対象に、人間ドックの受診にかかる費用の一部を助成します。	人間ドックを希望される方に対して毎年60人程度の方に助成しました。	
一般健康診査	20歳から39歳の人で職場等の健康診査を受ける機会がない人を対象に一般健康診査を実施します。	一般健康診査を希望される方に健康診査を実施しました。近年、受診率が横ばい状況であるため、健康診査の必要性の理解が深まるよう啓発が必要です。	
特定健康診査	国民健康保険に加入している40歳以上の人を対象に、特定健康診査を実施します。	40歳以上の方に特定健康診査を実施し受診勧奨や受診率向上を図りました。近年、受診率が横ばい状況であるため、健康診査の必要性の理解が深まるよういっそうの啓発が必要です。	
後期高齢者健康診査	福井県後期高齢者医療保険に加入されている人を対象に後期高齢者健康診査を実施します。	後期高齢者の健康診査を実施しました。令和4年度以降、後期高齢者への人間ドック助成が廃止になったため、今後は健康診査の必要性の理解が深まるよう啓発が必要です。	
特定保健指導	特定健康診査結果より、動機づけ支援、積極的支援に該当した人に対し、保健指導を実施します。	該当者に特定保健指導を実施しました。近年の参加率が低いため、対象者へ積極的に勧奨を行うなど実施方法の工夫が必要です。	
健康診査結果相談会	健康診査を受診された人を対象に、健康診査会場と同じ会場で健康診査結果相談会を実施し、生活習慣病の予防、改善に向けた保健指導を実施します。	健康診査受診者に相談会を実施しました。参加率は横ばいのため、参加率向上と参加しなかった方への対策が必要です。	
生活習慣病予防教室	健康の保持、増進するための意欲の向上と、行動変容を目的としたテレビ番組を制作し、町ケーブルテレビにて放送します。	令和2年度以降、ケーブルテレビ放送は実施できていないため、健康の保持・増進のための別の取組を検討する必要があります。	

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
一般健康教室	特定保健指導対象外であるが、生活習慣病や慢性腎臓病の予防に向けて生活習慣の改善が必要な人を対象とし、健康教室を実施します。	平成 29 年度から 31 年度まで、生活習慣の改善が必要な人を対象とし健康教室を実施しました。令和 2 年度以降はコロナウイルス感染症拡大防止のため集団教室ではなく、健診結果相談会にて、保健指導を実施しました。今後の実施方法について検討が必要です。
医療機関との連携	年度内に 2 回、町内医療機関を対象とした保健事業定例会を開催し、個別健診の受診啓発を促します。	年に 2 回、定例会を開催し、町内医療機関と連携して未受診者に対する個別健診の受診勧奨を促しました。さらに効果的な連携方法について、検討が必要です。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
特定健康診査の受診率 (%)	34.2	38.0	38.8	39.5	32.5	36.1	60.0

資料／法定報告

受診率は令和元年度まで増加傾向でしたが、令和 2 年度に減少し、令和 3 年度には上昇に転じていますが、基準値を下回っています。

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
特定保健指導の実施率 (%)	36.4	32.1	35.0	28.1	29.7	15.5	60.0

資料／法定報告

実施率は増減を繰り返しており、平成 29 年度以降、一貫して基準値を下回っています。

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
健診結果相談会参加率 (%)	47.8	45.5	41.1	40.8	45.9	41.6	60.0

資料／南越前町行政報告書

参加率は増減を繰り返しており、平成 29 年度以降、一貫して基準値を下回っています。

### ③総合評価

- 健康診査の受診体制の確保及び受診勧奨に取り組みましたが、特定健診受診率は 40% を下回り、目標値の 60% に対して大きく乖離しています。健康診査で自身の健康状態を知ることが健康づくりの第一歩となることから、まずは健康診査を受診すること、また、すでに受診している場合は年 1 回の受診を継続することの重要性について周知し、受診につながるような勧奨やきっかけづくりが必要です。また、受診しない理由を分析し、効果的なアプローチ方法について検討が必要です。
- 特定保健指導の実施率は年度により増減があるものの、目標値である 60% の達成には至っていません。生活習慣病の予防・重症化を防ぐためには健康診査を受診するのみでなく、結果を健康づくりや生活習慣改善に向けた取組に活かすことが必要であるため、専門職に相談できる体制の継続や、日常的に健康管理ができる仕組みづくりが必要です。

## (2) がん

### ①町の取組

行動目標	～がん検診は、がんの早期発見・がんによる死亡者の減少を図ることが目的です～ 検診の大切さを理解し、定期的のがん検診を受けよう。	
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
受診行動につながる効果的な案内	受診券の発行、はがきによる受診再勧奨、医療機関における個別がん検診の受診勧奨など、効果的な取組を行います。	受診者増に向け、様々な勧奨を行いましたが、近年の受診率は横ばいのため、今後も継続し、さらに効果的なタイミングや内容を検討します。
受診の利便性向上・実施体制の整備	受診しやすい環境づくり（休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等の同時実施、追加検診の実施、予約の簡便化）に努め、対象者への利便性に十分配慮します。	対象者への利便性に十分配慮し、受診しやすい環境づくりを行いました。胃・子宮・乳がん検診については予約制とし、事前に案内ハガキ等も発送することで、予約忘れ対策にもなり、利便性の向上につながりました。

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
検診に関する情報提供の強化	検診実施時間及び検診場所に関する情報発信、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供を積極的に行います。	広報やホームページ等、検診実施時間及び検診場所に関する情報発信を行い、対象者に対する情報提供を積極的に行いました。
健康づくりに必要な知識の普及・啓発	がん予防に関する正しい知識の普及を行い、受診に対する不安の軽減を図ることで、がん検診受診率の向上・精密検査受診率の向上を目指します。	地域ふれあいサロンや児童館等にてがん予防教室を実施し、がんをはじめとする生活習慣病の予防や健康づくりについて知識の普及、検診の受診勧奨を実施しました。
患者支援体制の充実	疾病による身体的な苦痛や精神的、社会的な不安軽減のため、がんサロンの活動を関係機関と連携しながら、患者の活動を側面的に支援します。	チラシやポスター掲示等で、がんサロンの活動を周知しました。また、がん患者等に対するウィッグや乳房補整具の購入支援を行いました。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
町が実施するがん検診受診率(%) (5がん平均)	45.7	48.2	42.4	40.4	36.0	47.6	50.0
胃がん	23.8	34.8	29.1	25.7	21.4	28.5	-
肺がん	34.2	36.3	33.7	28.4	23.3	30.3	-
大腸がん	43.5	36.7	31.3	28.3	23.7	32.0	-
子宮がん	74.9	77.9	71.9	75.9	71.1	86.7	-
乳がん	68.3	72.4	60.5	74.6	68.2	85.2	-

資料／福井県保健予防課

受診率は減少傾向でしたが、令和3年度は上昇に転じています。ただし目標値には達していません。

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
精密検査の受診率 (%) (5がん平均)	78.2	84.9	80.6	86.3	92.6	89.4	90.0
胃がん	92.3	92.1	85.7	100.0	91.7	91.3	-
肺がん	76.3	72.4	82.1	92.1	90.6	90.9	-
大腸がん	77.1	82.1	78.3	71.2	92.1	90.9	-
子宮がん	71.4	66.7	50.0	100.0	100.0	100.0	-
乳がん	91.7	100.0	85.7	100.0	100.0	84.0	-

資料／南越前町行政報告書

受診率は令和2年度にいったん目標を上回りましたが、令和3年度には再び目標以下となっています。

### ③総合評価

- 地域ふれあいサロン等集まりの場での直接的な受診勧奨や、啓発媒体を活用した情報の発信、予約の簡素化や休日検診の実施による受診者の利便性の向上等に取り組みましたが、受診率は横ばいで目標とする受診率に届きませんでした。がんの種別で見ると、特に肺がんや大腸がん等、比較的受診しやすく、健康診査とセットで受ける方の多いがん検診の受診率が低下していることから、今後、健康診査とがん検診両方の受診率が低下することが危惧されます。
- がんは、早期発見・早期治療でその多くは治すことのできる病気であるため、自覚症状が無いうちから、定期的に受診することの重要性について啓発が必要であるほか、検診の結果、要精密検査と判定された場合には、早期発見のタイミングを逃さないためにも、必ず医療機関を受診し、詳細な検査を受けるよう、受診状況の確認や勧奨が必要です。

### (3) 歯の健康

#### ①町の取組

行動目標		自らの歯と口腔に関心をもち、虫歯や歯周病の予防を徹底しよう。	
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）	
マタニティセミナー・妊産婦無料歯科健診	セミナーにおいて、歯科衛生士による歯科に関する講義を実施。妊産婦無料歯科健診についての普及啓発を強化します。	セミナーにおいて、歯科衛生士による歯科に関する講義を実施しました。妊娠届面談時に妊産婦無料歯科健診についての普及啓発を実施しました。	
乳幼児健診	赤ちゃん健診において、歯科衛生士により歯科に関する講義を実施します。赤ちゃん健診、1歳6か月健診では、それぞれ管理栄養士による離乳食教室、おやつ教室を実施します。1歳6か月健診、3歳児健診においては、対象児の歯科健診、歯みがき教室を実施し、食事の種類、間食についての指導を強化します。	健診を通して歯に関する講演や教室等実施できました。コロナ禍においては個別指導と併せて展示物の工夫などを行いました。	
保育所・こども園歯科健診	保育所・こども園にて歯科健診、歯みがき教室を実施しています。保護者に対する、歯みがき指導、食事・間食の種類指導を強化します。フッ化物洗口事業を民間にも推奨し、全保育所・こども園での実施を目指します。	保育所・こども園にて歯科健診や教室等を実施しました。フッ化物洗口事業は町内全保育所・こども園で実施しています。	
成人・高齢者に対する歯科対策と歯周病検診	3歳児健診同伴保護者を対象に歯周病検診を実施しています。受診率80%を目指し、創意工夫を行います。地域ふれあいサロンでの歯科に関する講義を継続します。県と連携し、歯科健診の普及啓発を強化します。	3歳児健診同伴保護者を対象に歯周病検診を実施しましたが、受診率80%の目標は達成できませんでした。今後は受診率が達成できなかった理由を明確にし、理由に応じて歯周疾患健診を受けられるような効果的な方法や周知方法の検討が必要です。	

## ②目標値の進捗状況

指標		(年度)						
		H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
歯周病検診受診率 (%)		54.3	53.1	69.3	76.6	67.1	22.4	80.0
虫歯のある3歳児の割合 (%)		24.2	9.0	12.0	3.2	10.7	15.6	15.0 以下
虫歯のある 児童・生徒 の割合 (%)	小学6年生	69.1	63.0	60.4	46.3	41.3	45.7	50.0 以下
	中学3年生	61.4	74.5	62.4	53.6	53.8	54.9	

資料／南越前町保健福祉課

令和3年度は、虫歯のある小学6年生の割合を除き、目標値の達成には至っていません。なかでも歯周病検診受診率は令和3年度に大きく低下し、目標値を大きく下回っています。

## ③総合評価

- 2歳児健診（歯ピカ☆教室）や3歳児健診にて、歯科医師による相談や歯科衛生士による歯磨き指導、フッ素塗布を実施し、虫歯になりにくい生活習慣や適切な口腔ケアの方法について保護者の理解を促しました。結果、虫歯のある3歳児の割合は年度内の増減はあるものの、基準年である平成27年度と比較すると大きく改善し、令和3年度も目標に近い値となっています。
- 歯周疾患は、糖尿病をはじめとした生活習慣病や、高齢期における認知症、妊産婦では早産や低出生体重児の増加等、男女問わずすべての年代において全身疾患と深く関係していることから、年1回の歯科健診の受診と合わせ、日常的に適切な口腔ケアを行うことの必要性について広く普及啓発していくことが必要です。

## （４）アルコール

### ①町の取組

行動目標	適正量の飲酒を徹底し、休肝日をつくろう。	
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
適正飲酒の啓発	過剰飲酒が及ぼす影響・適量飲酒・休肝日の必要性の普及啓発に努めます。	健診結果相談会や地域ふれあいサロンにて適正飲酒の啓発を実施しました。今後、より幅広い世代を対象とした周知の方法について検討が必要です。

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
母子保健との連携	母子健康手帳の発行時、妊娠届出書により、飲酒の有無を確認し、飲酒をしている場合には必要に応じて指導を行います。	母子健康手帳の発行時に飲酒の有無を確認し、必要に応じて指導を行いました。
未成年への啓発	小・中学校の生徒、保護者に対して、未成年の飲酒の危険性について啓発します。	国、県及び関係団体からの通知やチラシ等を学校を通じて配布し、啓発しました。今後も児童・生徒、保護者に対して、未成年の飲酒の危険性について啓発が必要です。
飲酒に頼らないストレス解消法の啓発	お酒に頼らない、適切なストレス解消法の普及啓発に努めます。	地域ふれあいサロンや団体の総会等の場で、ストレスとの付き合い方や適切なストレス解消法に関する啓発を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化する中、今後も感染対策しながら自分に合ったストレス解消法をみつけ、継続できるよう幅広い周知が必要です。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
1回の飲酒量が2合以上の割合 <sup>①</sup> (%)	35.5 (H28)	-	-	-	-	32.5	20.0 以下
適正飲酒量の認知度 (%)	49.5 (H28)	-	-	-	-	47.1	80.0

①南越前町健康づくりアンケートにて、「お酒を飲む」と回答した人のうちの割合

資料／南越前町健康づくりアンケート

1回の飲酒量が2合以上の割合は基準値を下回り、目標値には達していないものの改善しています。適正飲酒量の認知度は基準値を下回っています。

## ③総合評価

- 健診結果相談会にて保健師等の専門職が適正飲酒の指導を実施したほか、集まりの場にて適正飲酒の啓発に取り組みましたが、1回の飲酒量が2合以上の割合は基準年である平成27年度と比較して減少していますが、目標値は達成していません。アルコールの摂取量や飲酒機会が増加すると、生活習慣病の悪化をはじめとする身体への影響だけでなく、アルコール依存等の精神的な影響、不適切な飲酒習慣による社会的な影響等、様々な側面において負の影響をもたらすため、適度な飲酒や健康的な飲み方等の周知が必要です。

## (5) 身体活動

### ①町の取組

行動目標		気軽に簡単な運動を取り入れ、身体活動の増加に取り組もう。	
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）	
幼児期の体力づくり	ジュニアスイミングや、キッズダンスなどの教室紹介や、保育所・こども園での活動を通じた健やかな身体づくりに取り組みます。	各保育所・こども園においてウォーターランドを利用した水遊びや、園外散歩などで児童の健やかな体力づくりの取組を実施しました。今後も健康増進の一環として各種教室などを紹介し、健やかな身体づくりについて検討します。	
幅広いライフステージに応じた自主活動への支援	ライフステージや好み、健康状態に合わせて利用できる運動教室、スポーツイベント、生涯学習講座、公民館活動、自主活動サークル等を通じて自主的な運動を推進します。	生涯学習講座や公民館活動を通じ自主的な運動を推進しました。今後も、幅広いライフステージに応じた自主活動への支援が必要です。	
公民館や集会所への講師派遣	高齢者に対し、地域ふれあいサロン会場への健康運動指導士などの講師派遣を通じ、体力の維持や身体活動の活発化を促します。	地域ふれあいサロン推進事業、健康体操、認知症予防教室等を実施し、講師を派遣しました。サロンでは1会場あたりの参加者数が減少しているため、新規参加の促進、講師の拡充などを検討します。	
保健推進員への支援	主婦層や高齢者との対話や交流の中で、健康づくりのための身体活動が普及できる地区活動が推進できるよう、研修会等で支援を図ります。	地区活動を推進するため、保健推進員への支援を図りました。今後も研修を受ける機会を提供し、地域での活動が継続できるような支援が必要です。	
施設の有効利用	関係機関と連携しながら、ウォーターランド南条や南条保健福祉センターなどの町内施設の利用促進を図ります。	小学生、高齢者、障害のある人に対して入館料助成事業を実施しました。イベント時には入館無料により利用促進を図りました。一方で全く施設を利用しない人も多く、今後は利用していない人への動機づけを検討します。	

### ②目標値の進捗状況

指標		(年度)						
		H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
1回30分以上の軽く汗をかく運動を、週2回以上、1年以上行っている人の割合(%)	男性	31.3	30.8	28.6	32.6	29.4	30.7	40.0
	女性	24.7	26.0	25.5	26.8	27.2	26.5	30.0

資料/法定報告

男性では令和3年度は基準値を下回っており、目標値との差が広がっています。女性では令和3年度は目標値には達していないものの、基準値を上回り改善しています。

### ③総合評価

- 幼児期の体力づくりを目的とした活動から高齢期の身体活動の活性化を目的とした活動など、対象者の年齢に応じて様々な取組を実施しましたが、運動習慣者の割合は基準年である平成27年度と比較すると男性では減少し、目標値からも乖離しています。女性では基準値をやや上回ったものの、目標値には至っていません。コロナ禍で習慣化されていた運動を中断してしまっている人がいることも考えられるため、再度、運動習慣を取り戻すような勧奨やきっかけづくりが必要です。
- 日常的な活動量が低下すると、肥満の原因や、糖尿病をはじめとする生活習慣病のリスクが高まることから、スポーツなどの汗をかくような運動に合わせ、日常生活の中で気軽に取り入れることができる身体活動や工夫について広く普及啓発していくことが必要です。
- 誰もがスポーツやレジャーに親しめるような機会の充実のため、スポーツ施設等の利便性の向上について検討が必要です。

## (6) 休養・こころの健康づくり

### ①町の取組

行動目標		十分な休養で、ストレスを溜めないイキイキとした生活を手に入れよう。
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
うつ病についての健康講座	町民を対象にうつ病は誰にでも起こりうる病気であることを伝える健康講座を開催します。	地域ふれあいサロンや各種団体の総会で健康講座を実施し、うつ病に関する知識の普及やストレスとの上手な付き合い方について啓発しました。
自殺予防対策事業	自殺予防週間（毎年9月10日～9月16日）に合わせ、自殺予防の啓発活動を行います。	公共施設のポスター掲示・相談機関の周知等を実施し、自身のこころの健康づくりや自殺予防について身近に感じてもらうきっかけとしました。
ふれあいサロン	日ごろ自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象に、高齢者相互の親睦を深めながら、こころの健康教室を行います。	身近な場所における集いの場を提供する活動を支援できました。今後は、水害後の、こころの健康や栄養面のフォローとして、講師派遣を検討するほか、サロンの担い手育成にも努めます。
こころの相談室の開催	精神科医によるこころの相談室を開催します。	年度2回実施しました。ストレスや悩み、心身の不調を抱えながらも、受診に至っていない方が、身近な会場で専門の医師に相談できる場として相談を受け付けました。
ストレスチェック	町の健康診査の際にストレスチェックを実施し、こころの健康の不調者を早期発見し、悩みを抱えている人には臨床心理士によるこころの相談室に繋がります。	年度7回実施しました。健診の受診のついでに相談できたことで、相談の敷居が下がり、抱えるストレスや悩みについて早期から相談や定期的な支援につなげることができました。

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
ゲートキーパー養成講座	町民や事業所などを対象にゲートキーパー養成講座を実施します。	地域ふれあいサロンや各種団体を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、まわりにストレスや悩みを抱えた人に対する適切な対応の方法について啓発しました。
若年者へのこころの健康普及活動	若年者に対してこころの健康についての啓発活動を行います。	町内小中学校の教職員を対象とし、心身のトラブルを抱える児童・生徒を早期に発見し、適切な対応を行うための研修を平成29年度に開催しました。
働き世代へのこころの健康普及啓発	働き盛り世代に対してこころの健康についての啓発活動を行います。	働き盛りの世代に対する啓発は十分に行えませんでした。今後は相談窓口を周知するほか、悩みがある場合はすぐに相談できるような、周知・啓発が重要です。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
ストレスチェック実施者数(人)	342	337	306	339	220	352	360

資料／南越前町行政報告書

ストレスチェック実施者数は増減を繰り返しており、なかでも令和2年度はコロナ禍の影響で大きく減少しましたが、令和3年度は増加に転じ、目標値近くとなっています。

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
ゲートキーパー養成講座延べ受講者数(人)	265	367	780	899	931	958	330

資料／南越前町保健福祉課

ゲートキーパー養成講座延べ受講者数は、平成29年度以降、年々増加しており、平成30年度以降は目標値を大幅に上回っています。

## ③総合評価

- 健診会場におけるストレスチェック相談や、精神科医師、公認心理師・臨床心理士による相談を身近な場で実施しました。本町は地理的な条件から専門職による相談を受けにくい状況であるほか、遠方の相談窓口への移手段や時間の確保が難しいことにより、悩みを抱えながらも適切な相談窓口につながらないことも危惧されるため、今後も相談しやすい体制の確保について検討が必要です。

- 地域ふれあいサロンや各種団体を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、令和3年度時点で目標値を大きく上回っています。悩みやストレスを抱える方が、地域や職場、教育、その他様々な分野で悩みに気付いてもらえ、適切な対応が受けられるよう、今後も性別や年代を問わず、多くの方がゲートキーパーとしての役割を担うことができ、活動を継続できるような取組が必要です。

## (7) たばこ

### ①町の取組

行動目標		たばこの害について知り、煙を吸わない・吸わせない環境をつくろう。
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
公共施設の禁煙・分煙	公共施設において、禁煙及び分煙の徹底に努めます。	公共施設においては、屋外に受動喫煙を防止するための措置をとった喫煙場所を設けるなど、禁煙や分煙を実施しました。
母子の喫煙、受動喫煙の防止	婚姻届けの提出を受けた際に、禁煙啓発活動のためのリーフレット等を配布し、たばこの危険性について啓発します。	母子健康手帳の発行時、妊娠届出時アンケートにより、母や家族の喫煙の有無を確認し、必要に応じて指導を行いました。また、乳幼児健診の際、問診票より母や家族の喫煙の有無を確認し、必要に応じて、たばこの危険性について指導を行いました。
未成年への啓発	小・中学校の生徒・保護者に対して、たばこの害について啓発します。	国・県及び関係団体からの通知やチラシ等を学校を通じて配布し、啓発しました。
禁煙支援	喫煙がもたらす健康被害について情報提供するほか、禁煙を希望する方に対する相談に応じ、禁煙外来の紹介など禁煙支援を行います。	令和3年度に禁煙支援プログラムを実施し、喫煙による健康被害や禁煙後の健康づくりについて、集団教室を実施したほか、保健師による面談や禁煙外来治療費の助成を実施しました。
COPDの周知	COPDの認知度向上にむけた取組として、ホームページや広報誌への掲載、ケーブルテレビによる情報提供を行います。	COPDを含む喫煙や受動喫煙による健康被害について、町広報誌にて周知しました。今後はHP、ケーブルテレビも含めた情報提供を検討します。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
喫煙率 (%)	17.5 (H28)	-	-	-	-	17.5	12.0 以下

資料／南越前町健康づくりアンケート

令和3年度の喫煙率は基準値と変わりなく、目標値には達していません。

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
妊産婦の喫煙率 (%) (母子健康手帳発行時)	2.6	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料／妊娠届出時アンケート

妊産婦の喫煙率は、平成30年度以降0.0%を継続しており、目標を達成しています。

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
COPDの認知度 (%)	43.8 (H28)	-	-	-	-	40.4	80.0

資料／南越前町健康づくりアンケート

COPDの認知度は基準値を下回っており、目標値との差が大きく広がっています。

## ③総合評価

- 母子健康手帳発行時や乳幼児健診の際に、母や家族の喫煙状況の確認及び必要に応じて指導を実施した結果、平成30年度以降の妊産婦の喫煙率は0.0%を維持し、目標を達成しています。周産期における喫煙は早産や低体重児、新生児突然死症候群等のリスクを増加させることから、妊婦本人のみでなく、望まない受動喫煙の防止として家族や周囲の人を含めた禁煙が求められます。
- 喫煙がもたらす健康被害を広報誌にて周知しましたが、COPDの認知度は基準年である平成27年度と比較すると減少し、目標値からも大きく乖離しています。禁煙を希望する方が、確実に禁煙につながるような取組と合わせて、地域全体で禁煙に取り組む意欲が深まるよう、広く普及啓発していくことが必要です。

### 【進捗状況のまとめ】

前計画の目標数値として設定された健康増進に関する目標値、全 18 項目のうち、令和 3 年度時点での進捗状況は以下の通りです。

状 況	件 数	割 合
A 目標を達成したもの	3	16.7%
B 目標は達成していないが改善したもの	8	44.4%
C 変わらないもの	1	5.6%
D 目標を達成していないだけでなく悪化したもの	6	33.3%
合計	18	100.0%

番号	指標	基準値 (H27 年度)	目標値 (R 4 年度)	実績値 (R 3 年度)	評価	
1	特定健康診査の受診率	34.2%	60.0%	36.1%	B	
2	特定保健指導の実施率	36.4%	60.0%	15.5%	D	
3	健診結果相談会参加率	47.8%	60.0%	41.6%	D	
4	町が実施するがん検診受診率（5がん平均）	45.7%	50.0%	47.6%	B	
5	精密検査の受診率（5がん平均）	78.2%	90.0%	89.4%	B	
6	歯周病検診受診率	54.3%	80.0%	23.0%	D	
7	虫歯のある3歳児の割合	24.2%	15.0%以下	15.6%	B	
8	虫歯のある児・生徒の割合	小学6年生	69.1%	50.0%以下	45.7%	A
9		中学3年生	61.4%	50.0%以下	54.9%	B
10	1回の飲酒量が2合以上の割合*	35.5% (H28)	20.0%以下	32.5%	B	
11	適正飲酒量の認知度*	49.5% (H28)	80.0%	47.1%	D	
12	1回30分以上の軽く汗をかき運動を、週2回以上、1年以上行っている人の割合	男性	31.3%	40.0%	30.7%	D
13		女性	24.7%	30.0%	26.5%	B
14	ストレスチェック実施者数	342人	360人	352人	B	
15	ゲートキーパー養成講座延べ受講者数	265人	330人	958人	A	
16	喫煙率*	17.5% (H28)	12.0%以下	17.5%	C	
17	妊産婦の喫煙率	2.6%	0.0%	0.0%	A	
18	COPDの認知度*	43.8% (H28)	80.0%	40.4%	D	

※「\*」印がついた指標は、「南越前町健康づくりアンケート調査」の結果に基づく数値です。

## 2. 健康増進に関するライフステージ別の現状と課題

### (1) 生活習慣病

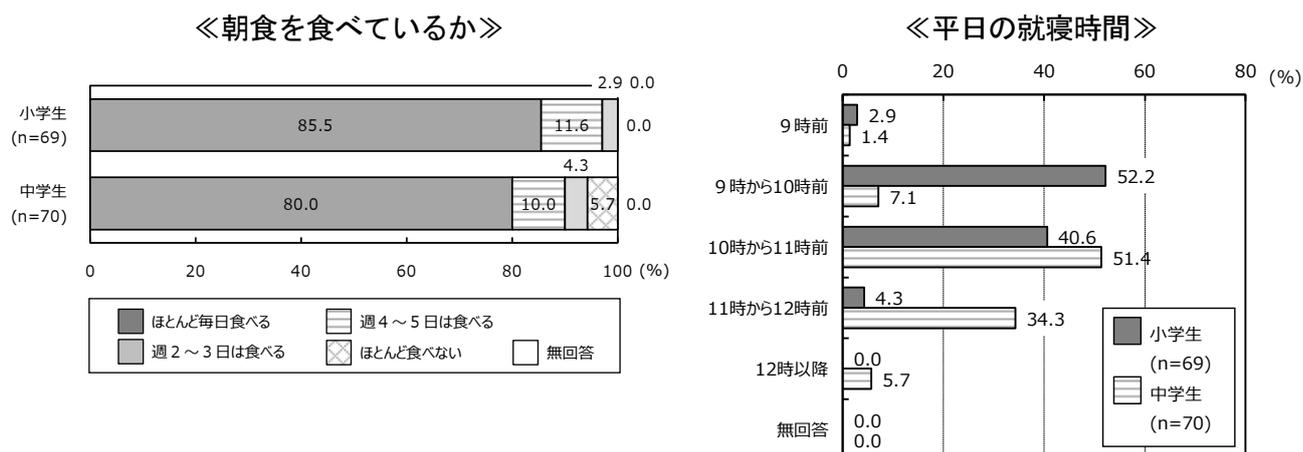
#### ①子ども（乳幼児期～学童期）

生活習慣病はかつては「成人病」と呼ばれていたように、成人になってからの不適切な食習慣や、運動不足、喫煙・飲酒、ストレスなどが深く関与しています。

しかし、成人でなくても不適切な生活習慣などにより発症の可能性があり、また、未成年期の生活習慣の影響が成人後に生活習慣病として発症することも考えられることから、幼少期から健康に関する正しい知識や生活習慣を身に付けることが重要です。

アンケート調査の結果をみると、朝食をほとんど食べない子どもや、遅くまで起きていたり、運動をしないと答えている子どもがいたり、一部に生活習慣の乱れがみられます。

このため、学校教育や家庭を通じて、適切な生活習慣が身に付くよう指導する必要があります。



#### ②若者（思春期～青年期）

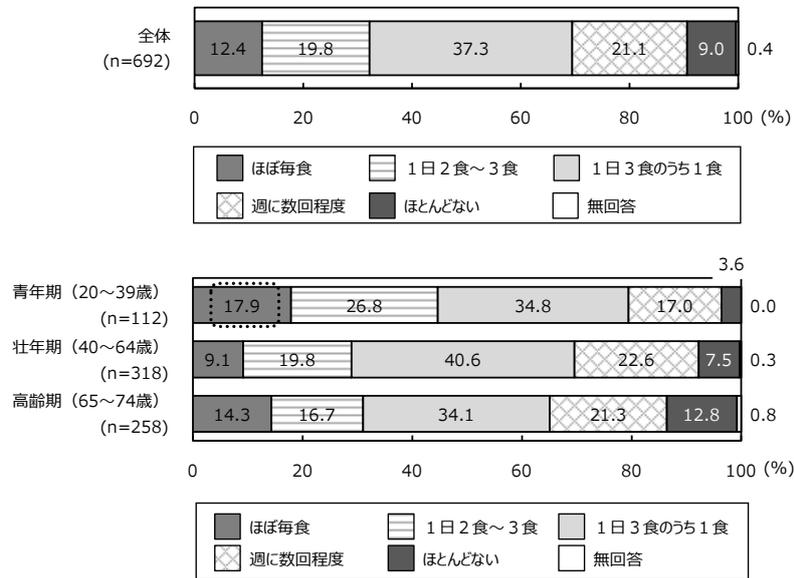
思春期は好奇心から、たばこやアルコールをはじめ、身体に悪影響を及ぼすとわかっているような行為に手を出してしまいがちです。親からの自立を目指し、または自立を果たし、幼少期から適切な生活習慣を身に付けていたとしても、それが乱れがちになる時期でもあります。

また、勉強や仕事で夜更かしをしたり、進学・就職などで心身のバランスを崩しやすい環境にあるともいえます。

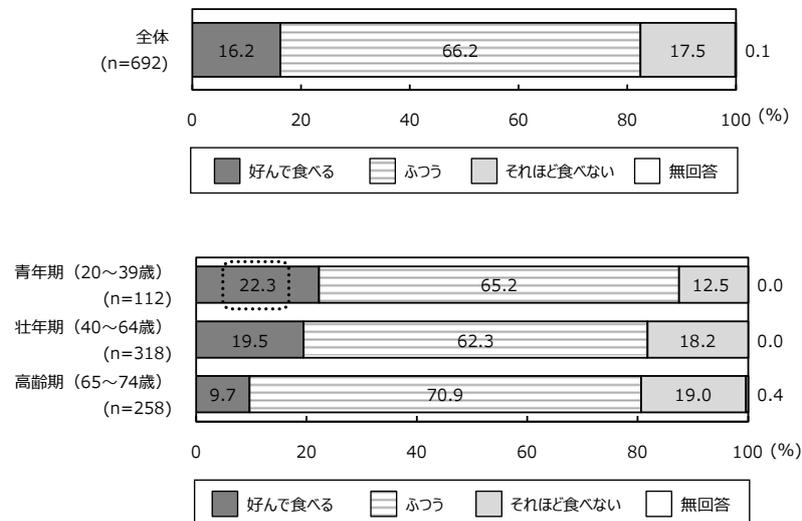
アンケート調査の結果では、青年期でBMIが「肥満」に該当する人が22.3%と2割を超えているほか、「食事はほぼ毎食、満腹になるまで食べる」と回答した人が17.9%や「普段から塩分の多い食事を好んで食べる」と回答した人が22.3%と他の年代より多かったり、「ほぼ毎日、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる」の割合が他の年代より少なかったりと、食生活や運動習慣などにも多くの課題がみられます。

このため、適切な生活習慣の重要性を改めて周知するとともに、壮年期以降の健康を維持するための具体的な暮らし方を実践できるよう、徹底した健康管理が重要となります。

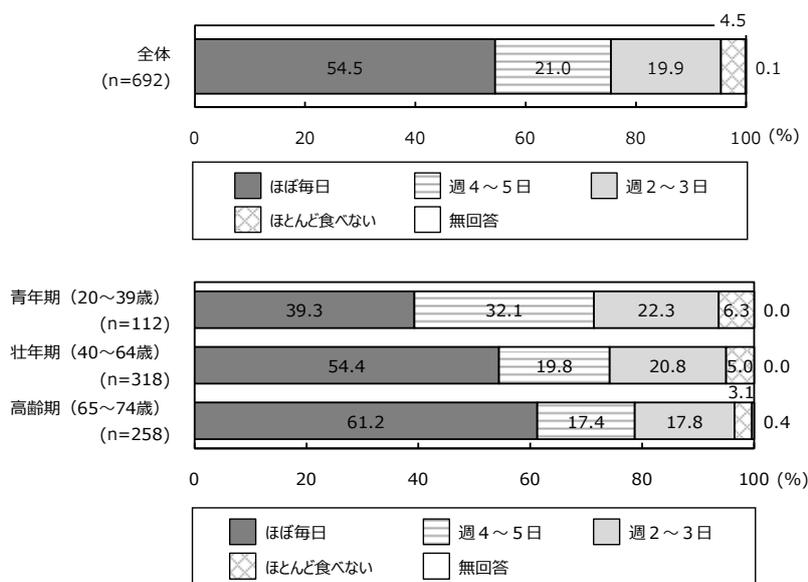
### 《満腹になるまで食事をする頻度》



### 《普段から塩分の多い食事を好んで食べるか》



《主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる頻度》



③壮年期 (40歳～64歳)

壮年期は身体機能が徐々に低下し、生活習慣病が気になりはじめる時期です。

また、仕事では責任が増してストレスが発生しやすいと同時に、適切な生活習慣を維持することが難しくなる時期でもあります。アンケート調査の結果でBMIが「肥満」に該当する人が壮年期で23.3%と、青年期を上回っているのも、その現れと考えられます。

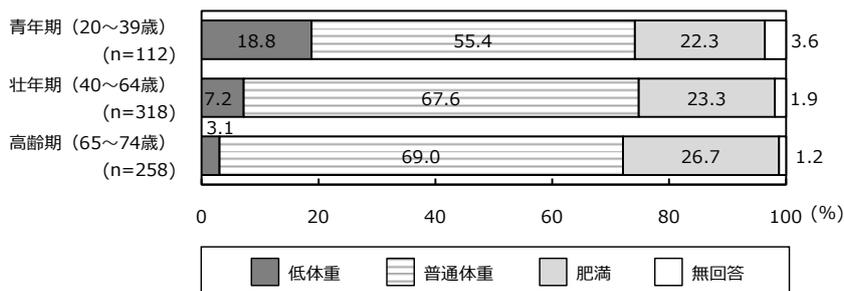
このため、自らの健康状態を把握し、不調があれば生活習慣を改善できるよう、また、健診受診や生活習慣改善の取組が徹底されるよう、健診機会や情報の提供に努めることが重要です。

④高齢期 (65歳以上)

高齢期は様々な健康問題が顕在化し、将来に対して不安を感じる時期でもあります。また、年金制度の見直しなどにより、働き続ける必要に迫られる人が、今後は増えてくるものと考えられます。

いつまでも健康で働き続け、私生活も充実できるよう、食生活の改善や運動の継続などにより、健康寿命の延伸を図る必要があります。

《BMIの状況》



## (2) がん

### ①子ども（乳幼児期～学童期）

幼少期からがんの予防に向けた生活習慣や、喫煙が及ぼす悪影響などについて学ぶことが、将来のがん予防につながると考えられることから、学校教育をはじめ様々な機会を活用して、がん予防につながる知識の普及に努めることが重要です。

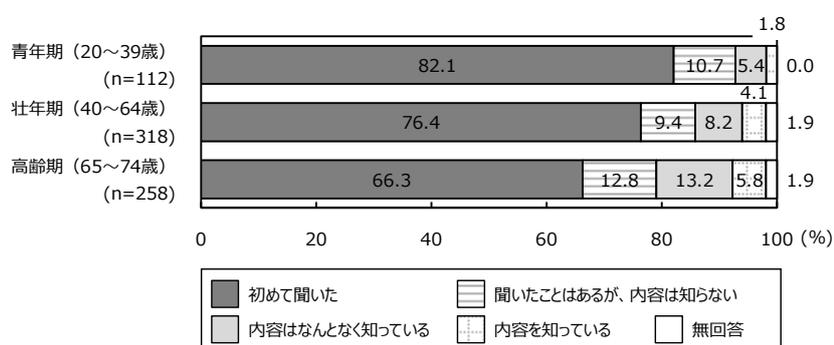
### ②若者（思春期～青年期）

親からの自立や社会進出などにより、生活習慣の乱れや、喫煙などの悪習が身に付きやすい年代であることから、発がんにつながる可能性があると考えられる要因について、積極的に情報発信を行うことが重要です。

また、アンケート調査の結果では本町独自の取組である「がん予防スタートプロジェクト」の認知度が青年期において低いことから、プロジェクトの浸透に向けたいっそうの努力や工夫が求められています。

女性に対しては、20歳以上を対象に実施している子宮がん検診の重要性をよりいっそう周知し、受診率を向上させる必要があります。

《がん予防スタートプロジェクトの認知度》



### ③壮年期（40歳～64歳）

アンケート調査の結果では「がん予防スタートプロジェクト」の取組である「腹八分目」「減塩」「食事のバランス」「定期的ながん検診」を特に実践していないと回答した人が3割以上います。また、定期的ながん検診を実践している人は29.6%であり、7割以上の人が定期的ながん検診を受けていないことになります。

この世代は検診によるがんの早期発見とその予防が特に重要なため、受診率の向上を図るとともに、改めて適切な生活習慣などの周知に向け、様々な機会を通じてさらなる情報発信に努めることが重要です。

また、喫煙習慣のある人が青年期や高齢期より高いことも課題となっています。

## 《がん予防スタートプロジェクトの実践状況》

	食事バランス	腹八分目	減塩	定期的ながん検診	特に実践していない	無回答
青年期（20～39歳） (n=112)	27.7	25.0	15.2	8.0	51.8	0.0
壮年期（40～64歳） (n=318)	37.1	33.6	30.2	29.6	32.1	2.2
高齢期（65～74歳） (n=258)	45.3	41.5	43.0	34.5	19.4	4.3

### ④高齢期（65歳以上）

アンケート調査の結果では「がん予防スタートプロジェクト」の取組である「腹八分目」「減塩」「食事のバランス」「定期的ながん検診」を実践している人は、青年期や壮年期を上回っています。しかしながら、特に実践していないと回答した人が2割程度います。

万一、がんが発生しても早期に発見することで治療できるものもあるということを知り、身体的・精神的な不安を軽減し受診行動に結びつける必要があります。

それとともに、健康寿命を延伸するために必要な知識が身に付き、実践できるよう、情報発信や健康づくりの機会充実に努めることが重要です。

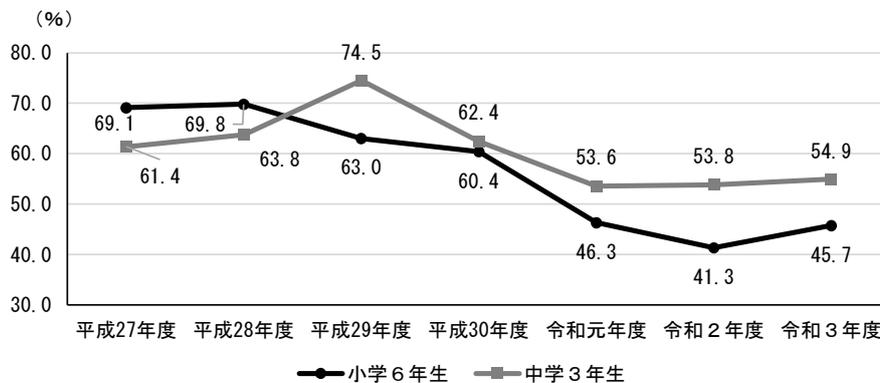
## （3）歯の健康

### ①子ども（乳幼児期～学童期）

乳歯は虫歯になりやすく、虫歯になると様々な健康リスクがあることから、保護者が乳幼児の歯の健康に関する正しい知識を身に付け、実践することが重要です。

虫歯のある児童・生徒の割合は減少傾向にあるとはいえ、いまだ半数前後となっており、いっそうの減少に向けた教育・指導・実践が必要です。

《虫歯のある児童・生徒の割合》



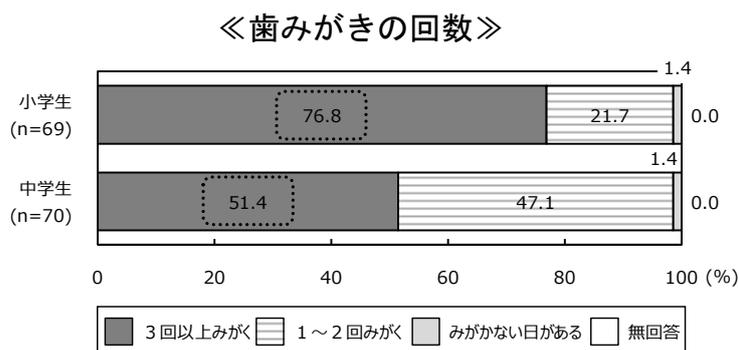
資料／南越前町保健福祉課

## ②若者（思春期～青年期）

歯の健康については、小学校での取組に加え、中学校以上にも教育・指導することが、生涯を通じた歯の健康維持に重要です。

アンケート調査の結果では、小学生から中学生になると1日に3回歯みがきをする人が減少しており、学校における歯みがき指導が重要であることがわかります。

青年期にあっては、歯科健診などの機会が減少する人も増えてくることから、壮年期に向けて歯の健康を維持するため、定期的な歯科健診の普及を図ることが重要です。



## ③壮年期（40歳～64歳）

歯周病は壮年期以降の歯を失う主要な原因であると言われています。また、壮年期は仕事が忙しく、歯の健康維持がおろそかになりやすい年代でもあります。

このため、日ごろから歯の健康状態に関心を持ち、日ごろの手入れの励行や定期的な健診の受診、早期治療などを一人ひとりが心がけるよう、働きかけが重要となります。

## ④高齢期（65歳以上）

8020（ハチマルニイマル＝80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという意味）の実現に向け、歯の健康に対する壮年期からの取組が重要となります。

その上で、健康寿命の延伸には食生活を支える歯の健康が重要であることから、虫歯と歯周病の予防及び適切な義歯の使用に向けた啓発を、高齢者に伝わりやすい方法で充実させる必要があります。

## (4) アルコール

### ①子ども（乳幼児期～学童期）

妊婦や授乳期の飲酒が胎児や子どもに与えるリスクを周知し、妊婦や授乳期にある女性の飲酒を防ぐ必要があります。

また、子どもの飲酒のリスクを保護者に理解してもらい、家庭でわずかでも子どもに飲酒させないように啓発するとともに、誤飲を防ぐための対策等についても周知することが重要です。

### ②若者（思春期～青年期）

好奇心やまわりの勧めなどで、アルコールに手を出しやすい年代です。また、友人同士やサークル等の集まりで、いわゆる一気飲みなどの危険な飲み方をしやすい年代でもあります。

このため、適正な酒量や飲み過ぎのリスクについて周知を図るとともに、飲酒のマナー等についても、啓発を行う必要があります。

### ③壮年期（40歳～64歳）

仕事上の付き合いやストレスなどから、過度な飲酒に陥りやすい年代です。アンケート調査の結果でも、「ほぼ毎日飲む」と回答した人の割合が、青年期で7.1%なのに対し、壮年期では25.8%と大きく増加しています。

このため、休肝日の大切さや飲酒に頼らないストレス解消法の啓発、職場における飲酒の強要（アルコール・ハラスメント）の予防に向けた取組が重要となります。

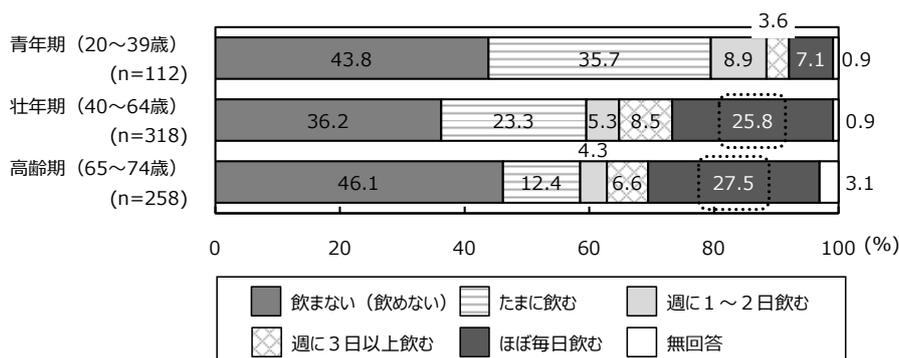
### ④高齢期（65歳以上）

アルコールの分解機能が低下して酔いやすくなるとともに、体力の低下に伴い飲酒が転倒などのけがや事故にもつながりやすい年代です。また、定年退職や配偶者・家族・知人との死別など、生きがいを喪失しやすい年代でもあります。

アンケート調査の結果でも、「ほぼ毎日飲む」と回答した人の割合が、壮年期よりもさらに多い27.5%となっています。

このため、高齢期にとっての適正飲酒量の啓発や、高齢者の生きがいづくりなどの取組が、過度な飲酒を防ぐためにも重要となります。

《アルコールを飲むか》



## (5) 身体活動・運動

### ①子ども（乳幼児期～学童期）

遊びや学校の部活動などで活発に活動する時期ですが、近年はインターネットやゲーム機などの普及により、屋内で遊ぶ時間が増えてきています。

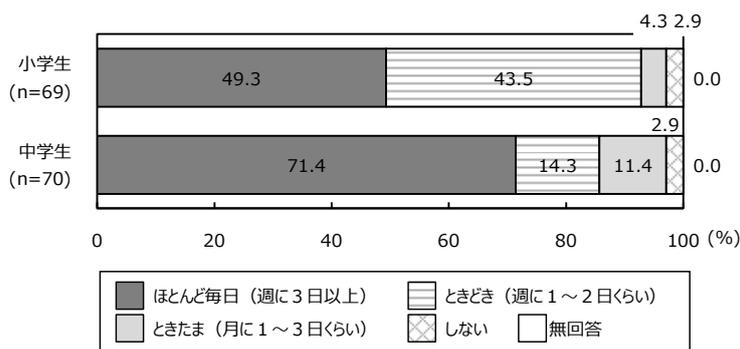
このため、運動習慣の重要性について本人や保護者に周知するとともに、運動機会の提供に努めることが重要です。

### ②若者（思春期～青年期）

アンケート調査の結果では中学生で週に3日以上運動している人が71.4%だったのに対し、青年期では1回30分以上の軽い汗をかく運動を週2回以上行っている人が20.5%と、大きく減少しています。

青年期は試験勉強や就職などにより、定期的な運動から離れがちな年代であることから、運動の機会や場の提供について、いっそう注力することが重要です。

《子どもの体育の授業以外での、運動やスポーツの頻度》



### ③壮年期（40歳～64歳）

仕事上の責任が重くなるとともに、時間の確保が難しいなどの理由により運動から離れがちになる年代です。アンケート調査の結果では1回30分以上の軽い汗をかく運動を週2回以上行っている人は19.5%と、青年期の20.5%を下回っています。

このため、身近で簡単に参加できる運動機会の提供や、生活習慣の見直し等について啓発を行い、運動習慣を身に付けて健康な状態で高齢期を迎えることができるようにすることが重要となります。

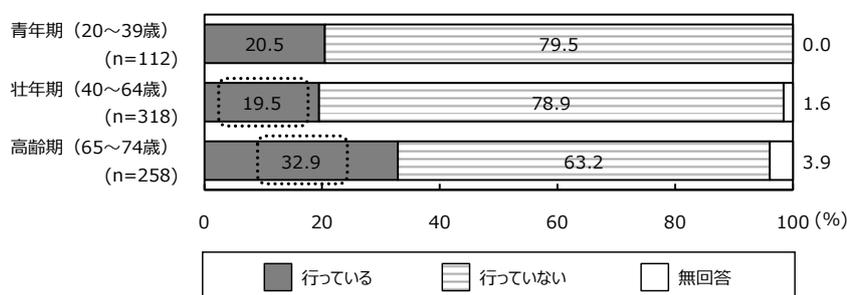
#### ④高齢期（65歳以上）

体力や身体能力の低下から激しい運動が難しくなる半面、健康寿命の延伸のために適度な運動が重要となる年代です。

アンケート調査の結果では、1回30分以上の軽い汗をかく運動を週2回以上行っている人は32.9%と、青年期（20.5%）や壮年期（19.5%）を上回っており、運動に関心のある人が多いことがわかります。

このため、運動に親しむ人がいっそう増加するよう、全身状態に応じた高齢者対象の運動機会の充実や、ボランティア活動などを通じた身体活動の機会拡大に向けた取組が重要となります。

《1回30分以上の軽い汗をかく運動を、週2回以上行っているか》



## (6) たばこ

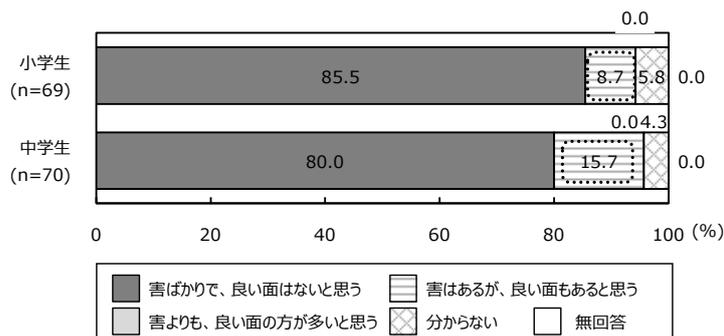
### ①子ども（乳幼児期～学童期）

妊婦の喫煙が胎児に与えるリスクや、授乳中の喫煙の危険性について、様々な機会を通じて啓発することが重要です。

また、受動喫煙が子どもに与えるリスクについても周知し、家庭内に留まらず子どもがいる場での禁煙が徹底されるよう、すべての住民に周知する必要があります。

アンケート調査の結果では、たばこは「害はあるが、良い面もあると思う」と答えている子どもが小学生で8.7%いることから、学校教育などを通じてたばこの危険性を周知し、20歳になってもたばこに手を出さないよう、徹底することが重要となっています。

《喫煙についてどう思うか》



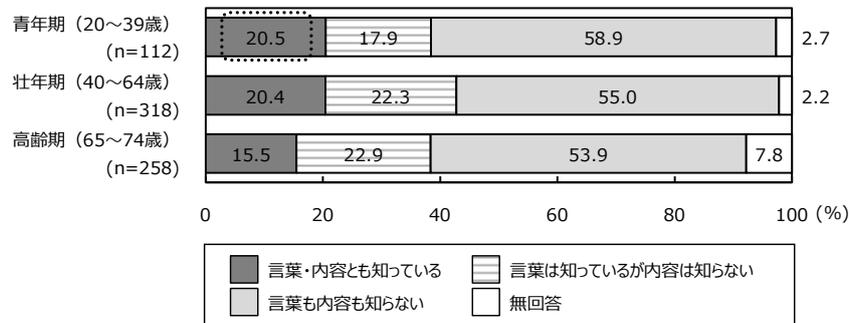
## ②若者（思春期～青年期）

学校や親から自立し、好奇心や周りの影響などで、たばこに手を出しやすい年代です。アンケート調査の結果では、たばこは「害はあるが、良い面もあると思う」と答えている中学生が15.7%と、小学生の8.7%より増加しています。また、青年期でCOPDについて「言葉・内容とも知っている」と回答した人は20.5%と、たばこの危険性について十分に認知されているとは言えない状況です。

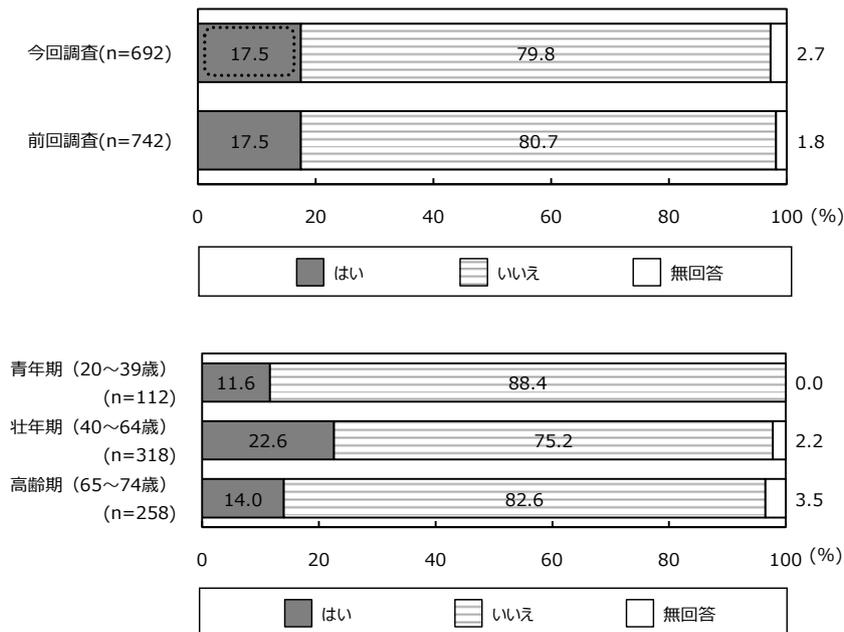
このため、この年代に届きやすい方法で引き続きたばこのリスクを啓発するとともに、未成年者に喫煙をさせないという住民意識の醸成が重要となります。

さらに、アンケート調査の結果では、喫煙者の割合が17.5%と前回調査と変化がない半面、喫煙者のうち、禁煙の意向がある人が37.2%と4割近くいることから、たばこをやめる人を増やすような施策が重要となります。

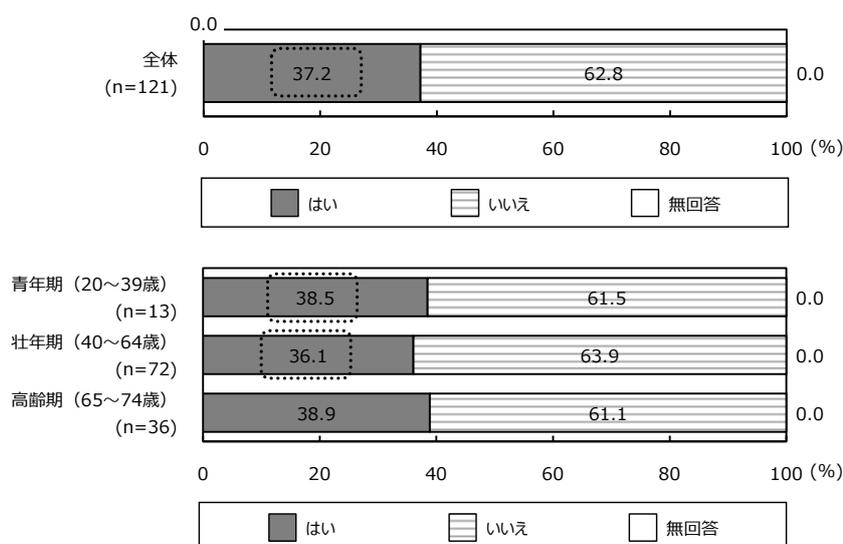
《COPDの認知状況》



《喫煙しているか》



### 《禁煙の意向があるか》



#### ③ 壮年期 (40 歳～64 歳)

すでに喫煙習慣のある人に対し、禁煙に向けた働きかけが重要です。アンケート調査の結果では壮年期の36.1%の人が「禁煙の意向がある」と回答しており、禁煙のきっかけづくりとなる啓発や、広報を通じた禁煙成功者の事例・禁煙外来の紹介などを行うことで、喫煙率を下げられる余地があると考えられます。

#### ④ 高齢期 (65 歳以上)

喫煙率が14.0%と壮年期より低いとはいえ、喫煙が長年の習慣となっている人が多いことから、禁煙が困難な年代です。しかし身体機能の低下とともに喫煙のリスクも高まるうえ、火災などのリスクも高まると考えられることから、禁煙に向けた働きかけと支援が重要となります。

アンケート調査の結果では禁煙の意向が他の年代より高いことから、禁煙のきっかけづくりなどが有効だと考えられます。

## (7) 感染症対策（新規）

### ①子ども（乳幼児期～学童期）

幼少期から手洗い等の感染予防の習慣や衛生観念が身に付くよう、家庭や学校での教育・指導が重要となります。家庭や学校での適切な感染症対策について、啓発を行うことが必要です。また、予防接種については、正しい知識による適切な選択ができるように、周知することが重要です。

### ②若者（思春期～青年期）

活動範囲が広がり人との交流も盛んとなることから、感染リスクが高くなる年代です。このため、感染症に対する正しい知識の周知に努め、日常生活の中で感染予防が実践されるよう働きかける必要があります。

外食や自炊の機会が増えることから食中毒に対する知識や、性感染症についての知識の周知も重要となります。

### ③壮年期（40歳～64歳）

仕事による疲労や生活習慣の乱れなどにより、感染症の影響が深刻になりかねない年代です。

このため、感染予防を徹底するとともに、万一感染した場合でも重篤な状態とならないよう、適切な生活習慣や食生活、適度な運動などで、日ごろから健康を維持することが重要となります。

### ④高齢期（65歳以上）

体力の低下などにより、感染症の影響が深刻な状態へつながりやすい年代です。

このため、感染予防を徹底し、感染をしないことが最も重要となります。また、まわりの人の支援や気遣いも、感染予防に欠かせない要因となります。

### 3. 食育に関する前計画の進捗と評価

#### (1) 栄養・食生活

##### ①町の取組

行動目標		1日3食、野菜の摂取を増やし、栄養バランスのとれた食事を摂ろう。
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
妊産婦のいる家庭や就学前の子どもをもつ家庭への取組	マタニティセミナー、子育て支援センター、各種乳幼児健診での食に対する取組（うす味、栄養バランス、食育等）を継続、強化します。	妊産婦のいる家庭や就学前の子どもをもつ家庭へ、食に関する取組を行いました。今後もマタニティセミナー、子育て支援センター、各種乳幼児健診における食に対する取組が重要です。
保育所・こども園での取組	食育に対する取組を継続、強化します。園児、保護者を対象に専門家（栄養士等）による、食に対する講座を開催します。	季節の野菜を育て、給食で利用したほか、栄養士が園児に対し食に関する話をしました。コロナ禍以降、食に対する講座の開催はできませんでしたが、広報を通して、保護者への周知ができました。
働き盛りを中心とする食生活対策	町内店舗に対して栄養バランスの良いお弁当、野菜を使ったお惣菜を積極的に取り入れるよう指導します。それぞれの食材の特徴等を分かりやすく、各店舗内に掲示します。特定健診実施会場にて、食に関する普及啓発を強化します。	集団健診会場で、食生活改善推進員が栄養バランスの整った、減塩対策につながるレシピを配布しました。町内店舗への働きかけは実施できていないため、働き盛り世代をターゲットとした、実施可能な取組内容について検討が必要です。
各種団体（保健推進員、食生活改善推進員等）に対する支援	研修会等を開催し、食や食育に対する知識の獲得、意識向上を支援します。それぞれの活動について支援します。	各種団体に対する支援を行いました。研修会等に参加できない方もいるため、今後は、参加できなかった方への支援も検討します。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)						
	H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
小学6年生、中学3年生の朝食欠食率(%)	9.0 (H28)	-	-	-	-	2.9	0.0

資料/南越前町健康づくりアンケート

小学6年生、中学3年生の朝食欠食率は大きく減少しましたが、目標値の0.0%には達していません。

指標		(年度)						
		H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
特定健診受診者のうちBMI25以上の人の割合(%)	男性	29.3	31.7	31.5	30.1	36.3	38.1	25.0 以下
	女性	23.5	25.3	23.9	25.4	26.1	21.5	20.0 以下

資料/KDBシステム

特定健診受診者のうちBMI25以上の人の割合は、男性では増加傾向であり、女性では増減はあるものの、目標値には達していません。

## ③総合評価

- 小学生及び中学生の朝食欠食率は基準年である平成27年度と比較し減少しましたが、目標値には届きませんでした。生活習慣病の予防や改善のためには、早期から栄養バランスのとれた食事や減塩に気を付けた食生活を実践する必要があるため、マタニティセミナーや乳幼児健診等で子育てをはじめめる前や食習慣が確立しはじめる時期における情報提供や相談支援体制の継続が必要です。
- 腹八分目や減塩、食事のバランス等の望ましい食生活の実践を目的に健診会場でのレシピ配布や食生活改善推進員による広報誌の記事連載を実施したところ、特定健診受診者におけるBMI25以上の割合は女性では減少し目標に近づきましたが、男性では増加しました。肥満を放置すると、生活習慣病を悪化させ、心筋梗塞や脳卒中などの重大な病気にもつながるほか、膝痛や腰痛により活動量が低下し、さらに肥満が進むことも危惧されることから、日常的な運動習慣と合わせ、望ましい食生活の実践が進むよう、食生活改善推進員等と連携した幅広い取組が必要です。

## (2) 食育の推進

### ①町の取組

行動目標	地元の食材を積極的に使った食事を作ろう。 わが町ならではの伝統的な食文化を知り、それを継承しよう。	
取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
地産地消への取組	地元を代表する食品や調理方法について、ケーブルテレビ・広報・ホームページ等の媒体や町内店舗の協力のもと紹介します。学校給食において、継続して地元食材を積極的に使用します。	地元の食材を利用した伝統料理を広報に掲載しました。給食において地元で採れた野菜や地元食材を活用し地産地消に努めました。
伝統的な食文化の継承	伝統的な食文化について、ケーブルテレビ、広報、ホームページ等の媒体を使い周知します。	伝統的な食文化に関するリーフレット、ポスターを設置したほか、食生活改善推進員が考案した伝統料理を広報に掲載しました。今後はさらなる周知のため、ケーブルテレビやホームページの利用も検討します。
各種団体（食生活改善推進員等）に対する支援（再掲）	研修会等を開催し、伝統的な食文化に対する普及啓発、活動について支援します。	各種団体に対して支援を行いました。研修会等に参加できない方もいるため、今後は、参加できなかった方への支援も検討します。

### ②目標値の進捗状況

指標		(年度)						
		H27 (基準値)	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標値)
学校給食における地場産食材の使用状況(%) (町内小中学校)	6月調査	44.8	62.6	48.9	47.2	-	41.8	50.0
	11月調査	63.2	62.2	61.8	53.0	59.5	60.8	70.0

資料／福井県学校給食食材産地別使用量調査（R2はコロナ禍による全国一斉休校のため11月調査のみ）

6月調査においては、平成29年度に大幅に改善したものの、その後は減少傾向が続いています。11月調査においては、平成29年度以降、減少が続いていましたが、令和2年度は増加に転じています。ただし、令和3年度時点で基準値を下回っています。

### ③総合評価

- 学校給食における地場産食材の使用状況は、6月調査、11月調査とも、基準値を下回っています。生産者との連携を強化し、安定して地場産食材を確保できるような体制づくりが必要です。

### 【進捗状況のまとめ】

前計画の目標数値として設定された食育推進に関する目標値、全5項目のうち、令和3年度時点での進捗状況は以下の通りです。

状 況	件 数	割 合
A 目標を達成したもの	0	0.0%
B 目標は達成していないが改善したもの	2	40.0%
C 変わらないもの	0	0.0%
D 目標を達成していないだけでなく悪化したもの	3	60.0%
合計	5	100.0%

番号	指標		基準値 (H27年度)	目標値 (R4年度)	実績値 (R3年度)	評価
1	小学6年生、中学3年生の朝食欠食率*		9.0% (H28)	0.0%	2.9%	B
2	特定健診受診者のうち BMI 25以上の人の割合	男性	29.3%	25.0% 以下	38.1%	D
3		女性	23.5%	20.0% 以下	21.5%	B
4	学校給食における地場産食材 の使用状況	6月調査	44.8%	50.0%	41.8%	D
5		11月調査	63.2%	70.0%	60.8%	D

※「\*」印がついた指標は、平成28年7月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

## 4. 食育に関するライフステージ別の現状と課題

### (1) 栄養・食生活

#### ①子ども（乳幼児期～学童期）

成長期にあたり、必要な栄養の摂取や望ましい食習慣の継続が重要な時期となります。しかし、アンケート調査の結果では朝食を食べないことがある児童・生徒が少数ながら存在しています。

子ども自身が自分の食生活をコントロールすることは困難なため、家庭において適切な食習慣が励行されるよう、保護者に対する啓発や知識の普及が必要となります。

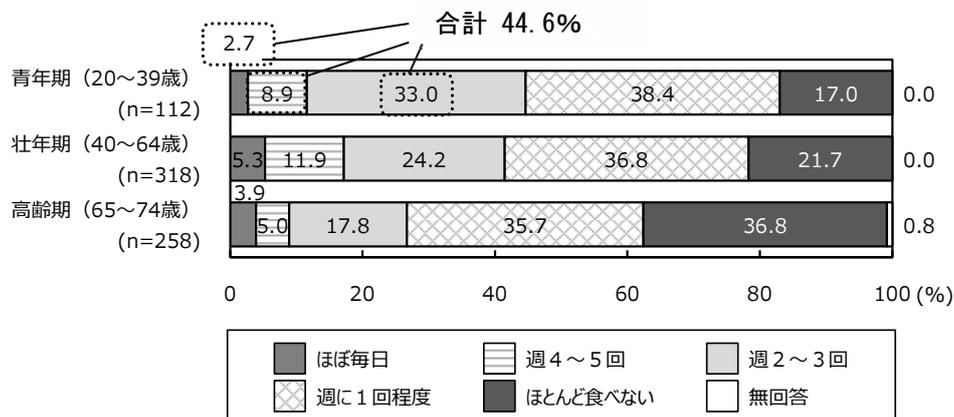
また、本人に対しても学校教育などを通じて適切な食習慣の知識を身に付けてもらい、不適切な間食や過食・欠食などの予防に努めることが重要です。

#### ②若者（思春期～青年期）

家庭からの自立が進むとともに外食の機会も増え、食生活が乱れがちな年代です。アンケート調査の結果では、青年期では、外食やお惣菜、市販の弁当を週2回以上食べている人が44.6%と他の年代よりも多く、偏食が懸念されます。

このため、日常の適切な食習慣について周知するとともに、身体づくりに必要な栄養知識なども身に付けられるよう支援することが重要となります。

#### 《外食やお惣菜、市販の弁当はどれくらいの頻度で食べるか》



### ③壮年期（40歳～64歳）

仕事などの影響で食生活が乱れがちになり、飲酒の機会も増える年代です。加えてこれまでの生活習慣の影響が顕在化しやすい年代でもあります。

このため、食生活の乱れがあった場合はそれに気づき、改善するきっかけを提供することが重要となります。

### ④高齢期（65歳以上）

人によっては食欲が衰えたり、口腔の健康状態から咀嚼が困難になったり、配偶者との死別などで適切な食生活の維持が困難になりがちな年代です。

高齢者の健康寿命の延伸に向けた各種の取組を推進するとともに、必要な人に対しては食事サービスを提供するなど、総合的な福祉サービスが必要となります。

## （2）食育の推進

### ①子ども（乳幼児期～学童期）

乳幼児期は、味覚をはじめ感覚機能、咀嚼機能などの発達が著しい時期です。この時期に食べ物への興味や食べる楽しさを育み、素材の味を活かした食事に親しむことが重要です。

また少子化の中、地元の農林水産業やその産物に対する関心を深め、ひいては地域への愛着を創出するような取組も重要となります。

### ②若者（思春期～青年期）

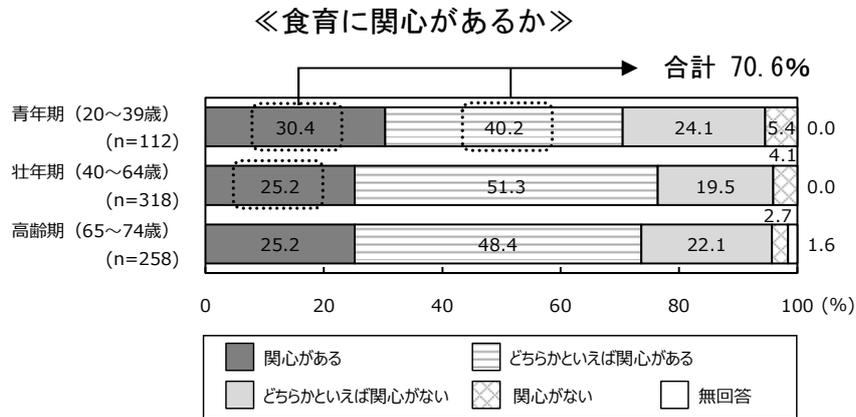
アンケート調査の結果をみると、青年期では食育に関心がある人の割合（「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計）が70.6%と他の年代より低くなっています。

外食や中食が増え、ファストフードなどにも触れる機会が増加する年代です。伝統食よりは流行りのもの、脂肪や刺激の強い食事に惹かれがちな年代であることから、改めて地元食材や伝統食の大切さを周知する必要があります。

同時に、地元の農林水産業に関心をもってもらい、担い手増加を目指すことも重要となります。

### ③ 壮年期（40歳～64歳）

仕事や子育てなどで責任と負担が増し、生活が不規則になりがちで、これまでの生活習慣の乱れが心身の不調となって現われはじめる年代です。同時に、家庭での子どもの食生活に重要な役割をもつ年代である反面、アンケート調査の結果では、食育に「関心がある」と回答した人が25.2%と青年期の30.4%より減少しており、子どもへの影響が懸念されます。



### ④ 高齢期（65歳以上）

これまでの食生活の影響による心身の状態に、個人差が広がる年代です。食習慣の乱れから心身に不調をきたしている人は健康寿命の延伸に向け、食生活を見直す必要があります。同時に退職などで時間的余裕が生まれ、地域活動などにも参加しやすい年代でもあります。

このため、生涯学習などを通じて高齢期にふさわしい食習慣について啓発する一方、伝統食の継承など、食育の推進役として地域で活躍してもらえる環境づくりも重要です。

## 5. 自殺対策に関する前計画の進捗と評価

### 基本施策（1）地域における連携・ネットワークの強化

#### ①町の取組

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
南越前町健康増進・自殺対策連絡会	医療機関、学校、福井県、町スポーツ推進委員会、認定こども園・保育所、南越地方教育委員会連絡協議会、町保健推進員、町食生活改善推進員会、区長会連合会、社会福祉協議会等で構成。団体間での連携を強化し、健康増進計画と併せ自殺対策行動計画における施策の取組を推進していきます。	前計画の策定以降、連絡会の開催は無いものの、計画中の取組に関する進捗状況や評価について、関係部署に調査を行うなどして、施策の推進を図りました。

#### ②目標値の進捗状況

指標	(年度)					
	H29	H30	R元	R2	R3	R5 (目標値)
南越前町健康増進・自殺対策連絡会の開催（回／年）	0	0	0	0	0	1

資料／保健福祉課

南越前町健康増進・自殺対策連絡会は、前計画の期間中、開催できていません。

#### ③ 総合評価

- 町と関係機関との連携を強化し、健康増進・自殺対策を多面的かつ総合的に推進するという観点から、早急に体制を整備して課題の解決に向けた協議を進める必要があります。

## 基本施策（２） 自殺対策を支える人材の育成

### ①町の取組

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
町職員研修の実施	町職員の自殺予防に対する意識を高めます。特に、子どもや子育て家庭の支援に関し具体的な対応方法等について認識を共有し支援にあたります。	平成29年度に自殺対策行動計画の概要や町の現状、こころの健康づくりに関する取組等について町保健師の研修会を実施し、全ての世代で自殺対策の視点を持ち、支援にあたることの重要性について共有しました。
ゲートキーパー養成の推進	日頃から地域住民への見守り活動に尽力されている民生委員児童委員、子どもの登下校を見守るボランティア及び一般住民を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。	地域ふれあいサロンや各種団体を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、まわりにストレスや悩みを抱えた人に対する適切な対応の方法について啓発しました（再掲）。

### ②目標値の進捗状況

指標	(年度)					
	H29	H30	R元	R2	R3	R5 (目標値)
町職員研修の実施（回／年）	1	0	0	0	0	1
ゲートキーパー養成の推進（人） （延べ人数）	367	780	899	931	958	1,020

資料／保健福祉課

※ゲートキーパー養成講座受講者の目標値は、健康増進計画と異なります。

町職員研修は平成30年度以降、開催できていません。ゲートキーパーの延べ人数は順調に増加していますが、目標値には達していません。

### ③総合評価

- コロナ禍に水害が重なり、ハイリスク者の増加も考えられることから、町内各課の連携強化による情報の収集・共有が必要です。
- ゲートキーパー養成講座の延べ受講者は目標に近づいていますが、目標達成に向けてさらに受講者増に取り組むとともに、ゲートキーパー養成講座を受講した人が、活動の継続に必要な知識を習得するための支援が必要です。

## 基本施策（3）住民への啓発と周知

### ①町の取組

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
リーフレット等の啓発グッズの作成と活用	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策やこころの健康、生きる支援に関するリーフレットの配布・回覧を実施します。	公共施設のポスター掲示・相談機関の周知等を実施し、自身のこころの健康づくりや自殺予防について身近に感じてもらおうきっかけとしました（再掲）。
図書館における啓発用ブースの設置	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館に自殺対策やこころの健康に関するブースを設置します。	図書館におけるブースの設置は実施できませんでした。今後は自殺対策強化月間に合わせて、図書館に関連する本やチラシ等を設置します。
自死遺族支援の情報が掲載されたリーフレットの配布	町内の戸籍謄本申請窓口に、自死遺族への支援情報が掲載されたリーフレットを配布し、自死遺族向けの支援情報の周知に努めます。	窓口に自死遺族会の集いの案内や問い合わせ先が記載された自死遺族会のリーフレットを設置しました。今後も支援情報の周知に努めます。
からだとこころの健康イベントによる啓発	9月の自殺予防週間等に合わせて「からだとこころの健康づくりイベント」を開催し、町民の理解促進と啓発を図ります。	平成29年度に開催した健康フェアにて、こころの健康に関する講演会を開催しましたが、それ以降はイベントでの周知は行えていません。
広報誌「南えちぜん」、ホームページ、ケーブルテレビ自主放送番組の活用	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策やこころの健康・生きる支援関連の特集記事や相談会の開催情報、相談場所を掲載・放映し、町民の問題理解の促進と施策、相談場所の周知を図ります。	町ホームページやケーブルテレビ自主放送にて相談会の案内や相談機関の周知を実施し、ストレスや悩みをもつ方が相談窓口につながるよう啓発しました。今後も悩みをもつ方に適切に情報が届くよう、効果的な周知方法の検討が必要です。

### ②目標値の進捗状況

指標	(年度)					
	H29	H30	R元	R2	R3	R5 (目標値)
こころの健康づくり、生きる支援のリーフレットの作成と配布（全世帯）	実施	実施	実施	実施	実施	実施
図書館における啓発用ブースの設置（か所／年）	0	0	0	0	0	3
からだとこころの健康イベントによる啓発（回／年）	1	1	0	0	0	1
広報誌「南えちぜん」、ホームページ、ケーブルテレビ自主放送番組の活用（回／年）	2	2	2	2	2	2

資料／図書館における啓発用ブースの設置は教育委員会事務局、他は保健福祉課

リーフレットの作成・配布と広報誌「南えちぜん」などの活用以外は、十分に実施できていません。

### ③総合評価

- 図書館における啓発用ブースの設置ができていないため、設置できなかった原因を分析して、目標を達成できるよう計画的に施策を推進する必要があります。
- コロナ禍の影響もあり、からだところの健康イベントによる啓発が3年連続で実施できていないため、コロナ禍におけるイベント等の開催方法の検討や、イベントに代わる啓発等の検討が必要です。
- ところの健康づくりや相談会の開催情報等について、広報誌やホームページ等の既存の情報発信手段のいっそうの活用や、さらなる情報発信手段の検討が必要です。

## 基本施策（４）生きることの促進要因への支援

### ①町の取組

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
ところの相談の開催	本町は精神科を有する医療機関が無く、地理的な条件から専門の医療機関に受診しにくい状況にあります。ところに悩みを持つ方やその家族が保健福祉センター等身近なところで相談・支援が受けられるようにするため、精神科医などの専門職と連携した予約制の「ところの相談」を年2回開催します。	年度2回実施しました。ストレスや悩み、心身の不調を抱えながらも、受診に至っていない方が、身近な会場で専門の医師に相談できる場として相談を受け付けました（再掲）。
健康診査時におけるストレスチェック相談事業の実施	ライフスタイルの多様化や少子高齢化の加速に伴い、町民が抱える悩みやストレスも複雑化しています。そのような背景からハイリスク者だけでなく、軽度ストレス状態にある者の増加も危惧されます。年に一度の受診を呼びかける健康診査においてストレスに関する自己チェック（ところの健康度自己評価票）を実施し、看護師による聞き取りにより軽度ストレス状態からハイリスク者までを拾い上げます。特にハイリスク者及び相談希望のある方に対する相談支援の場として、臨床心理士と連携した個別相談にしています。	年度7回実施しました。健診の受診のついでに相談できたことで、相談の敷居が下がり、抱えるストレスや悩みについて早期から相談や定期的な支援につなげることができました（再掲）。
生涯学習講座の開催	地域貢献への関心を高める、または新たな生きがいの発掘の観点から「生涯学習講座」のテーマに、生きる支援を盛り込みます。	ところと身体の健康に関する講座を継続的に実施しました。コロナ禍や水害の影響を踏まえ、生きる支援に向けた講座の開催に努めます。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)					
	H29	H30	R元	R2	R3	R5 (目標値)
こころの相談の開催(回/年)	2	2	2	2	2	2
健康診査時におけるストレスチェック実施数(人/年)	337	306	339	220	352	360
生涯学習講座のテーマに「生きる支援」を盛り込む回数(回/年)	1	1	0	0	0	1

資料/南越前町行政報告書

## ③総合評価

- 健康診査時におけるストレスチェック実施数は、令和3年度はほぼ目標を達成していますが、年によっては実施数が少ない年もあることから、いっそうの実施者数の増加に向け、検討が必要です。
- 生涯学習において生きる支援をテーマにした講座が3年連続で実施できていないことから、早急に講師や内容について検討し、計画的に実施する必要があります。
- 誰もが生きがいを感じながら毎日を過ごせるよう、自己肯定感を高めるような教育のいっそうの推進や、相談支援体制の充実に努める必要があります。

## 基本施策(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### ①町の取組

取組	取組内容	実施評価(前計画期間中の取組)
学校での授業の実施	「SOSの出し方に関する教育」の授業や学級指導を実施し、その方法やノウハウの蓄積や結果を踏まえて、内容の改善や工夫を継続的に行います。	「SOSの出し方に関する教育」を全校集会や、学級活動などで令和4年度に全校で実施しました。外部講師の招へいが、児童・生徒の関心や理解を深める上で有効ですが、その選定や交渉などの情報が少ない状況です。
教職員、その他学校関係者への啓発	児童生徒のSOSに対する気づきの向上に向けた自殺対策に関する研修受講を促し、SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。	校内研修などで自殺対策やSOSの出し方に関する内容を取り上げ、教職員の理解を深めました。また学校外の様々な研修への参加を教職員に促しました。今後も教職員の役割についての理解の促進に努めます。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)					
	H29	H30	R元	R2	R3	R5 (目標値)
中学生向け「SOS の出し方に関する教育」の授業の実施（回／年）	0	0	0	0	0	1
教職員の自殺対策に関する研修会の実施（回／年）	0	0	0	1	0	1

資料／南越前町教育委員会

令和3年度までは中学生向け「SOS の出し方に関する教育」の授業は実施できませんでしたが、令和4年度には実施できました。また、教職員の自殺対策に関する研修会は令和元年度は1校のみの実施でしたが、令和4年度には全校において実施できました。

## ③総合評価

- SOS の出し方、SOS の気付き方に関する教育や指導・研修等をいっそう充実するとともに、SOS に気付いた場合の支援体制をさらに強化する必要があります。

## 重点施策（1）子ども・若年者への支援

### ①町の取組

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
相談機関の周知	町内外の相談機関窓口の周知を強化します。	様々な悩みに対する相談窓口や相談会の実施について、チラシの配布やホームページ、フェイスブック、広報誌へ、ケーブルテレビ等、様々な方法で周知しました。
児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用	児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学校運営や授業を改善していきます。	Q-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)やアセス(学校適応感尺度)を活用して、不登校やいじめ等の未然防止に努めました。Q-U やアセスを活用するためには教員研修が必要ですが、十分な研修の時間の確保が難しい状況です。
適応指導教室つばさ	心理的要因等により学校生活への適応が困難で、登校できない状態または不登校傾向の状態にある児童・生徒に対し、学校への復帰を目指して適応指導を行っています。	不登校対応への指導助言や児童・生徒・保護者の教育相談と個別指導を適時適切に実施しました。
いじめ不登校対策	小中学校のいじめ不登校があると認められるまたは疑いがある場合、担当教員が集まり、事例を通じた情報共有を行っています。	月に1度いじめや不登校対策についての会議を実施し、情報共有に努めました。

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
要保護児童対策地域協議会等との連携	育児不安や虐待を抱える家庭として特定妊婦・要支援児童など支援が必要な家庭を把握する要保護児童対策地域協議会と連携し、養育に困難（親の精神疾患や生活困窮等）を抱える家庭の把握を進め、自殺リスクの高い人を特定することで個別支援に繋がります。	要保護児童対策地域協議会と連携し、養育に困難を抱える家庭の把握を進め、個別支援につなげました。
産後ケア事業の推進	育児不安を抱える産婦を対象に、助産師による保健指導、育児相談を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図ります。	心身の不調や育児不安を抱える産婦を対象に、助産師による産後ケア事業を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図りました。
ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施	本人や家族からの支援ニーズの把握に努め、家庭支援、家庭訪問による継続的な個別支援を実施します。またひきこもり状態にある方の社会参加を促す取組をサポステふくいと連携して実施します。	適宜相談を受け付けており、必要に応じて丹南健康福祉センターや総合福祉相談所、サポステふくい等と連携を取りながら、対応にあたりました。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)					
	H29	H30	R元	R2	R3	R5 (目標値)
相談機関の周知（回／年）	2	2	2	2	2	2
産後うつ病対策の推進における産婦健康診査の受診率（％）	82.7	90.1	96.1	96.4	98.2	90.0

資料／南越前町保健福祉課

## ③総合評価

- 産後うつ病対策の推進における産婦健康診査の受診率は平成30年度以降、目標を達成しています。受診率100%達成へ向け、いっそうの取組の強化が重要となっています。
- リスク要因を抱える人が潜在化しないよう、関係機関との連携による情報収集や実態把握を強化する必要があります。

## 重点施策（２）高齢者への支援

### ①町の取組

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターが中核となり、各種保健・医療・福祉サービスの調整や関係機関に繋げるなどの支援を行います。	社会福祉協議会へ包括的支援事業を委託し、今庄・河野地区での相談体制を充実させたことで、各種サービスや関係機関との連携が強化できました。いっそうの強化のため、連絡会等を通じた連携を推進する必要があります。
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療と介護の課題を抽出しながら、高齢者が必要な医療や介護サービスを安心して受けられる地域づくりを目指します。	地域ケア個別会議等で出てきた地域課題を、地域ケア推進会議や顔の見える多職種連携会議で検討しました。
地域ケア会議推進事業	高齢者の自立支援に向けて多職種から専門的な助言を受けて個別事例を検討する会議と、そこから地域の課題を的確に把握し、解決していく手段を導きだすための会議を開催しています。	地域ケア個別会議等で出てきた地域課題を、地域ケア推進会議や顔の見える多職種連携会議で検討しました。地域課題の共有と、解決に向けた対応策の強化を図るため、推進会議の内容の充実を図る必要があります。
認知症総合支援事業	認知症の理解と知識の普及、早期発見と早期対応の体制整備、家族介護者への支援の充実を図ります。	認知症サポーター養成講座の開催、もの忘れ検診の実施、認知症介護者のつどい等を実施しました。さらに高齢化率が上昇していくことから、軽度認知障害の方も含めた支援の充実を図る必要があります。
介護認定調査を通じた支援と対応	訪問調査の際に、介護サービスのほかに何らかの支援が必要と判断される場合には、支援が可能な関係機関と連携するとともに適切な対応にあたります。	がん末期の対応等、実施できました。複数の課題がある場合など、地域包括支援センター等の関係機関との連携により、適切な支援につなげていくことが重要です。
介護予防ケアマネジメント・居宅介護支援	専門職が自宅を訪問して介護相談に応じ、介護サービスの調整や関係機関と連携しながら在宅生活を支援します。	社会福祉協議会や委託事業所と連携し対応しました。限られたサービスを効果的に活用するため地域の資源の活用や、自立支援型ケアマネジメントの強化を図る必要があります。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に対し、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練やとじこもり予防、自立支援に資する訪問や通所によるサービスを提供します。	予防給付相当サービス・緩和した基準によるサービス・短期集中サービスの利用が定着しました。ケアマネジメント支援により、利用者の状態変化に応じた適切な利用の推進が重要です。

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
老人クラブ活動への参加促進	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブへの加入と活動への参加促進を図り、生きがいを持って社会活動に参加することでこのころの健康の保持増進を促します。	高齢者保養事業や老人クラブ活動への補助により、老人クラブへの加入を促進することができました。退職年齢の引き上げ等により、高齢でも現役で働く世代が増えたこともあり、クラブへの新規加入者が頭打ちになっています。生きがいづくりとなる活動への参加を促進することが重要です。
シルバー人材センターへの参加促進	高齢者が、経験や知識・技能を活かして生きがいを得て、さらには地域社会に貢献できるシルバー人材センターへの会員登録と活動への参加促進により、このころの健康の保持増進を促します。	シルバー人材センターへの参加促進を図りました。人的資源や技能を活かす場が不足しているため、引き続き広報等で会員登録の勧奨をしていく必要があります。
地域ふれあいサロン訪問事業（ゲートキーパー養成及びゲートキーパー継続支援）	集まるだけで「介護予防」を合言葉に、地区集会施設等を利用して、高齢者のとじこもり予防、認知症予防を目的とした地域ふれあいサロンの開催を支援します。また、サロンの場を活用して、保健師がこのころの健康講座を実施し、本人や家族等大切な人のこのころの健康や命を守るために、地域でお互いがつながるという意識を高めると同時にゲートキーパーの役割を担う人材として養成します。	地域ふれあいサロンや各種団体を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、まわりにストレスや悩みを抱えた人に対する適切な対応の方法について啓発しました（再掲）。
緊急通報体制整備事業	概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者などに緊急時における援護を迅速に行うため通報装置を設置し、安心して生活できる環境を整備します。	緊急時における通報装置を設置し、安心して生活できる環境の整備を実施しました。
要援護高齢者福祉施設入所措置（養護）	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置を行います。	要援護高齢者の入所措置を実施しました。
成年後見制度利用支援事業	認知症などのため判断能力が不十分な方で、かつ、申立てをする親族等がない場合など、福祉的援助が必要な方については町が申立てをすることができます。その際の本人の判断能力を鑑定する費用や後見人が選定された後の報酬等、必要な経費について助成します。	助成実績はありませんでした。今後は、成年後見制度についてのいっそうの普及・啓発を図る必要があります。

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
食の自立支援事業	ひとり暮らしの高齢者等を対象に、栄養のバランスや季節感を配慮した食事を提供し、安否確認とともに孤立感の解消を図ります。	月1回実施していた食の自立相談支援事業は令和3年度で廃止し、より高頻度を実施できる弁当宅配事業を令和4年度から開始しました。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)					
	H29	H30	R元	R2	R3	R5 (目標値)
地域ふれあいサロン訪問事業の実施 集落数*（集落）	-	40	49	51	51	56
地域ケア会議の開催回数（回）	8	8	7	7	8	8

※自殺対策人材養成事業として実施したサロン集落の延べ数  
資料／南越前町保健福祉課

## ③総合評価

- 医療・介護の人材不足が深刻であり、人材の確保と育成に向けた取組が必要です。
- 認知症サポーター養成講座の受講者は着実に増加していますが、今後は受講者の地域での活動の場をつくることにより、受講の成果を認知症支援につなげる取組が必要です。
- 老人クラブ入会者の増加へ向け、魅力あるクラブのあり方の検討や、広報などの働きかけが必要です。
- コロナ禍や水害等による健康や精神面への影響も考えられることから、高齢者の心身の健康づくりに向けて、いっそうの支援が必要です。

## 重点施策（3）失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

### ①町の取組

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施(再掲)	本人や家族からの支援ニーズの把握に努め、家庭支援、家庭訪問による継続的な個別支援を実施します。またひきこもり状態にある方の社会参加を促す取組をサポステふくいと連携して実施します。	適宜相談を受け付けており、必要に応じて丹南健康福祉センターや総合福祉相談所、サポステふくい等と連携を取りながら、対応にあたりました(再掲)。
無料法律相談の開催	弁護士による無料法律相談を、南条、今庄、河野地区それぞれにおいて4回ずつ社会福祉協議会に委託して実施します。	コロナウイルス感染症拡大以降、感染対策のため南条地区のみでの開催となりましたが、月1回実施できました。
消費生活に関する相談	マルチ商法等の悪質商法で困ったり、商品の購入や品質についての疑問などの相談に応じます。	相談会は開催しませんでした。適宜実施できました。
自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、自立支援計画（プラン）の作成、認定生活困窮者就労訓練事業の利用あっせん等、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行いました。自立支援計画（プラン）の作成、認定生活困窮者就労訓練事業の利用あっせん等、支援を行うことで、生活困窮者の自立促進を図りました。
就労準備支援事業	一般就労に必要な基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います。	一般就労に必要な基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行いました。
一時生活支援事業	住居の無い方に、一定期間、宿泊場所等を提供します。	住居の無い方に、一定期間、宿泊場所等を提供しました。
家計相談支援事業	家計の状況の抜本的な課題を把握し、支援計画の作成、貸付のあっせんなどを行います。	家計の状況の抜本的な課題を把握し、支援計画の作成、貸付のあっせんなどを行いました。
学習支援事業	生活に困窮されている世帯の子どもに学習機会を提供します。	生活に困窮されている世帯の子どもに学習機会を提供しました。
生活保護事務	生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。受給世帯の課題を的確に把握し、必要に応じて適切な支援先に繋がります。	生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しました。

取組	取組内容	実施評価（前計画期間中の取組）
生活福祉資金の貸付	町、民生委員児童委員協議会と連携し、低所得者や高齢者世帯、障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。	町、民生委員児童委員協議会と連携し、低所得者や高齢者世帯、障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉や社会参加の促進を図りました。

## ②目標値の進捗状況

指標	(年度)					
	H29	H30	R元	R2	R3	R5 (目標値)
不安、悩み、苦労などがあった場合の相談相手がない人の割合（％）	16.5 (H28)	-	-	-	8.2	15.0 以下

資料／南越前町健康づくりアンケート

## ③総合評価

- 悩み等の相談相手がない人の割合が目標を達成しています。住民同士が互いに支え合う地域共生社会の実現に向け、相談窓口の周知やSOSの出し方などについて、いっそうの啓発に努めることが重要です。
- コロナ禍に水害が重なり、生活面などで困難を抱える人の増加も考えられることから、無料法律相談を含め相談支援体制の充実と、その啓発に努める必要があります。

### 【進捗状況のまとめ】

前計画の目標数値として設定された自殺対策に関する目標値、全12項目のうち、令和3年度時点での進捗状況は以下の通りです。

状 況	件 数	割 合
A 目標を達成したもの	7	41.2%
B 目標は達成していないが改善したもの	3	17.6%
C 変わらないもの	0	0.0%
D 目標を達成していないもの、悪化したもの	7	41.2%
合計	17	100.0%

番号	指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R5年度)	実績値 (R3年度)	評価
1	南越前町健康増進・自殺対策連絡会の開催	-	1回/年	0回/年	D
2	町職員研修の実施	-	1回/年	0回/年	D
3	ゲートキーパー養成の推進	367人	1,020人	958人	B
4	こころの健康づくり、生きる支援のリーフレットの作成と配布	実施	実施	実施	A
5	図書館における啓発用ブースの設置	-	3か所/年	0か所/年	D
6	からだこころの健康イベントによる啓発	1回/年	1回/年	0回/年	D
7	広報誌「南えちぜん」、ホームページ、ケーブルテレビ自主放送番組の活用	2回/年	2回/年	2回/年	A
8	こころの相談の開催	2回/年	2回/年	2回/年	A
9	健康診査時におけるストレスチェック実施数	337人/年	360人/年	352人/年	B
10	生涯学習講座のテーマに「生きる支援」を盛り込む回数	1回/年	1回/年	0回/年	D
11	中学生向け「SOSの出し方に関する教育」の授業の実施	0回/年	1回/年	0回/年	D
12	教職員の自殺対策に関する研修会の実施	0回/年	1回/年	0回/年	D
13	相談機関の周知	2回/年	2回/年	2回/年	A
14	産後うつ病対策の推進における産婦健康診査の受診率	82.7%	90.0%	98.2%	A
15	地域ふれあいサロン訪問事業の実施集落数	-	56集落	51集落	B
16	地域ケア会議の開催回数	8回/年	8回/年	8回/年	A
17	不安、悩み、苦労などがあった場合の相談相手がない人の割合	16.5%	15.0%	8.2%	A

※自殺対策行動計画は前計画が第一次であるため、基準値が存在しない項目があります。

## 1. 計画の基本理念

すべての住民が自らの心身の健康に関心を持ち、健康に関する正しい知識を身に付け、豊かな自然や地域資源を活用しながら心身の健康の維持や増進に必要な行動がとれるようになることが、本計画の目標のひとつです。

さらには、まわりの人の健康にも気を配ることができ、心身が不調な人がいればそれに気付いて適切なアドバイスができるようになることも目標となります。

こうした目標が達成され、誰もがいつまでも健康で、生きがいを感じながら暮らすことのできる将来像を念頭に、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

### 基本理念

誰もがイキイキ 心もからだも健やかなまち  
南越前



## 2. ライフステージ別の重点目標

基本理念の実現に向けて、さらに具体的なライフステージごとの重点目標として以下を設定し、これに沿って具体的な施策を展開します。

### — 全体・全年代共通の重点目標 —

- 健康寿命の延伸を目的とした生活習慣病の予防
- 健全な心身を培い豊かな人間性を育む食育の推進
- 誰も自殺に追い込まれることのない南越前町の実現

### ライフステージ別の重点目標

#### 子ども

- 適切な生活習慣・食習慣の修得
- 食に関連する地域の自然環境や産業・伝統文化などの学習
- SOS の出し方についての学習と実践

#### 若者

- 適正飲酒、喫煙の回避、運動習慣、適切な食習慣等の実践
- 地元食材や伝統食などの導入
- 自殺予防に向けて必要な知識やノウハウの学習

#### 壮年期

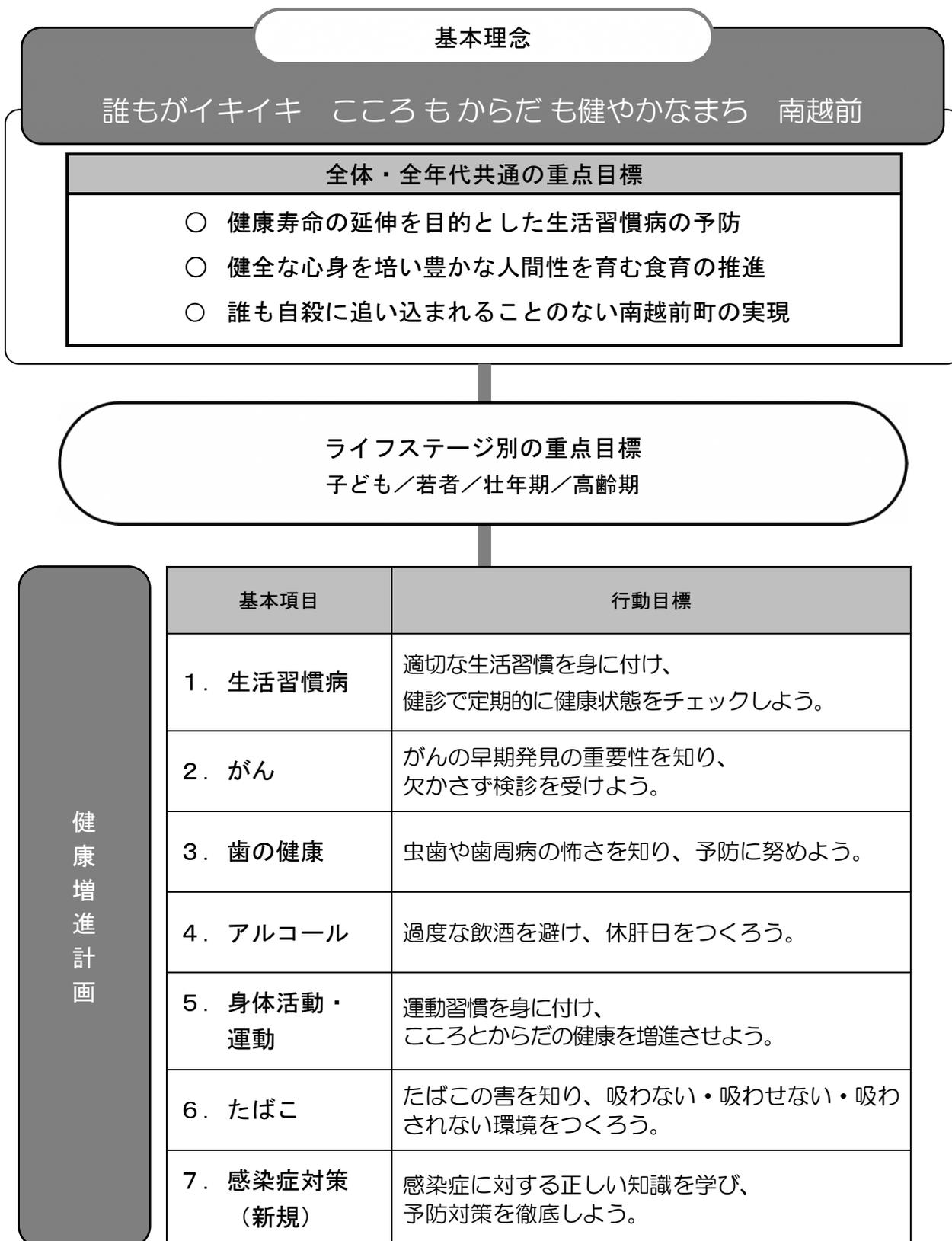
- 定期的な健康診査等の受診と適切な生活習慣・食習慣の確立
- 健康増進に向けた定期的な歯科健診と運動習慣の実践
- 自殺予防に向けた活動や周囲への配慮の実践

#### 高齢期

- 健康寿命の延伸へ向けた生活習慣・食習慣の継続
- 地元食材や伝統食などの導入と次世代への継承
- 介護予防のための活動と生きがいづくり

### 3. 施策の体系

基本理念や重点目標を基に、以下の体系で基本項目ごとに具体的な施策を展開します。



食育推進計画	基本項目	行動目標
	1. 栄養・食生活	1日3食、栄養バランスのとれた食事をしよう。
	2. 食育の推進	食育を推進し、地元食材と伝統的な食文化を大切にしよう。

自殺対策行動計画	基本施策	1. 地域におけるネットワークの強化	すべての住民の協力と協働で自殺を防ごう。
		2. 自殺対策を支える人材の育成	誰もがゲートキーパー役を果たし、支える人になろう。
		3. 住民への啓発と周知	こころの健康や生きる支援について、もっと学ぼう。
		4. 生きることの促進要因への支援	誰もが前向きに生き生きと暮らせる地域をつくろう。
		5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	悩んだときは、すぐに誰かに相談しよう。
	重点施策	1. 高齢者への支援	地域の力で高齢者の健康と生きがいをつくろう。
		2. 感染症や災害に影響を受けた人への支援（新規）	感染症や災害の影響で困っている人に気付き、支援しよう。

## 1. 具体的施策の展開

### (1) 生活習慣病

#### 行動目標

適切な生活習慣を身に付け、健診で定期的に健康状態をチェックしよう。

幼少期から適切な生活習慣を身に付け、生涯を通じて健康で暮らせるよう、住民の健康づくりを支援します。

#### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
全年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年に一度、健診を受診し、自身の健康状態を把握します。</li> <li>○ 健診結果について専門家に相談する機会を利用します。</li> <li>○ 健診結果について専門家から説明、指導を受けた場合には、改善・回復に努めます。</li> <li>○ 「がん予防スタートプロジェクト」を理解し、「腹八分目」「減塩」「食事のバランス」を実践します。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な生活習慣について学び、それを身に付けるよう努めます。</li> </ul>
若者 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な生活習慣について知識を蓄え実践することで、健康の維持と増進に努めます。</li> <li>○ 食事の栄養バランスに気を付けたり、適度な運動をするなど、適切な生活習慣について知識を蓄え、子どもにそれを実践させます。</li> <li>○ 健康に関する相談相手やかかりつけ医をもちます。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ フレイル対策や介護予防に関心をもち、介護予防に努めるとともに、病気の重症化を予防します。</li> </ul>

#### 「がん予防スタートプロジェクト」

がん予防スタートプロジェクトは、がん予防を目的に、平成 29 年度からスタートしている南越前町独自の取組です。

# 「がん予防スタートプロジェクト」とは

「がん予防スタートプロジェクト」は、「腹八分目」「減塩」「食事のバランス」「定期的ながん検診」を心がけることで、がん予防をはじめとする健康の維持、増進をスタートさせる取組です。この取組が住民の健康づくりの身近な指標として親しまれ、効果として健康寿命が延伸されるよう、今後もさらなる実践を目指します。

## 腹八分目（肥満予防）

●自分の適正体重（身長（m）×身長（m）×22）を知る。

### 【実践に向けた具体的な取組例】

- ・ 毎日、体重計に乗る。
- ・ 毎食、20分以上かけて食べる。
- ・ 野菜、海藻類を食べる。

適正体重管理が自分自身でできる。

## 減 塩

●日本人の1日の平均塩分摂取量：男性…10.9g\* 女性…9.3g\*

●厚生労働省が推奨する1日の塩分摂取量：男性…7.5g\* 女性…6.5g\*

（「\*」印がついた指標は、令和元年度国民健康・栄養調査）

### 【実践に向けた具体的な取組例】

- ・ 食品や調味料の食塩量をチェックする。
- ・ 味噌汁、漬け物は1日1回にする。
- ・ 食事は薄味を心がける。

推奨値である約3割の減塩ができる。

## 食事のバランス

### 【実践に向けた具体的な取組例】

- ・ 献立の型（かた）を意識する。
- ・ 食材選びは3色食品群を意識する。

自然に栄養バランスがとれる。



## ②地域の取組

- 地域活動などを通じて、健康づくりの場や健康についての学習の場をつくります。
- 近所の人たちの健康状態に配慮し、変調に気付いたら医療機関の受診を勧めます。

## ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
生活習慣病予防の普及啓発	健康を保持、増進するための意欲の向上のため、様々な媒体や機会を活用して広報に努めます。	●	●	●	●	保健福祉課 教育委員会
人間ドック助成	国民健康保険に加入されている30歳以上の人に人間ドック受診にかかる費用の一部を助成します。		●	●	●	町民税務課
一般健康診査	20歳から39歳の人で職場等の健康診査を受ける機会がない人を対象に一般健康診査を実施します。		●			保健福祉課
特定健康診査	国民健康保険に加入している40歳以上の人を対象に、特定健康診査を実施します。			●	●	保健福祉課 町民税務課
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険に加入されている人を対象に後期高齢者健康診査を実施します。				●	保健福祉課
骨粗しょう症検診の実施	20歳以上の女性を対象に、健康診査会場において骨密度測定を実施します。		●	●	●	保健福祉課
医療機関との連携	年度内に2回、町内医療機関を対象とした保健事業定例会を開催し、個別健診の受診啓発を促すとともに、情報の共有を図って地域医療の浸透・深化に努めます。	●	●	●	●	保健福祉課
受診の利便性向上・実施体制の整備	受診しやすい環境づくり（休日・早朝・夜間における健診の実施、がん検診等の同時実施、追加健診の実施、予約の簡便化）に努め、対象者への利便性に十分配慮します。		●	●	●	保健福祉課

※「主な対象年齢」欄の「子」はライフステージの子どもを、「若」は若者を、「壮」は壮年期を、「高」は高齢期を、それぞれ表します。

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
受診率向上に向けた啓発の推進	各種健診・指導等の受診率・参加率向上に向け、目標値を定めて啓発等の取組を実施します。なかでも後期高齢者に対しては、人間ドックが全額自己負担となることから、健診の受診啓発を強化します。		●	●	●	保健福祉課
健診結果相談会	健康診査を受診された人を対象に、健診結果相談会を実施し、生活習慣病の予防、改善に向けた保健指導を実施します。		●	●	●	保健福祉課
特定保健指導	特定健康診査結果より、動機づけ支援、積極的支援に該当した人に対し、特定保健指導を実施します。		●	●	●	保健福祉課 町民税務課
一般健康教室	特定保健指導対象外であるが、生活習慣病や慢性腎臓病の予防に向けて生活習慣の改善が必要な人を対象とし、健康教室を実施します。		●	●	●	保健福祉課
糖尿病性腎症重症化予防の取組	健康診査等の結果より、糖尿病または腎臓病が重症化するリスクの高い人を適切な治療につなげるとともに、望ましい生活習慣のための保健指導を実施します。		●	●	●	保健福祉課
がん予防スタートプロジェクトのいっそうの啓発	本町独自の取組である「がん予防スタートプロジェクト」の「腹八分目」「減塩」「食事のバランス」「定期的ながん検診」が理解され実践されるよう、いっそうの普及に向けた取組を行います。	●	●	●	●	保健福祉課

#### ④数値目標

指 標	対 象	前計画策定時の値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 10 年度)
特定健康診査の受診率 <sup>①</sup>	国保被保険者	34.2%	36.1%	60.0%
特定保健指導の実施率 <sup>②</sup>	特定保健指導 対象者	36.4%	15.5%	60.0%
健診結果相談会参加率	健康診査受診者	47.8%	41.6%	60.0%
後期高齢者健診の受診率 <sup>③</sup>	後期高齢者	15.2%	15.7%	22.0%
食事の時、ほぼ毎食満腹になるまで食べる人の割合*	20 歳以上 74 歳以下の住民	-	12.4% <sup>⑤</sup>	8.0%
ふだんから塩分の多い食事を好んで食べる人の割合*	20 歳以上 74 歳以下の住民	-	16.2% <sup>⑤</sup>	10.0%
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上、ほぼ毎日食べる人の割合* <sup>④</sup>	20 歳以上 74 歳以下の住民	-	54.5% <sup>⑤</sup>	80.0%

①特定健康診査等基本指針（厚生労働省）における目標値は 60.0%

②特定健康診査等基本指針（厚生労働省）における目標値は 60.0%

③第 2 期保健事業実施計画の目標値 22.0%（福井県後期高齢者医療広域連合）

④健康日本 21（第二次）における目標値は、80%（令和 4 年度）

⑤令和 4 年 1 月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

※「\*」印がついた指標は、平成 28 年 7 月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」に該当する設問がありません。

## (2) がん

### 行動目標

がんの早期発見の重要性を知り、欠かさず検診を受けよう。

望ましい生活習慣によるがん予防や定期受診による早期発見を図るとともに、がん患者に対する支援の充実に努めます。

### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
全年代	○ 検診の意義を理解し、各種がん検診を定期的に受けます。
子ども	○ 幼少期から望ましい生活習慣や食習慣を身に付けます。
若者	○ 禁煙や適正飲酒を実践します。 ○ 職場・地域でお互いに受診の声をかけ合い、受診しやすい環境づくりに努めます。
壮年期 高齢期	○ 規則正しい生活、適度な運動、禁煙等、がんの予防を日々の生活で心がけます。 ○ 定期的に検診を受け、がんの発生を見逃さないようにします。

### ②地域の取組

- がん予防につながる望ましい生活習慣について知識と実践が広まるよう、講座などを実施します。
- 家族や近所など、地域でがん検診受診を促すような声かけを実施します。
- 職域において、被雇用者の受診機会が確保できるようにするとともに、受診しやすい環境づくりに努めます。

### ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
受診行動につながる効果的な案内	受診券の発行、はがきによる受診再勧奨、医療機関における個別がん検診の受診勧奨など、効果的な取組を行います。		●	●	●	保健福祉課
受診の利便性向上・実施体制の整備（再掲）	受診しやすい環境づくり（休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等の同時実施、追加検診の実施、予約の簡便化）に努め、対象者への利便性に十分配慮します。		●	●	●	保健福祉課
がん検診に関する知識の普及・啓発	がん検診に関する知識の普及を行い、受診に対する不安の軽減を図ることで、がん検診受診率の向上・精密検査受診率の向上を目指します。	●	●	●	●	保健福祉課
肝炎ウイルス検診・ピロリ菌検査の実施	肝炎ウイルス検診（40歳以上74歳以下対象）及びピロリ菌検査（20歳以上対象）を実施します。		●	●	●	保健福祉課
患者支援体制の充実	疾病による身体的な苦痛や精神的、社会的な不安軽減のため、ウィッグや乳房補正具の購入支援を行うとともに、がんサロン等の周知など関係機関と連携し、患者の活動を側面的に支援します。	●	●	●	●	保健福祉課
がん予防スタートプロジェクトのいっそうの啓発（再掲）	本町独自の取組である「がん予防スタートプロジェクト」の「腹八分目」「減塩」「食事のバランス」「定期的ながん検診」が理解され実践されるよう、いっそうの普及に向けた取組を行います。	●	●	●	●	保健福祉課

### ④数値目標

指標	対象	前計画策定時の値 (平成27年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
町が実施するがん検診受診率 (5がん平均) <sup>①</sup>	各検診の対象者	45.7%	47.6%	50.0%
精密検査の受診率	がん検診受診者のうち要精密検査に該当した者	78.2%	89.4%	100.0%

①健康日本21（第二次）における目標値は、受診率50%（令和4年度）

### (3) 歯の健康

#### 行動目標

虫歯や歯周病の怖さを知り、予防に努めよう。

虫歯や歯周病の予防と早期発見に努め、住民の生涯を通じた口腔の健康づくりを支援します。

#### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
全年代	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 年に1回、歯科健診を受診することで、自身の歯と口腔の健康状態を把握し、課題があれば早期に治療します。</li><li>○ 虫歯や歯周病予防について正しい知識をもち、適切な予防行動を実践します。</li><li>○ 虫歯になりにくい食習慣を身に付けます。</li></ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 幼少期から適切な食習慣や歯みがき習慣を身に付け、虫歯・歯周病の予防に努めます。</li><li>○ ジュースなど砂糖を多く含む飲料を常用せず、虫歯の予防に努めます。</li><li>○ フッ化物の使用による虫歯予防効果を知り、活用します。</li></ul>
若者 壮年期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 食後や就寝前の丁寧な歯みがきで、口の中の環境を健やかに保ち、虫歯・歯周病を予防します。</li></ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 歯科医と相談し、自分に合った義歯を適切に使用します。</li><li>○ 口腔機能の維持向上に取り組めます。</li></ul>

#### ②地域の取組

- 地域の集まりや事業の実施に際し、歯の健康に関する学習や啓発の場を設けるようにします。

### ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
マタニティセミナー・妊産婦無料歯科健診	セミナーにおいて、歯科衛生士による歯科に関する講義を実施するほか、妊産婦無料歯科健診についての普及啓発を強化します。		●			保健福祉課
乳幼児健診	乳幼児健診において、歯科衛生士による講義をはじめ、歯科健診、ブラッシング指導、おやつ教室などを実施します。	●	●			保健福祉課
歯ピカ☆教室 (2歳児対象)	医師による講義をはじめ、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施します。希望者には、歯科相談やフッ化物塗布を実施します。	●	●			保健福祉課
保育所・こども園での歯科保健事業	保育所・こども園にて歯科健診、歯みがき教室を実施し、保護者に対する、歯みがき指導、食事・間食の種類の指導を強化します。フッ化物洗口事業を、全保育所・こども園で実施します。	●	●			保健福祉課
虫歯のない子表彰	口の中を清潔に保ち、虫歯から健康な歯を守った3歳児、5歳児、小学6年生、中学3年生を対象に表彰を行います。	●				保健福祉課
青年期を対象とした啓発の推進	定期的な歯科健診の機会が減少しがちな青年期の住民に対し、歯の健康維持の重要性とノウハウの周知啓発について、伝わりやすい方法を検討して実施します。		●			保健福祉課
成人歯科健診	節目年齢の方(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる方)を対象に、無料歯科健康診査を実施するとともに、対象年齢の拡大を検討します。			●	●	保健福祉課
口腔機能向上事業	高齢者に対し、ふれあいサロン会場への歯科衛生士を派遣し、家庭でも実践できる口腔機能向上体操や口腔ケアの方法を、資料と歯ブラシを配布して具体的に周知します。				●	保健福祉課 地域包括支援センター

#### ④数値目標

指 標	対 象	前計画策定時の値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 10 年度)
虫歯のある 3 歳児の割合 <sup>①</sup>	3 歳児健診対象児	24.2%	15.6%	15.0% 以下
虫歯のある児童・生徒の 割合 <sup>②</sup>	小学 6 年生	69.1%	45.7%	30.0% 以下
	中学 3 年生	61.4%	54.9%	30.0% 以下
過去 1 年以内に歯科健診を 受けている人の割合 <sup>③</sup>	20 歳以上 74 歳 以下の住民	24.0% <sup>④</sup> (H28)	49.6% <sup>⑤</sup>	65.0%

①第 4 次元気な福井の健康づくり応援計画における目標値は、虫歯のない 3 歳児の割合 85% (令和 4 年度)

②第 4 次元気な福井の健康づくり応援計画における目標値は、虫歯のない小学生の割合、70%からの改善 (令和 4 年度)

③健康日本 21 (第二次) における目標値は、65% (令和 4 年度)

④平成 28 年 7 月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。ただし、その時の設問は「定期的に歯科健診を受けていますか」。

⑤令和 4 年 1 月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

## (4) アルコール

### 行動目標

過度な飲酒を避け、休肝日をつくろう。

過度な飲酒の防止に努めるとともに、適正飲酒の普及により住民の健康増進を図ります。

#### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
子ども	○ 過度な飲酒の危険性を知り、まわりに勧められても絶対にアルコールに手を出さないようにします。
若者	○ 未成年は絶対にアルコールに手を出さないようにします。 ○ 適量飲酒に努め、休肝日を設けるなどお酒との正しい付き合い方を身に付けます。 ○ 妊娠・授乳中の母親の飲酒は控えます。
壮年期 高齢期	○ 過度な飲酒を避け、休肝日を設けます。 ○ 過度な飲酒の強要や、飲みたくない人・飲めない人への飲酒の強要はしないようにします。

## ②地域の取組

- 過剰飲酒が健康に及ぼす影響について、地域で普及啓発に努めます。
- 未成年へのお酒の販売、提供を行わないよう、年齢確認を徹底します。

## ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
適正飲酒の啓発	過剰飲酒が及ぼす影響・適量飲酒・休肝日の必要性の普及啓発に努めます。		●	●	●	保健福祉課
母子保健との連携	母子健康手帳の発行時、妊娠届出時アンケートにより、飲酒の有無を確認し、飲酒をしている場合には必要に応じて指導を行います。		●			保健福祉課
未成年の飲酒の防止	小・中学校の児童・生徒・保護者に対して、未成年の飲酒の危険性について啓発します。	●	●	●		教育委員会
飲酒に頼らないストレス解消法の啓発	お酒に頼らない、適切なストレス解消法の普及啓発に努めます。		●	●	●	保健福祉課
健診結果相談会	健診結果相談会において、不適切な飲酒習慣のある方に対し、適切な飲酒習慣についての指導を行います。		●	●	●	保健福祉課

## ④数値目標

指標	対象	前計画策定時の値 (平成27年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
お酒を飲む人のうち、1日の飲酒量が2合以上の割合	20歳以上74歳以下の町民	35.5% <sup>①</sup> (H28)	32.5% <sup>②</sup>	20.0% <sup>③</sup> 以下
適正飲酒量の認知度	20歳以上74歳以下の町民	49.5% <sup>①</sup> (H28)	47.1% <sup>②</sup>	80.0% <sup>③</sup>
未成年の飲酒は、からだに害があると思う児童・生徒の割合*	小学生	-	94.2% <sup>②</sup>	100.0%
	中学生	-	87.1% <sup>②</sup>	100.0%

①平成28年7月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

②令和4年1月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

③南越前町の前計画の目標値です。

※「\*」印がついた指標は、平成28年7月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」に該当する設問がありません。

## (5) 身体活動・運動

### 行動目標

運動習慣を身に付け、こころとからだの健康を増進させよう。

住民が運動習慣を身に付け、生涯を通じて運動を楽しめるよう、啓発や運動環境の整備に努めます。

#### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
子ども	○ 学校の授業や部活動などを通じて、運動やスポーツに親しみます。
若者	○ 1回30分以上の軽い汗をかく運動を週2回以上行い、健康の維持と増進に努めます。 ○ 体力の維持や向上に有効な方法を学び、実践します。
壮年期	○ 1回30分以上の軽い汗をかく運動を週2回以上継続します。 ○ 家族や仲間に関心をもち、運動を継続するよう励まします。
高齢期	○ できるだけ歩くようにし、健康寿命の延伸に努めます。 ○ 地域活動やボランティア活動などに積極的に参加し、社会とのつながりを保ちます。 ○ 身近な通いの場等で介護予防・フレイル対策に取り組み、運動機能の維持向上に努めます。

#### ②地域の取組

- 地域活動の中に運動の機会を設け、年代に応じた身体活動の継続に努めるとともに、地域の人たちの交流促進を図ります。
- 集落でのラジオ体操等や、地域ふれあいサロン活動での山海里体操等で体力の維持に努めます。

#### ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
幼児期の体力づくり	ジュニアスイミングや、キッズダンスなどの教室紹介や、保育所・こども園での活動を通じた健やかな身体づくりに取り組みます。	●				保健福祉課

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
公民館や集会所への講師派遣	高齢者に対し、ふれあいサロン会場への健康運動指導士などの講師派遣を通じ、体力の維持や身体活動の活発化を促すとともに、参加者の増加に向けた広報・啓発等に努めます。				●	地域包括支援センター
保健推進員への支援	保健推進員が健康づくりに関する知識を深め、地域ぐるみでの健康づくり活動を円滑に推進していけるよう支援します。		●	●	●	保健福祉課
施設の有効利用	関係機関と連携しながら、ウォーターランド南条や南条保健福祉センターなどの、施設の利用促進を図ります。	●	●	●	●	観光まちづくり課 保健福祉課 教育委員会
運動をはじめのきっかけづくりと継続への支援	ウォーキング大会をはじめ、スポーツイベントや啓発活動などを通じ、運動習慣のない人が運動をはじめのきっかけをつくるとともに、運動の継続を支援します。	●	●	●	●	教育委員会
幅広いライフステージに応じた自主活動への支援	ライフステージや好み、健康状態に合わせて利用できる運動教室、スポーツイベント、生涯学習講座、公民館活動、自主活動サークル、ボランティア活動等を通じて自主的な運動を推進します。	●	●	●	●	保健福祉課 教育委員会
高齢者のフレイル予防に向けた取組	高齢者のフレイル予防に向けて、啓発や運動機会の充実に努めます。				●	保健福祉課 地域包括支援センター

#### ④数値目標

指標	対象	前計画策定時の値 (平成27年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
1回30分以上の軽く汗をかく運動を、週2回以上、1年以上行っている人の割合	20歳以上74歳以下の男性	21.1% <sup>①</sup> (H28)	23.9% <sup>②</sup>	40.0% <sup>③</sup>
	20歳以上74歳以下の女性	18.1% <sup>①</sup> (H28)	17.1% <sup>②</sup>	30.0% <sup>③</sup>

①平成28年7月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

②令和4年1月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

③南越前町の前計画の目標値です。

## (6) たばこ

### 行動目標

たばこの害を知り、吸わない・吸わせない・吸わされない環境をつくろう。

たばこの害の周知に努めるとともに、未成年の喫煙の防止、喫煙習慣のある人に対する禁煙の取組支援、受動喫煙の防止などに向けた取組を推進します。

#### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
子ども	○ たばこの害について学び、大人になっても喫煙しないようにします。
若者 壮年期 高齢期	○ COPDをはじめとするたばこの健康被害について正しい知識を身に付けます。 ○ 20歳未満は絶対に喫煙しないようにします。 ○ 20歳になっても好奇心やまわりの誘惑などに惑わされず、喫煙しないようにします。 ○ 喫煙習慣のある人は禁煙に挑戦し、喫煙習慣を断ち切るように努めます。 ○ 喫煙する際はマナーを守り、受動喫煙の防止を徹底します。 ○ まわりの人にたばこを勧めないようにします。

#### ②地域の取組

- 未成年者へのたばこの販売、提供を行わないよう、年齢確認を徹底します。
- 地域活動等を通じて喫煙のリスクを周知し、喫煙習慣のある人に対しては禁煙を促し、禁煙のチャレンジを応援します。

#### ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
公共施設の禁煙・分煙の徹底	公共施設において、禁煙及び分煙の徹底に努めます。	●	●	●	●	総務課 他
家庭や職場における禁煙・分煙の促進	家庭や職場での受動喫煙を防止するため、住民や企業等に対し、禁煙・分煙の徹底に向けた啓発や働きかけを行います。		●	●	●	保健福祉課

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
母子の喫煙、受動喫煙の防止	母子健康手帳の発行時、妊娠届出時アンケートにより、母や家族の喫煙の有無を確認し、必要に応じて指導を行います。乳幼児健診の際、たばこの危険性についてリーフレット等を用いて注意喚起します。		●			保健福祉課
未成年の喫煙の防止	小・中学校の児童・生徒・保護者に対して、たばこの害について啓発するとともに、未成年に喫煙をさせない住民意識の醸成に努めます。	●	●			教育委員会
禁煙支援	喫煙がもたらす健康被害について情報提供するほか、禁煙を希望する方に対する相談に応じ、禁煙外来の紹介など禁煙支援を行います。		●	●	●	保健福祉課
COPDの周知	COPDの認知度向上に向けた取組として、ホームページや広報誌への掲載、ケーブルテレビによる情報提供を行います。	●	●	●	●	保健福祉課

#### ④数値目標

指標	対象	前計画策定時の値 (平成27年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
喫煙率 <sup>①</sup>	20歳以上74歳以下の町民	17.5% <sup>④</sup> (H28)	17.5% <sup>⑤</sup>	12.0% 以下
妊産婦の喫煙率 <sup>②</sup> (母子健康手帳発行時)	妊産婦	2.6%	0.0%	0.0%
COPDの認知度 <sup>③</sup>	20歳以上74歳以下の町民	43.8% <sup>④</sup> (H28)	40.4% <sup>⑤</sup>	80.0%

①健康日本21（第二次）における目標値は、成人の喫煙率12%（令和4年度）

②健康日本21（第二次）における目標値は、妊娠中の喫煙率0%（令和4年度）

③健康日本21（第二次）における目標値は、認知度80%（令和4年度）

④平成28年7月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

⑤令和4年1月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

## (7) 感染症対策（新規）

### 行動目標

感染症に対する正しい知識を学び、予防対策を徹底しよう。

各種感染症予防のための知識や生活習慣の普及に努めるとともに、必要な予防接種を実施します。

#### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
子ども	○ 正しい手洗いの方法などの感染防止対策について学び、実践します。
若者 壮年期	○ 感染症とその予防策について学び、手洗いの励行など、日常生活の中で感染予防策を徹底します。 ○ 性感染症とその予防策について学びます。 ○ 公共施設や公共交通機関、店舗などにおける感染予防マナーを遵守します。
高齢期	○ 高齢期ならではの感染症リスクを知り、感染予防を徹底します。

#### ②地域の取組

- 地域活動において、感染予防策を徹底します。
- 感染症は誰もが感染する可能性があることを理解し、お互いを思いやる心と人権意識をもって、差別はしないようにします。

#### ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
予防接種の実施	法律で定められた子ども対象の定期予防接種をはじめ、必要な予防接種を実施するとともに、その啓発に努めます。	●	●	●	●	保健福祉課

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
感染症に対する正しい知識の普及	感染症とその予防策について、広報等を通じて啓発・周知に努めます。	●	●	●	●	保健福祉課
食中毒の予防に向けた取組	食中毒の防止に向けた正しい知識を、季節に応じて啓発・周知します。	●	●	●	●	保健福祉課
性感染症についての教育の推進	学校教育などを通じ、性感染症の予防に向けた教育を、年齢に応じて推進します。	●	●			教育委員会
保育所・こども園、学校等における感染症対策の徹底	保育所・こども園、学校やその関連施設等において、感染症対策を徹底します。	●	●			保健福祉課 教育委員会
公共施設及び町の実施事業に際しての感染症対策の徹底	公共施設や町が実施するイベント、事業等の会場において、アルコールの設置など感染予防対策を徹底します。	●	●	●	●	各課
感染者に対する人権侵害の防止	感染者に対する差別や偏見の防止に向けた周知を実施します。	●	●	●	●	保健福祉課

#### ④数値目標

指標	対象	前計画策定時の値 (平成27年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
感染症予防に関する啓発の回数	全住民	-	-	1回以上/年
食中毒予防に関する啓発の回数	全住民	-	-	1回以上/年

※新規項目につき、前計画策定時と令和3年度の実績値はなし。

## 1. 具体的施策の展開

### (1) 栄養・食生活

#### 行動目標

1日3食、栄養バランスのとれた食事をしよう。

幼少期から栄養バランスのとれた適切な食事をとれるよう啓発するとともに、住民が食事を通じて健康の維持・増進を図れるよう支援します。

#### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児から、早寝早起き・朝ごはんをはじめとした、規則正しい生活習慣について理解し、栄養バランスの良い食事をとります。</li> <li>○ 子どもにとってのおやつの大切さや適切なとり方について学び、実践します。</li> </ul>
若者 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族そろって、楽しい食事を心がけます。</li> <li>○ 子どもがいる人は、子どもにとっての適切な食習慣やおやつのとりを学び、日常生活に取り入れるようにします。</li> <li>○ 外食や中食に偏らないように注意し、栄養バランスのとれた食事を心がけます。</li> <li>○ 過食を避け、腹八分目を実践します。</li> <li>○ 食品や調味料の食塩量をチェックし、食事は薄味を心がけるなど減塩を心がけます。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者にふさわしい食習慣について学び、実践します。</li> <li>○ 毎日3食、主食・主菜・副菜の組み合わせで、いろいろな食品をとることに心がけ、介護予防・フレイル対策につなげます。</li> </ul>

#### ②地域の取組

- 町内の店舗においては、栄養バランスの良い弁当や野菜を使った総菜を積極的に取り入れます。地元食材も積極的に取り入れます。
- 食生活改善推進員などと協力し、食事・栄養に関する講義や教室等を開催します。

### ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
妊産婦のいる家庭や、就学前の子どもをもつ家庭への取組	マタニティセミナー、子育て支援センター、各種乳幼児健診での食に対する取組（薄味、栄養バランス、食育等）を継続します。		●			保健福祉課
保育所・こども園での取組	食育に対する取組を継続、強化します。園児、保護者を対象に専門家（栄養士等）による、食に対する講座を開催します。	●	●			保健福祉課
小・中学生の朝食欠食の解消	小・中学生の朝食欠食の解消に向け、学校を通じた児童・生徒への指導や、保護者への啓発を行います。	●	●			教育委員会 保健福祉課
働き盛りを中心とする食生活対策	弁当・総菜等の購入や外食等に際して、栄養バランスがとれた適切なメニュー選択ができるよう、特定健診などの場を通じて普及啓発を強化します。			●		保健福祉課
食生活改善推進員に対する支援	食を通して地域の健康づくりをサポートする食生活改善推進員の、食や食育に対する知識の獲得、意識向上を支援します。		●	●	●	保健福祉課
弁当宅配支援事業	高齢者の食を支援するため、65歳以上の高齢者のみ世帯等へ弁当を配達する事業所に対して、補助金を交付します。				●	保健福祉課
がん予防スタートプロジェクトのいっそうの啓発（再掲）	本町独自の取組である「がん予防スタートプロジェクト」の「腹八分目」「減塩」「食事のバランス」「定期的ながん検診」が理解され実践されるよう、いっそうの普及に向けた取組を行います。	●	●	●	●	保健福祉課

#### ④数値目標

指 標	対 象	前計画策定時の値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 10 年度)
児童・生徒の朝食欠食率	小学生	0.0% <sup>②</sup> (H28)	2.9% <sup>③</sup>	0.0%
	中学生	3.2% <sup>②</sup> (H28)	10.0% <sup>③</sup>	0.0%
特定健診受診者のうち BMI25 以上の人の割合 <sup>①</sup>	特定健診を受診 した男性	29.3% <sup>④</sup>	38.1% <sup>④</sup>	28.0%以下
	特定健診を受診 した女性	23.5% <sup>④</sup>	21.5% <sup>④</sup>	19.0%以下

①健康日本 21（第二次）における目標値は、肥満者（BMI25 以上）の割合、20～60 歳代男性で 28%、40～60 歳代女性で 19%（令和 4 年度）

②平成 28 年 7 月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

③令和 4 年 1 月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

④KDB システム

## (2) 食育の推進

### 行動目標

食育を推進し、地元食材と伝統的な食文化を大切にしよう。

#### ①住民の取組

ライフステージ	主な取組
全年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食事がとれることに感謝の気持ちを持ちます。</li> <li>○ 料理は、適切な量を作って、食べきります。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地元の食材や農林水産業などについて学び、農林漁業体験などの機会があれば、積極的に参加します。</li> <li>○ 給食を通じて地域の食材や伝統食などについて学びます。</li> </ul>
若者 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭での食事に、地元の食材や伝統食を取り入れるようにします。</li> <li>○ 食育について学び、子どもたちにその成果を伝えます。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地元の自然の豊かさや食材、伝統食などについて、若い人たちに伝えるようにします。</li> </ul>

#### ②地域の取組

- 保育所・こども園・学校では、野菜の栽培や農林漁業体験等を通じた食育活動を行います。小・中学校においては、地元の食材を使った献立を積極的に取り入れます。
- 町内店舗では、地元食材を使用した食材を積極的に取り入れ、周知に努めます。

#### ③町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
地産地消への取組	地元を代表する食品や調理方法について、ケーブルテレビ・広報・ホームページ、SNS等の多様な媒体や町内店舗の協力のもと紹介します。給食において、継続して地元食材を積極的に使用します。	●	●	●	●	保健福祉課 農林水産課 教育委員会
農林漁業にふれる機会の充実	学校教育などを通じて、子どもたちが農林漁業の現場に親しみ、理解を深めるような取組を推進します。	●	●			教育委員会 農林水産課

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
各種団体（食生活改善推進員等）に対する支援	伝統的な食文化に対する普及啓発や活動を支援します。		●	●	●	保健福祉課

#### ④数値目標

指標	対象	前計画策定時の値 (平成27年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
学校給食における 地場産食材の使用状況	6月調査	44.8%	41.8%	45.0%
	11月調査	63.2%	60.8%	65.0%
伝統料理を知っている 児童・生徒の割合*	小学生	-	68.1% <sup>①</sup>	70.0%
	中学生	-	61.4% <sup>①</sup>	70.0%

①令和4年1月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」の結果に基づく数値です。

※「\*」印がついた指標は、平成28年7月に実施した「南越前町健康づくりアンケート」に該当する設問がありません。

## 1. 基本方針

本町の自殺者の状況は、0人の年が連続することもあります。平成24年から令和3年までの10年間では10人の自殺者が出るなど、自殺者数ゼロの継続へ向けた対策の強化が重要となっています。

また、自殺者の背景には自殺に至るリスクを抱えた人がいると考えられることから、普段から住民の心身の健康維持に努め、潜在的なリスクを解消するとともに、誰もが生きがいをもって暮らせるよう、生きる支援の強化を図る必要があります。

自殺の要因は様々であり、それらが複雑に絡み合っています。また、誰でもリスク要因を抱えており、いつ自殺を思い至る状況にまで追い込まれるかはわかりません。

このため、地域住民が互いに気を配り合い、誰かの変調に早期に気づき適切な対処ができるようになることが重要です。

また、自殺対策には悩みや課題の解消とともに、誰もが誇りと生きがいをもって暮らせるような環境づくりが必要です。

このため、相談支援体制を充実させるとともに、差別や偏見をなくし、自己肯定感を育み、自分の志望や個性にふさわしい生き方が選択できるような地域社会の実現を、すべての住民の協働で築き上げる必要があります。

本計画では、国から全国で実施することが望ましいとされている5つの基本施策と、本町の特性に応じた2つの重点施策にのっとり、誰もが生きがいを感じながら毎日を過ごし、悩みや課題等には地域全体で支援してもらえるようなまちを目指します。

### 国が示す基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### 本町の特性に応じた重点施策

- 1 高齢者への支援
- 2 感染症や災害に影響を受けた人への支援

## 2. 具体的施策の展開

※「自殺対策行動計画」は主として行政の取組をまとめたものであるため、ライフステージ別の現状と課題は記載していません。

### 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

#### 行動目標

すべての住民の協力と協働で自殺を防ごう。

自殺に至る要因は、心身の健康問題をはじめ、家庭や学校・職場・地域等での人間関係、経済問題など、広範囲に及ぶため、関連する機関や人の連携強化を図り、多面的・総合的に自殺対策を推進します。

#### ①住民・地域の取組

- 近所の人たちとあいさつをするなど親しくなり、誰かの変調に気付いたらすぐに必要な機関等につなげることができるよう、町の自殺対策や相談先などについて知識を深めます。
- 価値観や個性の多様性を認め、それらを尊重する気持ちを持ち、自他の人権を大切にするようにします。

#### ②町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
南越前町健康増進・食育推進・自殺対策連絡会（仮称）	庁内各課、関係機関、民生委員児童委員・保健推進員・食生活改善推進員等の関係団体等による連絡会を設置し、本計画の進捗状況を検証するとともに、情報交換・共有や効果的な取組内容を検討します。	●	●	●	●	保健福祉課 教育委員会
広域連携の推進	丹南地区地域・職域連携推進協議会や管内自殺対策市町担当者会議等にて、情報交換・共有などを実施し、協働して課題の解決を目指します。	●	●	●	●	保健福祉課

#### ③数値目標

指標	前計画策定時の値 (平成 29 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 10 年度)
南越前町健康増進・食育推進・自殺対策連絡会（仮称）の開催*	-	0回/年	1回/年

※自殺対策行動計画は前計画が第一次であるため、「\*」印の項目は基準値が存在しません。

## 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

### 行動目標

誰もがゲートキーパー役を果たし、支える人になろう。

悩みを抱えながらも、それを表には出さず、誰にも相談できない人たちの変調に気付き、適切な対応ができることに加え、多くの方が生きる支援の推進役となれるよう、必要な知識やノウハウの普及に努めます。

#### ①住民・地域の取組

- 家庭や職場、地域などで関わりのある人の心身の状況に目を配り、変調が感じられれば相談に応じられるよう、ゲートキーパーとしての基礎知識を身に付け実践します。
- ゲートキーパーは、ステップアップ研修を受講し、相談対応力の向上を図ります。

#### ②町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
ゲートキーパー養成の推進	日ごろから地域住民への見守り活動に尽力されている民生委員児童委員、子どもの登下校を見守るボランティア及び一般住民、並びに町の職員・教職員を対象に、ゲートキーパー養成講座及びその後のステップアップ研修を開催します。		●	●	●	保健福祉課

#### ③数値目標

指標	前計画策定時の値 (平成 29 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 10 年度)
ゲートキーパー養成講座の延べ受講者数	367 人	958 人	1,100 人
ゲートキーパーステップアップ研修受講者数	-	0 人	150 人

## 基本施策3 住民への啓発と周知

### 行動目標

こころの健康や生きる支援について、もっと学ぼう。

自殺のリスクを自分ごととして捉え、すべての住民が自殺のリスクやその予防策を身に付け、万一、深刻な悩みなどを抱えてもすぐに専門機関に相談するなど適切に対処できるよう、自殺予防に向けた積極的な情報発信を計画的・継続的に実施します。

#### ①住民・地域の取組

- 自殺のリスクを他人ごとと思わず、自分ごとと捉えて積極的に関連情報に接するようにします。
- 自殺対策に関する知識や心構えを身に付けます。

#### ②町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
自殺予防週間・月間に合わせた啓発	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策やこころの健康、生きる支援に関する周知に努めます。	●	●	●	●	保健福祉課
図書館における啓発用ブースの設置	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間などの機会を活用し、こころとからだの健康に関するブースを設置します。	●	●	●	●	保健福祉課 教育委員会
各種相談窓口の周知	広報誌「南えちぜん」をはじめ、様々な媒体・機会を活用して、各種相談窓口の周知に努めます。		●	●	●	保健福祉課
働き世代へのこころの健康普及啓発	働き盛り世代に対してこころの健康についての啓発活動を行います。		●	●		保健福祉課

#### ③数値目標

指標	前計画策定時の値 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)に合わせた自殺対策やこころの健康、生きる支援に関する周知の実施*	-	1回/年	2回/年
図書館における啓発用ブースの設置*	-	0回/年	1回/年

※自殺対策行動計画は前計画が第一次であるため、「\*」印の項目は基準値が存在しません。

## 基本施策 4 生きることの促進要因への支援

### 行動目標

誰もが前向きに生き生きと暮らせる地域をつくろう。

価値観が多様化し、ストレスを抱えやすい現代社会において、住民が自らのこころの状態を正しく把握し、課題があれば直ちに対処できるよう、相談や学習機会の充実に努めます。

#### ①住民・地域の取組

- 悩みやストレスなどを感じたら、積極的にストレスチェックを受けたり相談窓口や相談会で相談したりするなど、自らのこころの状態に向き合い、改善を図ります。
- 保育園、子育て支援センター等の関係機関は、子育て中の親の心身の状況に目を配り、変調があった場合は、保健福祉課等の相談機関につなげます。

#### ②町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
こころの相談の開催	こころに悩みをもつ方やその家族を対象に、精神科医などの専門職による「こころの相談」を年2回開催します。	●	●	●	●	保健福祉課
健康診査時におけるストレスチェック相談事業の実施	健康診査において、ストレスに関する自己チェック(こころの健康度自己評価票)を実施します。ハイリスク者及び相談希望のある方に対する相談支援の場として、同会場にて公認心理師・臨床心理士等が個別相談に応じます。		●	●	●	保健福祉課
生涯学習講座の開催	地域貢献への関心を高める、または新たな生きがいの発掘の観点から「生涯学習講座」のテーマに、生きる支援を盛り込みます。		●	●	●	教育委員会
広域的な取組との連携	丹南健康福祉センターやホッとサポートふくい等が実施する相談会や講座等の情報を積極的に発信し、その活用を促進します。	●	●	●		保健福祉課

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
児童・生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用	Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）やアセス（学校適応感尺度）を活用して児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学校運営や授業を改善します。	●	●			教育委員会
いじめ不登校対策	小・中学校のいじめ不登校があると認められるまたは疑いがある場合、担当教員が集まり、事例を通じた情報共有を行います。	●	●			教育委員会
産後うつ病対策の推進	産婦健康診査の問診や赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票を活用した産後うつ病チェックなどを合わせて総合的に母親の精神状態を把握し、産後うつ病の早期発見・早期治療を推進します。		●	●		保健福祉課
産後ケア事業の推進	育児不安を抱える産婦を対象に、助産師による保健指導、育児相談を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図ります。		●	●		保健福祉課
ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施	本人や家族からの支援ニーズの把握に努め、家庭支援、家庭訪問による継続的な個別支援を実施します。またひきこもり状態にある方の社会参加を促す取組をサポステふくいと連携して実施します。	●	●	●	●	保健福祉課
子どもの居場所づくり	家族や学校、地域などで孤立し居場所のない子どもたちのための居場所づくりについて検討します。	●	●			保健福祉課 教育委員会
適応指導教室つばさ	心理的要因等により学校生活への適応が困難で、登校できない状態または不登校傾向の状態にある児童・生徒に対し、学校への復帰を目指して適応指導を行います。	●	●			保健福祉課 教育委員会

### ③数値目標

指 標	前計画策定時の値 (平成 29 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 10 年度)
こころの相談の開催	2回/年	2回/年	2回/年
ストレスチェック実施者数	337 人/年	352 人/年	360 人/年
生涯学習講座のテーマに「生きる支援」を盛り込む回数	1回/年	0回/年	1回/年
産婦健康診査の受診率	82.7%	98.2%	100.0%

## 基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

### 行動目標

悩んだときは、すぐに誰かに相談しよう。

子どもは困難な状況にあってもそれを適切に言語化し、まわりに支援を求めることが困難な状況に陥りやすいことから、SOS の出し方について子どもに周知するとともに、保護者や教員、地域の人など子どもを取り巻くすべての人が子どもの SOS に気付き、ゲートキーパーとしての役割を果たせるよう、必要な基礎的な知識やノウハウの普及に努めます。

#### ①住民・地域の取組

- 地域の子もたちの変調に気付けるよう、日ごろから近所付き合いを大切にします。
- 支援が必要な子どもがいた場合、すぐに必要な支援につなげるようにします。
- 教職員や地域の住民はゲートキーパー養成講座等を受講するなどし、自らが子どもたちの SOS の受け手となれるように努めます。
- 児童・生徒は悩んだ時（生きづらさを感じた時）に自分のできる方法で SOS を発信します。

#### ②町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
小・中学校での授業の実施	「SOS の出し方に関する教育」の授業や学級指導を実施し、その方法やノウハウの蓄積や結果を踏まえて、内容の改善や工夫を継続的に行います。	●	●			教育委員会
保護者・住民への周知	住民が自分の子どもや地域の子もたちの SOS に気付き適切に対処できるよう、広報や生涯学習などを通じて、知識やノウハウの周知に努めます。		●	●	●	保健福祉課 教育委員会

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
ゲートキーパー養成の推進（再掲）	日ごろから地域住民への見守り活動に尽力されている民生委員児童委員、子どもの登下校を見守るボランティア及び一般住民、並びに町の職員・教職員を対象に、ゲートキーパー養成講座及びその後のステップアップ研修を開催します。		●	●	●	保健福祉課

### ③数値目標

指標	前計画策定時の値 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
小・中学生向け「SOSの出し方に関する教育」の授業の実施*	-	0回/年	5回/年

※自殺対策行動計画は前計画が第一次であるため、「\*」印の項目は基準値が存在しません。

## 重点施策 1 高齢者への支援

### 行動目標

地域の力で高齢者の健康と生きがいをつくろう。

高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって暮らせるよう、地域全体で高齢者を支える体制の充実に向け、多面的・総合的な施策を実施します。

#### ①住民・地域の取組

- これまで地域の発展を支え、広範な知識と経験をもつ高齢者を大切にし、その意見や発言に耳を傾け、今後のまちづくりに活かすようにします。
- 地域において高齢者に関わるすべての人は、地域の高齢者に気を配り、困りごとや変調などに気付いたら、保健福祉課等の相談機関につなげます。
- 自分が高齢者の支え手になれるよう、認知症サポーター養成講座を受講するなど、必要な知識とノウハウの取得に努めます。
- ケアマネジャーやサービス提供事業所等は、サービス利用者の心身の状況で変調があった場合は、保健福祉課等の相談機関につなげます。
- 民生委員児童委員は、地域活動を実践する中で、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話をきいて、保健福祉課等の必要な支援につなげ、地区の中で見守ります。

#### ②町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
フレイル把握と健康状態未把握者への支援	フレイル状態にある高齢者や健診・医療や介護サービス等につながっておらず、健康状態が不明な高齢者等を把握し心身機能の向上と孤立を防ぐため、適切な支援やサービスにつなぎます。				●	保健福祉課
地域ふれあいサロン	集まるだけで「介護予防」を合言葉に、地区集会施設等を利用して、高齢者のとじこもり予防、認知症予防を目的とした地域ふれあいサロンの開催を支援します。				●	保健福祉課 地域包括支援センター
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターが中核となり、各種保健・医療・福祉サービスの調整や関係機関につなげるなどの支援を行います。				●	地域包括支援センター

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療と介護の課題を抽出しながら、高齢者が必要な医療や介護サービスを安心して受けられる地域づくりを目指します。				●	地域包括支援センター
生活支援体制整備事業	軽度の支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが提供される体制を整えるため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、情報共有・連携強化の場として町全域及び日常生活圏域で協議体を設置します。				●	保健福祉課 社会福祉協議会
地域ケア会議推進事業	高齢者の自立支援に向けて多職種から専門的な助言を受けて個別事例を検討する会議と、そこから地域の課題を的確に把握し、解決していく手段を導きだすための会議を開催します。				●	保健福祉課 地域包括支援センター
認知症総合支援事業	認知症の理解と知識の普及、早期発見と早期対応の体制整備、家族介護者への支援の充実を図るため、認知症サポーターの養成やもの忘れ検診などを実施します。				●	地域包括支援センター
介護認定調査を通じた支援と対応	訪問調査の際に、介護サービスのほかに何らかの支援が必要と判断される場合には、支援が可能な関係機関と連携するとともに適切な対応にあたります。				●	保健福祉課
介護予防ケアマネジメント・居宅介護支援	専門職が自宅を訪問して介護相談に応じ、介護サービスの調整や関係機関と連携しながら在宅生活を支援します。				●	地域包括支援センター
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に対し、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練やとじこもり予防、自立支援に資する訪問や通所によるサービスを提供します。				●	保健福祉課 地域包括支援センター

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
老人クラブ活動への参加促進	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブへの加入と活動への参加促進を図り、生きがいをもって社会活動に参加することで、こころの健康の保持増進を促します。				●	保健福祉課
シルバー人材センターへの参加促進	高齢者が、経験や知識・技能を活かして生きがいを得て、さらには地域社会に貢献できるシルバー人材センターへの会員登録と活動への参加促進により、こころの健康の保持増進を促します。				●	保健福祉課
緊急通報体制整備事業	概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者などに、緊急時における援護を迅速に行うため通報装置を設置し、安心して生活できる環境を整備します。				●	保健福祉課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に向けて町が申立てをした場合の鑑定費用や後見人選定後の報酬等、必要な経費について助成するとともに、必要な人に支援が行きわたるよう、啓発に努めます。				●	保健福祉課 地域包括支援センター
弁当宅配支援事業（再掲）	高齢者の食を支援するため、65 歳以上の高齢者のみ世帯等へ弁当を配達する事業所に対して、補助金を交付します。				●	保健福祉課
スポーツ大会の実施	高齢者の生きがいづくりや体の健康づくりを目的とし、ペタンク・マレットゴルフ・グラウンドゴルフ等のスポーツ大会を実施します。				●	保健福祉課
多世代交流の場の充実	学校教育や地域活動などを通じ、多世代が交流できる機会や場の充実に努めます。				●	保健福祉課 教育委員会

### ③数値目標

指標	前計画策定時の値 (平成 29 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 10 年度)
地域ケア会議の開催回数	8回/年	8回/年	8回/年

## 重点施策 2 感染症や災害に影響を受けた人への支援（新規）

### 行動目標

感染症や災害の影響で困っている人に気付き、支援しよう。

コロナ禍や令和4年8月に発生した大雨による大規模な水害などの影響で、経済的な困窮や将来への不安などから心身の不調を抱える人が出ないように、様々な経済的支援に加え、相談体制の充実に努めます。

#### ①住民・地域の取組

- 自分自身の心の状態に注意を向け、悩んだ時（生きづらさを感じた時）は、周囲の人や相談機関に相談します。
- 新型コロナウイルス感染者やその家族等について、生活や心身の状態に変調がないか気にかけるようにします。
- 被災地域に関わるすべての人は、被害の有無や状況にかかわらず、被災地域の住民に気を配り、困りごとや変調などに気付いたら、保健福祉課等の相談機関につなげます。

#### ②町の取組

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
災害に伴うこころのケアの実施	精神科医師等の相談会や訪問、関係機関との連携などにより、災害後の悩みや心身の不調など、こころのケアが必要な人を把握し、必要な支援につなげます。	●	●	●	●	保健福祉課
健康診査時におけるストレスチェック相談事業の実施（再掲）	健康診査において、ストレスに関する自己チェック（こころの健康度自己評価票）を実施します。ハイリスク者及び相談希望のある方に対する相談支援の場として、同会場にて公認心理師・臨床心理士等が個別相談に応じます。		●	●	●	保健福祉課
ゲートキーパー養成の推進（再掲）	日ごろから地域住民への見守り活動に尽力されている民生委員児童委員、子どもの登下校を見守るボランティア及び一般住民、並びに町の職員・教職員を対象に、ゲートキーパー養成講座及びその後のステップアップ研修を開催します。		●	●	●	保健福祉課

取組	取組の内容	主な対象年代				担当課
		子	若	壮	高	
無料法律相談の開催	弁護士による無料法律相談を、毎月1回、社会福祉協議会に委託して実施します。		●	●	●	保健福祉課 社会福祉協議会
自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、自立支援計画（プラン）の作成、認定生活困窮者就労訓練事業の利用あっせん等、様々な支援を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。		●	●	●	丹南健康福祉センター 保健福祉課
就労準備支援事業	一般就労に必要な基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います。		●	●		丹南健康福祉センター 保健福祉課
一時生活支援事業	住居の無い方に、一定期間、宿泊場所等を提供します。		●	●	●	丹南健康福祉センター 保健福祉課
家計相談支援事業	家計の状況の抜本的な課題を把握し、支援計画の作成、貸付のあっせんなどを行います。		●	●	●	丹南健康福祉センター 保健福祉課
学習支援事業	生活に困窮されている世帯の子どもに、学習機会を提供します。	●				丹南健康福祉センター 保健福祉課
生活保護事務	生活に困窮している方に対して必要な保護を行い、最低限度の生活保障や自立支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援先につなげます。		●	●	●	丹南健康福祉センター 保健福祉課
生活福祉資金の貸付	民生委員児童委員協議会と連携し、低所得者や高齢者世帯、障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。		●	●	●	保健福祉課 社会福祉協議会
水害罹災者に対する経済的支援	大規模な水害に対し、災害見舞金をはじめ生活再建や復興に必要な支援金・補助金・給付金等を支払うほか、税などの減免を行います。		●	●	●	総務課 町民税務課

### ③数値目標

指 標	前計画策定時の値 (平成 29 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 10 年度)
不安、悩み、苦勞などがあった場合の相談 相手がない人の割合	16.5%	8.2%	5.0%
経済困窮、就労支援に関する相談窓口の広報 誌の掲載	-	0回/年	1回/年

## 1. 住民の参画と協働による健康づくり

---

健康増進・食育推進・自殺予防はいずれも行政の重要な課題であるとともに、住民一人ひとりが日ごろから自らの心身の健康に留意し、適切な生活習慣を身に付けることや、まわりの人に対する敬意や思いやりのこころを育むことが重要です。

このため、住民が自ら心身の健康増進や食育推進の主体となるよう、町は積極的な情報発信や啓発を行うとともに、住民の自発的な活動を支援するなどして、住民や関係機関の参画を促進し、行政と住民・関係機関の協働による心身の健康づくりに取り組みます。

（関係機関：保健推進員、食生活改善推進員、町区長会連合会、町壮年団体連絡協議会、町子ども会育成連絡協議会、町民生委員児童委員協議会、町内医療機関など）

## 2. 各主体の役割

---

### （1）行政の役割

本計画を広く住民に浸透させるとともに、住民が気軽に心身の健康づくりに取り組めるよう、町全体で支援する環境・仕組みづくりに努めます。

また、心身の健康の問題や自殺対策は、関連する分野が多岐にわたるため、全庁が一丸となって課題や目標を共有し、全庁体制で課題の解決を目指します。

### （2）住民の役割

自身と家族やまわりの方の心身の健康に気を配り、望ましい生活習慣を実践するとともに、休養やワーク・ライフ・バランスの大切さを理解して決して無理をしない姿勢を身に付けることが重要です。

また、地域社会の一員として、健康づくりなどに関する講座などに参加し、自らも健康づくりに関する地域活動に積極的に参画することが望まれます。

### （3）関係機関・団体の役割

医療機関やその関係者、地域のボランティア団体等は、その専門性を活かした健康づくり活動に積極的に参画するとともに、住民の心身の健康づくりに役立つ情報を行政や住民に積極的に提供する役割が期待されます。

また、行政や住民と連携し、町全体で一体的・総合的な健康づくりを推進する主体の一員として、積極的な参画が望まれます。

### 3. 計画の進捗管理

---

本計画の進捗状況は、各種の統計や、アンケート調査、庁内各課の検証などの結果に基づき、検証を行います。

進捗が計画通りに進んでいない場合は、その要因を分析し、施策の推進方針・方法を見直すとともに、見直し後の効果についても、検証を行います。

また、社会状況や環境の変化を常に注視し、本計画に関わる大きな変化があった場合は、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

以上のような計画・実行・評価・見直しを繰り返す PDCA サイクルを実践することにより、計画の実効性を担保します。

## 1. 本計画策定の経緯

年月日	内 容
令和4年1月	「南越前町健康づくりアンケート調査」実施 (成人及び小・中学生対象)
3月	「南越前町健康づくりアンケート調査結果報告書」策定
9月22日(木)	第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動 計画策定委員会(第1回)開催 【協議事項】 1) 委員長および副委員長の選任について 2) 第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策 行動計画策定に関する基本方針について
10月	庁内における前計画の評価・検証の実施
11月24日(木)	第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動 計画策定委員会(第2回)開催 【協議事項】 1) 第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策 行動計画の素案について
令和5年1月19日(木)	第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動 計画策定委員会(第3回)開催 【協議事項】 1) 第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策 行動計画(案)について
2月10日(金)～ 2月24日(金)	パブリック・コメントの実施
3月2日(木)	第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動 計画策定委員会(第4回)開催 【協議事項】 1) 第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策 行動計画(案)について

## 2. 南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画策定委員会設置規則

令和4年3月25日  
南越前町規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、南越前町附属機関設置条例(令和元年南越前町条例第19号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、健康増進・食育推進・自殺対策に関する基本的な計画(以下「計画」という。)を策定するため、南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討し、町長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要なこと。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療、教育についての学識経験を有する者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 行政機関職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は保健福祉課が行う。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める提言のあった日をもって終了する。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南越前町条例第36号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### 3. 南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画策定委員会 委員名簿

	所 属 等		氏名	備考
1	南越前町国民健康保険 今庄診療所	所長	萩野 正樹	委員長
2	はこだ歯科医院	院長	箱田 信之	副委員長
3	公認心理師・臨床心理士協会	会長	小林 真実	
4	福井県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 健康増進課	部長	木下恵美子	
5	河野保育園	園長	今村 和美	
6	南条郡校長会	会長 (湯尾小校長)	檀尾 政喜	
7	南越地方教育委員会連絡協議会	教育審議官	牧野 吉伸	
8	南越前町区長会連合会	副会長	藤本 利明	
9	南越前町スポーツ推進委員会	会長	河野 勝敏	
10	南越前町保健推進員会	副会長	三田村和子	
11	南越前町食生活改善推進員会	副会長	森 久美子	
12	南越前町民生委員児童委員 協議会	会長	今村ゆみ子	
13	南越前町社会福祉協議会	事務局長	細川 泰司	
14	個人（福井県栄養士会所属）	管理栄養士	山本 智美	
15	個人	健康運動 指導士	高橋有希子	

## 4. 用語解説

---

### ア

#### ●アウトリーチ

「手を伸ばす」という意味で、支援を必要とする人が相談に来るのを待つのではなく、積極的に探し出して働きかけることをいう。

#### ●アセス（学校適応感尺度）

Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres の略（ASSESS）で、6つの要因からなる34問のアンケートから、子どもの実態を客観的に把握することのできる尺度。

#### ●SNS

Social Networking Service の略で、インターネットなどを活用して人と人をつなぐサービスのこと。LINE（ライン）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）などがある。

### カ

#### ●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。命の門番（ゲートキーパー）と位置付けられる。

#### ●健康寿命

世界保健機関（WHO）が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など要介護状態の期間を差し引いた期間のこと。

#### ●健康日本21（第二次）

平成12年度から平成24年度に実施された「健康日本21（二十一世紀における国民健康づくり運動）」に続き、平成25年から行われている国民健康づくり運動のこと。①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備…の5つを基本的な方向とし、全53項目の具体的な目標値を定めている。

#### ●こども園

正式には「認定こども園」といい、幼稚園と保育所の両方の機能を併せもち、教育・保育を一体的に行う施設。0歳から就学前の子どもまで、保護者が働いている・いないに関わらず利用できる。待機児童の解消などを目的に、平成18年からはじまった。

**●COPD**

Chronic Obstructive Pulmonary Disease の略で慢性閉塞性肺疾患のこと。たばこの煙など体に有害な物質を長期間吸うことで、肺に炎症を起こす病気。かつて慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれていた病気をまとめて一つの呼び名にしたもの。

**●歯周病**

細菌の感染によって歯ぐきが赤く腫れたり、歯が抜け落ちたりする病気。痛みがないことがほとんどで、気付かないうちに病気が進行して自分の歯を失う可能性がある。歯だけではなく、動脈硬化や心臓病、早産など全身に悪影響を及ぼすことが明らかになっている。

**●食生活改善推進員**

町が行う食生活改善推進員養成研修を受講し修了した人で、住民の健康づくりや食生活改善のために活動するボランティアのこと。

**●生活支援コーディネーター**

「地域支え合い推進員」ともいわれ、高齢者やその家族が暮らしやすい環境を実現するために、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（調整）機能を果たす人のこと。

**●生活習慣病**

食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる病気の総称。日本人の死因の上位を占める、がんや心臓病、脳卒中などが含まれる。かつては「成人病」といわれていた。

**●成年後見制度**

障害や認知症などで判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人に代わって財産や権利を守り、支援する制度。

**●中食（なかしょく）**

惣菜や弁当などを買って帰り、家で食べること。外食と内食（自宅で調理して食べること）の中間にあたることから、こう呼ばれる。

**●認知症サポーター**

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。

**●BMI**

Body Mass Index の略で、体格を表す指標。肥満や低体重（やせ）の判定に用いられる。体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で計算し、18.5 未満が「低体重（やせ）」、18.5 以上 25 未満が「普通体重」、25 以上が「肥満」にあたる。

**●フッ化物**

虫歯の原因となる菌の働きを弱め、歯から溶け出したカルシウムやリンの再石灰化を促進し、歯の表面を強化する働きがある。

**●フレイル**

加齢や病気などによって、身体的・精神的な機能が衰え、弱まった状態のこと。完全に介護が必要な状態ではなく、適切な生活改善や治療などにより、改善する可能性があると考えられている。

**●保健推進員**

住民の健康の保持増進と保健活動の円滑な運営のために、健康づくりに関する知識の普及・啓発や、健康相談・講習会・健康診査への参加促進などを住民に働きかける人のこと。

**●ライフステージ**

年齢だけではなく、就職、結婚、出産、子育て、子どもの独立など人生の節目で区切った段階（ステージ）のこと。

**●ワーク・ライフ・バランス**

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和のこと。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発など自分のための時間をもてるような状態のこと。

第3次南越前町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画

発行年月／令和5年3月

発行者／南越前町 保健福祉課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1  
電話：0778-47-8007 ファックス：0778-47-3605